

官報

号外 平成十七年四月十四日

○第百六十二回 衆議院會議録 第十九号

平成十七年四月十四日(木曜日)

議事日程 第十三号

平成十七年四月十四日

午後一時開議

- 第一 有限責任事業組合契約に関する法律案
(内閣提出)
- 第二 日本アルコール産業株式会社法案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第四 浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員長提出)
- 第五 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
- 第六 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案(内閣提出)
- 第七 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

永年在職の議員森田一君、平沼赳夫君、古賀誠君、久間章生君及び高村正彦君に対し、院議をもって功労を表彰することとし、表彰文は議長に一任するの件(議長発議)

平成十七年四月十四日 衆議院會議録第十九号

永年在職議員の表彰の件

午後一時二分開議

○議長(河野洋平君) これより会議を開きます。

永年在職議員の表彰の件

○議長(河野洋平君) お諮りいたします。

本院議員として在職二十五年に達せられました森田一君、平沼赳夫君、古賀誠君、久間章生君及び高村正彦君に対し、先例により、院議をもってその功労を表彰いたしたいと存じます。

表彰文は議長に一任されたいと存じます。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よつて、そのとおり決まりました。

これより表彰文を順次朗読いたします。

議員森田一君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員平沼赳夫君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員古賀誠君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員久間章生君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

議員高村正彦君は衆議院議員に当選すること八回在職二十五年に及び常に憲政のために尽くし民意の伸張に努められた

よつて衆議院は君が永年の功労を多とし特に院議をもってこれを表彰する

〔拍手〕

この贈呈方は議長において取り計らいます。

○議長(河野洋平君) この際、たゞいま表彰を受けられました議員諸君の登壇を求めます。

〔被表彰議員登壇、拍手〕

○議長(河野洋平君) 表彰を受けられました議員諸君を代表して、森田一君から発言を求められております。これを許します。森田一君。

○森田一君 このたび衆議院より、壇上でおられる諸先生方とともに、在職二十五年の表彰を受けることになりました。甚だ光栄なことであります。

ここにおられる私以外の諸先生はそうそうたる方々ばかりでございますが、年長のゆえをもって、私が代表して御礼のごあいさつを申し上げます。(拍手)

私は、昭和九年五月十四日に、香川県坂出市に医者の長男として生をうけました。ただ、父は極めてまじめで頑固であつたため、患者がほんのわずかしからず、私が大学に通う学費にも事欠くありさまでした。

そこで、学生時代は、生活費が少なくて済む在家仏教の道場である武蔵野般若道場に身を寄せ、毎朝五時から座禅を組んだ後、登校いたしました。(拍手)

ただ、そのとき御指導を受けた芋坂光龍老師は、私の生涯の師となりました。そのとき同じく芋坂老師の御縁を得た人に、資生堂の池田守男社長がおります。

また、医学部進学コースに入学したのでありますが、郷土の先輩で大蔵大臣などを務めた津島寿一先生のお薦めによりまして法学部に転じ、大蔵省に入省いたしました。

大蔵省に入省してしばらくして、池田勇人内閣の官房長官をしていた大平正芳代議士との御縁があり、娘芳子と結婚いたしました。(拍手)

それが縁で、大蔵省在職二十三年のうち八年間は、岳父大平の秘書官をいたしておりました。大平内閣のときは首席秘書官でしたが、昭和五十五年六月十二日、大平総理が選挙の最中に急逝し、私が後継として立候補いたしました。

しかし、六月二十二日の投票日まで残された運動期間は約一週間。森田一と筆で書いた文字だけのポスターを、運動員は涙ながらに掲示板の大平のものとは差しかえたのが、ついでこの間のことのようによみがえってまいります。(拍手)

それから二十五年、八回連続当選させていただいたのも、先輩諸兄を初め、郷土香川県の皆様のおかげと心から感謝をいたしております。また、

一時体調を崩したときは、家族が一致団結して献身的に支えてくれました。(拍手)

政界では主として運輸畑を歩きました。運輸政務次官、自民党交通部会長、運輸委員長、森内閣の運輸大臣兼北海道開発庁長官をさせていだきましたが、その割には運輸行政に知識が乏しいことを恥じております。

短い運輸大臣生活でございましたが、一番の思い出は、今上陛下に内奏する機会を得、いろいろ御質問を賜ったことであります。

思うに、何もできない身でありながら、年齢を加えるにつれて、日本の国がいとおしいという気持ちに日に日に強くなっております。(拍手) 国を思う心は、家族愛、郷土愛から出発して、それが一段と昇華されたものと感じておりますが、さしたる貢献のできない我が身をいささか恥じております。

私は千里の名馬でも烈士でもありませんが、心境だけは、曹操の言う「老驥驥に伏するも、志千里にあり。烈士暮年、壯心已暮す。」というところにありますので、満堂の皆様今後とも御指導、御鞭撻をいただきますように心からお願ひ申し上げます。私のごあいさつといたします。

ありがとうございます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 本日表彰を受けられました他の議員諸君のあいさつにつきましては、これを会議録に掲載することといたします。

平沼 赴夫君のあいさつ

このたび、院議をもつて在職二十五年の表彰の栄に浴し、万感胸に迫るものがあります。顧みれば、私は幼いころより政治家になることを夢見ていました。

そして、理屈なしで出馬するならば選挙区は墳墓の地の岡山と決めておりました。

佐藤栄作先生、佐藤信二先生、それに中川一郎先生の下で修行をさせていだき、岡山一区より初出馬したのは昭和五十一年の総選挙であり、その時、私は三十代の半ばでありました。

自民党の公認も得られず、全くの無所属で出た私は東京育ち、学友も竹馬の友も皆無、文字どおりの徒手空拳での旗上げでありました。

結果は九人中最下位、供託金没収という結果でした。二回目は、党の公認もいただき勇躍立候補しましたが、これも失敗、敗れたその日より選挙区を飛び回り、五十五年の衆参同時選挙で、三度目の挑戦でトップ当選をさせていだき、爾来八期連続当選、現在に至っております。

運動を開始してより六年有余、自主憲法の制定の旗印一本の私に、地元岡山の方々は終始一貫温かい支援の輪を広げてくださり、時にはくじけそうな私を支えてくださいました。また、中央にあつては中川一郎先生、石原慎太郎先生が常に激励、尽力の限りを私に与えてくださり、おかげさまで四分の一世紀、つつがなく政治家としての勤めを果たすことができました。

私は衷心より地元の皆様、岡山先生に感謝の誠を捧げさせていただきます。

私は政治の道を歩むに当たって、四つの誓いを立てました。第一は「人間性を重んじ調和のある人間社会の実現」であり、第二は「自由を守り、平和で豊かな社会環境の実現」、第三は「我が国の伝統文化を守り、自主憲法の制定を期す」、そして第四は「政治屋でない真の政治家として邁進する」であります。

振り返つてこの誓いを踏み外すことなく来れたのも、岡山の皆様様の御支援と先輩、同僚の議員諸侯のお力添え、それに全国で私を応援してくださる方々のおかげと改めて御礼を申し上げます。

私の政治家としての悲願でもある自主憲法の制定も、機がようやく熟し、いよいよよまとめの段階に入りつつあります。私は、愛する祖国日本のため、かけがえのない郷土岡山のため、私に与えられたこの命題に立ち向かつてさらなる努力を傾注してまいらる決意であります。ここに在職二十五年の表彰をお受けするに当たり、所感の一端を申し述べ、御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

古賀 誠君のあいさつ

ただいま、院議をもちまして在職二十五年の表彰を賜りました。国政に携わる者として身に余る光栄であり、感激の極みであります。

この榮譽に浴することができずとも、今日の日に到るまで御厚誼、御支援をいただきました故郷の皆様を初め先輩や同僚、友人ほか、多くの皆様方の御指導と御鞭撻の賜物と心より御礼を申し上げます。

国会議員二十五年を迎えるに当たり、これまでの人生を振り返りますとき、脳裏をよぎってまいります数々の場面の第一は、幼い折におぼろげな形ではありますが、初めて政治家への志向を意識いたしました時のことです。さきの大戦で南方において夫を亡くし戦争未亡人となつた母が、暗い裸電球の下卓袱台に広げた政治家への陳情の書類に記名している寂しげな後ろ姿であります。

もとより、地盤、看板、鞆のいづれも持たない徒手空拳の若輩の身で、政治の場に身を投じ、郷土の皆様の支持を得て今日までの四半世紀、長きにわたり政治の道を歩き続けることができましたのは、この母の姿を持ち続けることができたことにあると思います。

在職二十五年を迎えるに当たり、国会を栄光の座としてとらえるとともに、職業としての政治家の大きな責任を常に感じておかねばなりません。

我が国は戦後六十年を迎えました。さきの大戦の大きな犠牲の上に戦争の愚かさを繰り返すことなく、平和な国家を構築できました。二十一世紀も平和で人の心の豊かさ、日本の文化、伝統、歴史に根づいたさらなる品格のある国家を次の世代に残していかなければなりません。

今、国民に閉塞感、将来への不安が充満しております。今まで促進剤であったものが障害要因になり、安全であったものが本当に不安なものとなっておりま。つまり、大きな壁が現在、我々の前に国内外に立ちはだかつております。これらの壁を打ち破るためには、まず職業としての政治家の私どもが心の壁を打ち破ることが先決でございます。

国家と国民の運命を担う政治家の取るべき態度は、国民に夢を売るのではなく、現実を直視してともに痛みを分かち合って未来への足固めをするを説くことであります。

一度限りの人生を政治に身を投じた一人として、残された政治活動になお一層の努力を重ねてまいりますことをお誓い申し上げ、お礼の言葉といたします。

久間 章生君のあいさつ

二十五年前の六月二十二日に行われた衆参同時選挙は、選挙戦になつてから、大平総理が突然倒れて亡くなるという事態が起きたため、戦前の予想が大きく変わり、自由民主党の大勝になりました。

負け戦を覚悟し、国政への転身を半ばあきらめていた私にとっては思いがけない当選となり、それ以来二十五年がたち、今回のこの栄に浴することとなりました。この間、お世話になりました選挙区の皆様、また、政治の裏表、先読みの大事さを教えていただいた先輩の皆様方に改めて感謝を申し上げます。

農村に生まれ、高校までは農業をしながら、朝早くから牛の草を切つて与えてから登校するという生活をしていた私にとって、大学卒業と同時に農政を担当する農林省へ入省することはごく自然な流れでありました。東大紛争を契機に県に帰り、県議会への道を歩んだことも、地元発展への強い熱意があったからだと思ひます。

しかし、国政へ参画した私たちのその後の環境は大変厳しく、昭和五十五年から始まった財政再建政策は、途中小渕内閣時に手直しが一部あったものの、いまだに一貫して続けられており、むしろ昨今の財政状況を見ると強化しなければならなくなつてしまつております。しかも、この間バブルがはじけ、国際化の波に押され、地方の過疎化が進み、さらにこれに加えて高齢化、少子化が進み、我々政治家の前途は暗雲が立ち込めている状態であります。一方、都市部においても治安の悪化等、かつての日本の安全神話が崩れ去つてしまいました。

ただ幸いなことは、このアジア太平洋地域においてベトナム戦争以降戦争らしい戦争が一度も発生しなかったということでありま。

私は、橋本内閣時に約二十二年間にわたり防衛庁長官に就任し、我が国の平和と安全の問題に携わらせていただきましたが、これは、私の政治家としての視野を広め、目先のことでなく、五十年、百年という単位で国を眺めるきっかけを与えていただき、その後の政治に大変役立つことができたと思つております。この間締結したガイドライン、周辺事態法、数々の特措法、有事法制等、これからの我が国の存立に大いに役立ってくれるものと思ひます。

最近当選された同僚の議員の皆様方は、小選挙区ゆえにオールマイティーな活躍を要請され大変とは思ひますが、やはり自分の得意分野を持たれることが大事だと思ひます。忙しい中にあつて精進され、二十一世紀の我が国を揺るぎのないものにしていただきたいことをお願いし、お礼の挨拶といたします。

高村 正彦君のあいさつ

このたび、院議をもつて永年在職の表彰を賜りましたことは、身に余る光栄であり、感激の極みであります。四半世紀にわたり国政に参画できましたのも、ひとえに、多くの方々、とりわけ郷土の皆様様の御理解と御支援、並びに先輩・同僚議員各位の御指導の賜物であり、衷心より感謝申し上げます。

顧みますと、私が初めて議席を得た昭和五十五年六月の総選挙は、汚職事件等の不祥事が相次いだ上、通るはずのない不信任案が通過して

の、いわゆるハブニング解散によるものであります。当時、政治に対する国民の不信は頂点に達しており、私は告示の十二日前に、何の準備もないままに立候補を決意し、泡沫扱いされながらも、「政治に国民の信頼を取り戻す。」「物だけでなく、心でも栄える日本にする。」と絶叫するだけで、地元マスコミによる「奇跡の当選」を果たすことができました。

その後、経済企画庁長官として、緊急円高経済対策において、規制緩和と五力年計画を三力年に前倒しする等の構造改革を進め、外務大臣としては、日米ガイドライン関連法案の成立に力を注ぎ、日米同盟関係の強化を図るとともに、世界の中の日本として、世界から尊敬される日本を目指し、

法務大臣としては、司法制度改革に取り組みとともに、治安回復のため、絶対的に不足している入管職員の見直し増員、各省ごとではなく、政府全体の中で定員を考えることを認めさせる

等々、時々、重要な課題に取り組む機会を得たことは、政治家として真に幸せであつたと存じます。

他方、国民生活を豊かにするため、魂の入った諸改革や治安の回復等取り込まなければならぬ課題が山積しておりますし、国民の政治に対する信頼という面では、「日暮れて、道遠し」という感もあります。

私は、初心を忘れず、くじけずに地道な努力をこれからも重ねていく決意であることを申し上げます、謝辞とさせていただきます。

日程第一 有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出)

日程第二 日本アルコール産業株式会社法案

(内閣提出、参議院送付)

議長(河野洋平君) 日程第一、有限責任事業組合契約に関する法律案、日程第二、日本アルコール産業株式会社法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長河上覃雄君。

有限責任事業組合契約に関する法律案及び同報告書 告書

日本アルコール産業株式会社法案及び同報告書 (本号末尾に掲載)

(河上覃雄君登壇)

○河上覃雄君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、有限責任事業組合契約に関する法律案について申し上げます。

本案は、日本版LLPとして、有限責任事業組合の制度を創設するものでありまして、その主な内容は、有限責任事業組合について、組合員の全員を有限責任とするともに、組合の意思決定ルール等は、基本的に内部自治にゆだねることとしつつ、有限責任制の乱用を防ぐため、一定の規律を定めます。さらに、債権者保護のため、財務諸表の開示義務や組合財産の分配制限等、必要な規定を定めることとしております。

本委員会においては、去る三月三十日本案に關し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し

た後、四月一日質疑を終了し、四月八日討論の後、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。続きまして、日本アルコール産業株式会社法案について申し上げます。

本案は、平成十一年四月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を着実に実施し、アルコール専売民営化の総仕上げを行うものでありまして、その主な内容は、アルコールの製造事業等を行う日本アルコール産業株式会社を設立するとともに、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構によるアルコール製造業務及び一手購入・販売業務を終了する等の措置を講ずるものであります。

本委員会においては、去る四月一日本案に關し中川経済産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月八日質疑を終了し、採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第一につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第二につき採決いたします。本案は委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第三とともに、日程第四は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

日程第三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(環境委員長提出)

○議長(河野洋平君) 日程第三、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案、日程第四、浄化槽法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告及び趣旨弁明を求めます。環境委員長小沢鋭仁君。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 浄化槽法の一部を改正する法律案 (本号末尾に掲載)

(小沢鋭仁君登壇)

○小沢鋭仁君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

初めに、内閣提出の法律案につきまして、環境

委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理についての対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪の創設等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月二十九日本委員会に付託され、同日小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、四月五日参考人から意見を聴取した後、政府に対する質疑を行い、同日質疑を終局いたしました。かくして、去る八日採決いたしました結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

次に、浄化槽法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

本案は、公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽による生活雑排水等の適正な処理を図るため、浄化槽から放流される水の水質についての技術上の基準の創設等必要な措置を講じようとするものであります。

本案は、去る四月八日環境委員会において、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) これより採決に入ります。

まず、日程第三につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

日程第五 水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第五、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国土交通委員長橘康太郎君。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(橘康太郎君登壇)

○橘康太郎君 ただいま議題となりました法律案

につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、全国各地で激甚な水災及び土砂災害が数多く発生し、深刻な被害をもたらしている近年の状況を踏まえ、地域の水災及び土砂災害の防止力の向上を図るため、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、国土交通大臣または都道府県知事が、その指定する河川の水位情報を関係者に通知し、一般に周知することとともに、当該河川について新たに浸水想定区域を指定すること、

第二に、市町村防災会議は、浸水想定区域または土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報等または土砂災害に関する情報の伝達方法を定めること、

第三に、水防活動への協力等の業務を行う水防協力団体の制度を創設すること

などであります。

本案は、去る四月五日日本委員会に付託され、翌六日北側国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、四月八日質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第六、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長塩崎恭久君。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(塩崎恭久君登壇)

○塩崎恭久君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

本案は、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、処遇の内容を定めるほか、処遇等に対する審査の申請手続等の整備を行うものとしてあります。

本案は、三月二十九日本会議において趣旨説明及び質疑を行い、同日委員会において南野法務大臣から提案理由の説明を聴取し、三十日質疑に入り、四月一日質疑を行い、五日参考人の意見を聴取し、六日視察を行い、八日質疑を終局したところ、本案に対して、刑務官の人権研修の実施や五

年以内の見直しなどを内容とする修正案が、自由民主党、民主党・無所属クラブ及び公明党の共同で提案され、趣旨の説明を聴取し、採決の結果、全会一致をもって修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

日程第七 保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(河野洋平君) 日程第七、保険業法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長金田英行君。

保険業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号末尾に掲載)

(金田英行君登壇)

○金田英行君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経

過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図ろうとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引き受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、または、会社、労働組合等がその役員、構成員等を相手方とするものを除き、保険業法の規制の対象とするとともに、少額短期保険業者の特例制度を創設することとしております。

第二に、保険会社が破綻した場合のセーフティネットの仕組みについて、自動車保険等の損害保険契約に関し、破綻保険会社から他の保険会社への乗りかえを促す手続を導入するなど、保険契約の特性に応じた見直しを行うこととし、また、平成十八年度から二十年度までの生命保険会社の破綻に係る資金援助等について政府の補助を可能とする特例措置を講ずることとしております。

本案は、去る四月一日当委員会に付託され、五日伊藤国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、翌六日より質疑に入り、昨十三日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(河野洋平君) この際、内閣提出、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。環境大臣小池百合子君。

(国務大臣小池百合子君登壇)

○国務大臣(小池百合子君) ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地球温暖化は地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。このため、平成六年三月に発効した気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき平成九年十二月に採択された、二酸化炭素等の温室効果ガスの削減についての法的拘束力のある約束等を定めた京都議定書が本年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。

一方、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十四年度には、基準年である平成二年度に比べ七・六％の増加となっており、京都議定書の六％削減約束と合わせて一三・六％の削減が必要な状況です。また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、長期的な展望に立つて国内対策を調整し推進していくことも必要です。

このような状況を踏まえ、国、地方公共団体、事業者及び国民が総力を挙げて地球温暖化対策を

一層推進していくための基盤を整備する必要がありますことから、この法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、国の責務及び地方公共団体の責務について、みずからの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減のための措置を講ずることを明確にいたします。

第二に、地球温暖化対策推進本部の所掌事務として、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関することを追加いたします。

第三に、自主的に排出抑制の取り組みを進めるための基盤を整備するため、温室効果ガス排出量の報告、公表等に関する制度を導入し、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務づけるとともに、国において排出の情報を集計し公表することといたします。その際には、排出者の権利利益についても適切に保護を図ってまいります。

このほか、政府は、平成二十年までに、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることといたします。

以上が、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案の趣旨でございます。(拍手)

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に對

して質疑の通告があります。これを許します。田島一成君。

(田島一成君登壇)

○田島一成君 民主党の田島一成でございます。

私は、民主党・無所属クラブを代表して、ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして質問をさせていただきます。(拍手)

現在、地球温暖化を初めとして、オゾン層の破壊、砂漠化、酸性雨など、地球規模の環境問題が発生をしております。また、開発行為による自然破壊や、化学物質汚染等による問題も後を絶ちません。とりわけ地球温暖化により、今世紀末までに地球の平均気温は最大五・八度上昇し、平均海面水位は最大八十八センチ上昇するとの予測もあります。

地球温暖化の進展を食い止めるためにも、世界の温室効果ガスのおよそ五％を排出している日本の責任は、非常に重いと云わざるを得ません。

民主党は、地球環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、地球環境基本計画を策定すべきだと訴えてまいりました。国内における人為的排出の削減を原則として、エネルギーの需要抑制、省エネの推進、再生可能エネルギーの普及促進のために、地球温暖化対策税等の経済的措置の導入による実効性のある地球温暖化対策を行うべきと考えております。

民主党は、環境意識の向上、市民参加、情報公開、公正な市場の構築、そして、良好な自然の保全、NGOを中心とする国際貢献などの施策を推進し、持続可能な社会を構築するための具体策を提示することが、環境先進国としての地位を確立することにつながると考えております。

そのような観点から、以下、具体的に質問をさせていただきます。

今回の法改正で、温室効果ガスの算定、報告、公表制度を導入するとしています。

公表制度は、事業者みずから排出削減の取り組みを進め、特に努力をしている事業者が正當に評価されるためには重要な制度であると考えます。しかし、これは当たり前のことであり、今まで手つかずであったことがむしろ問題であると考えます。

排出量の多い大口事業者については温室効果ガスごとの排出量を、エネルギー起源CO₂については燃料ごとの排出量を、HFCとPFCについては物質ごとの排出量をそれぞれすべて公表すべきであると考えますが、環境大臣のお考えをお示しください。

また、算定、公表制度のカバー率は、現段階ではおよそ五〇％程度を想定しているようであり、果たしてこの程度のカバー率で十分だとお考えなのかどうかについてもあわせてお答え願います。

さらに、これを徹底させるためには、企業秘密を認めず、排出量の開示が重要だと考えますが、なぜこれほどまでに企業におもねる必要があるのでしょうか。政府の考える企業秘密の基準を明確にし、厳格に運用する仕組みをどのように構築すべきとお考えか、お答えください。(拍手)

ことし二月、COP3で、先進国に対して温室効果ガスの排出削減を義務づけた京都議定書が発効いたしました。

温暖化対策の究極の目標は、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させる

ことであります。そのために温室効果ガス排出量の大幅削減が必要不可欠であり、京都議定書は温暖化対策の第一歩にすぎないことをいまい度確認しなければなりません。

また、産業革命以降に放出された二酸化炭素が原因で起こった温度上昇のおよそ七七％は、欧米や日本などの先進国に原因があるとされている。まずは先進国が、京都議定書で課せられた温室効果ガスの削減義務を果たすべきだと考えます。

ところが、世界最大の温室効果ガス排出国である米国は、京都議定書からの離脱を表明し、温室効果ガス削減の責任を放棄しており、先進国としての見識を疑わざるを得ません。

イラクへの自衛隊派遣、BSE問題に揺れる米産牛肉の輸入再開など、これまで米国の圧力に屈して言われるがままの日本の外交姿勢に批判が集まっていますが、日本政府こそ、米国政府に対して京都議定書への復帰を強く働きかけるべきではないでしょうか。(拍手)

そこで、ブッシュ大統領再選後、小泉総理みずから大統領に京都議定書復帰について働きかけをされたことがあるのかどうか。また、米国への働きかけについて、EUとの連携はどのように進めておられるのか、外務大臣、お答えをお願いいたします。

日本国内では、二〇〇二年度における温室効果ガスの排出量は、一九九〇年に比べて七・六％増加となっており、京都議定書で日本に課せられた削減目標であるマイナス六％達成が極めて厳しい状況にあります。温暖化対策の究極の目標が十分に認識されないまま、場当たり的な拘束力のない対策しか講じなかった政府の責任は極めて重大で

あります。

民主党は、これまでも、産業競争力の維持強化に配慮した温暖化対策税や再生可能エネルギー買電への国の補助導入など、経済的措置の早期導入で温暖化対策が可能だと主張してまいりました。

政府の対策のおくれば一層の経済の混乱を招くことにもなりかねず、温暖化対策税の早期導入を強く求めるとともに、ライフスタイルの転換や市民の意識改革のための環境教育のさらなる推進を図るべきだと考えます。

そこで、具体的に環境大臣にお尋ねいたします。

二〇〇二年度の段階で既に温室効果ガスが七・六％も増加をしているわけですが、二〇一〇年までに現状から一二％もの温室効果ガスを削減することが、今回の京都議定書目標達成計画案で本当に実現できるのでしょうか。

私は、残念ながら、これまでの地球温暖化対策推進大綱は失敗だったと考えますが、大臣はどのように評価をされているのでしょうか。

また、計画案を見ると、京都メカニズムによる削減目標がマイナス一・六％とされていますが、共同実施、クリーン開発メカニズム、国際排出量取引によって、それぞれどれだけの削減を考えているのか、内訳についてもお答え願います。

京都議定書で定められた削減目標は、温暖化対策の第一歩にすぎません。

気候変動に関する政府間パネル、IPCCによれば、どのような安定化水準を想定しても、温室効果ガス排出量の五〇％から八〇％の大幅削減が必要と言われている。日本国内における人為的な温室効果ガスの削減をこれ以上に進めなければならぬと考えます。

そのためには、地球温暖化対策税の早期導入と環境負荷低減のための技術開発、技術や商品の普及への補助を拡大するなどの措置を講ずることに、経済に与える影響をできる限り回避しながら、温暖化対策を強力に推進するべきだと考えます。

民主党は、既にマニフェストの中で、化石燃料の使用抑制、効率化と、省エネルギー、新エネルギーの技術開発や環境関連投資促進に資する環境税を創設することを公約しております。

そして、具体的に二〇〇五年度税制改正に対する考え方の中で、炭素一トン当たり三千円程度の地球温暖化対策税を導入することを明確に示してまいりました。

環境大臣、政府は環境税等を導入することを断言できますか。もし導入を検討されているようであるならば、いつごろ、どのような形で導入をするのか、お考えをお示しください。

また、政府内での足並みの乱れが漏れ聞こえておりますが、環境税等を導入することについてどのようにお考えか、経済産業大臣、お答えをお願いいたします。

次に、京都議定書目標達成計画案について、環境大臣にお尋ねをいたします。

これは、二月の京都議定書の発効に伴い、これまでの地球温暖化対策推進大綱にかわる極めて重要な目標達成計画であります。にもかかわらず、きのうまで行われていたパブリックコメントは、意見募集期間がわずか二週間と極めて短く、国民の意見を真摯に反映しようとする姿勢が全く感じられません。

このような重要な計画に対して、なぜこんな短い意見募集期間しか設けなかったのか、お答えを

お願いいたします。

本来、新しい政策を策定する際には、まずそれまでの政策を分析、評価し、その課題を踏まえて進めていくべきであり、それが本来のPDCAサイクルであります。しかし、この計画案には、一九九〇年の行動計画策定以降も排出が増加を続けていることへの分析や総括、反省が全くなく、同じ失敗を繰り返さないために何が必要であるのか示されておりません。

PDCAの重視は言うまでもありませんが、単に計画に盛り込まれた施策の進捗状況の評価するのではなく、盛り込まれなかった施策の必要性を検証するものでなければなりません。

あらゆる政策手段を総動員して目標を確実に達成するために、二〇〇七年度になって初めて総合的な評価をするのではなく、不断に目標及び施策そのものの妥当性を検証、分析、見直しをするべきであると考えますが、政府の見解をお示ください。

これまでの地球温暖化対策推進大綱で進めてきた取り組みの中で、各部門別の温室効果ガスの排出量は、民生部門では一九九〇年に比べて三三％の増加、運輸部門では二〇％も増加をしています。なぜここまで増加をしてしまったのか、大臣もこの大綱が失敗であったとお認めになられるのか、その反省点と責任についてどのようにお考えなのか、お答えをお願いいたします。

また、京都議定書目標達成計画案では今後どのように取り組むつもりなのか、あわせてお答えをお願いいたします。

日本は二度のオイルショックを経験し、世界最先端の環境技術、省エネにより環境負荷を低減しつつ、経済の発展を図ってまいりました。こうし

た経験も踏まえて、温暖化対策を強力に推進することにより、日本を世界一の環境技術立国へと導き、環境と経済を統合させた持続可能な社会を構築できるものと確信しております。

そして、民主党は、温暖化対策を初めとする環境問題に対して積極的な政策提言を行い、環境と経済の統合、環境と雇用の両立を図ることができ、そんな社会を目指して、今後も全力を尽くしていくことを国民の皆様にお約束申し上げたいと思います。(拍手)

最後に、この際、竹中大臣の過日の総務委員会への直前の出席拒否、いわゆるドタキャン事件について一言申し上げます。

けさの総務委員会で、竹中大臣は、情報収集、伝達について私どもに不十分な点があったと認められましたが、竹中大臣が御自分の責任を部下に押しつけ、まるで自分は全く悪くないんだと言わんばかりのこの姿勢は、従来と全く同じ陳述であり、欠席した責任をとったとは言えません。

私たち民主党は、引き続きこの竹中大臣の辞任を求めていく考えをここで表明し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣小池百合子君登壇)

○国務大臣(小池百合子君) 田島議員から私に對しまして十一問の御質問がございました。

まず、温室効果ガス排出量の公表方法でございますが、温室効果ガスの排出量情報の公表をすることによって国民そして事業者全般の自主的取り組みを促進するということが、この制度の趣旨でございます。そしてまた、この京都議定書に定められました温室効果ガスの類型を基本といたしまして、例えばエネルギー起源の二酸化炭素全体、

ハイドロフルオロカーボン類、そしてパーフルオロカーボン類といったような形で、その排出量はまとめて公表することとしたしております。

公表制度の力率率のお尋ねでございます。今回の制度の導入に当たりましては、対象者の算定、報告に係る負担、そして制度運営上の効率などを考慮いたしまして、一定規模以上の排出者を対象とする制度といたしました結果、我が国全体の排出量のうち五〇％程度が対象となるということでございます。

この制度で対象とならない事業者や家庭におかれましては、自主的に排出抑制に向けた取り組みを行っていただけますように、広く普及啓発などを実施してまいりたいと考えております。

公表制度におきます秘密の保護の問題でございますが、この秘密の保護に関する規定の運用については、排出量の情報が公にされることで権利利益が害されるかどうか、その判断を行う事業所管の大臣としっかり連携をいたしまして、その判断基準をあらかじめ明確に定めた上で適正に運用してまいりたいと考えております。

京都議定書の約束達成についてのお尋ねでございます。

六％削減約束の達成、容易ではございませんが、京都議定書目標達成計画に盛り込まれました対策を確実に実施することで、六％削減約束の達成をすることができると考えているところでございます。

地球温暖化対策推進大綱の評価でございますが、大綱では、実施が可能な対策を直ちに実施するということとともに、これらの対策の進捗状況の評価し、必要な追加的対策を講じていく段階的、いわゆるステップ・バイ・ステップのアプローチを採用いたしてまいりました。

現在策定中の目標達成計画も、この考え方に基づいて評価、見直しを行い、そして六％削減約束の達成を確かなものにしていくものと考えていますので、大綱が失敗ではなかったかとの御指摘でございますが、失敗であったとは考えておりません。

京都メカニズムについてのお尋ねでございます。

京都メカニズムは、国内対策を基本とし、それでもなおかつ京都議定書の約束達成に不足する差、ギャップが一・六％あるわけでございますが、補足性を踏まえつつ活用することとしているものでありまして、事業を行うことでクレジットが生じるJ・I、CDMなどを進めていくこととしておりまして、それぞれについての目標を定めているものではございません。

環境税についてのお尋ねでございます。

環境省としては、環境税は、価格インセンティブ効果、財源効果などで温暖化対策の実効性を確保できる有力な施策である、目標達成計画案に盛り込まれた対策を確実に実施するために必要と考えております。

このため、京都議定書の約束を達成するための対策が確実に実施されるよう、環境税につきましては、計画案において、真摯に総合的な検討を進めていくべき課題と位置づけたところでありまして、そこにかんがみまして、国民、事業者などの御理解と御協力を得るよう努めつつ、早急に議論を進めてまいりたいと考えております。

パブリックコメントについての御質問でございます。目標達成計画、三月三十日から四月十三日まで

で、地球温暖化対策推進本部事務局であります内閣官房において意見を募集いたしました。

十五日間という期間でございますが、この計画案は、規制の導入であるとか改廃とは違っております。そしてまた、この計画案は、関係審議会における意見募集を経た上での各答申を踏まえて作成されたものでございます。また計画案は、早急に策定してその施策を実施することが望ましいということから設定されたものであります。

次に、目標達成計画の検証、見直しについてのお尋ねでございます。

目標達成計画の実効性を常に把握して対策を確実に推進するために、この計画を策定しました後、二〇〇七年の評価、見直しとあわせて、毎年、政府が講じた施策の進捗状況などについて点検を行うこととしております。そして、その結果を踏まえまして、必要に応じて施策の強化を図るということとしております。

民生、運輸部門における排出量が増加しているではないかというお尋ねでございます。

民生部門、運輸部門におきましては、それぞれの主体による対策にもかかわらず、ほかの部門と比べますと排出量の伸びが大きいものがございます。現在の大綱の目標との乖離が著しく大きくなっているわけですが、これには、交通量がふえたり、世帯数が増加したり、また事業所の床面積がふえているといったような、社会経済活動量の伸びが大きいということが根本的な背景にあるわけでございます。

政府としては、このような社会経済活動の変化をも踏まえまして、目標達成計画において、ガス別、部門別の目標を見直しまして、かつ、それらの達成に必要な追加的な対策を講じることで、京

都議定書の六％削減約束を確実に達成してまいりたいと考えております。

最後の御質問、目標達成計画案での取り組みについてでございます。

運輸部門については、環境に配慮した自動車の使用の促進であるとか低公害車の普及拡大、また民生部門では、住宅、建築物の省エネ性能の向上、そして省エネ機器の普及などが対策として位置づけられているところでございます。

また、これらの対策の実効性を上げるためには、何よりも国民の皆様方の御理解が必要ということで、大規模な国民運動を展開してまいりたいと考えております。そして、そのためには、あらゆる施策を講じていきたいと考えておりまして、温暖化対策の推進に對しましての国民の皆様方の御理解と御協力を賜りたいと考えているところでございます。

以上でございます。(拍手)

(国務大臣町村信孝登壇)

○国務大臣(町村信孝君) 田島議員にお答えを申し上げます。

まず、米国への京都議定書参加についての働きかけについての御質問でありましたけれども、大統領選挙後の昨年十一月のAPEC首脳会議での日米首脳会談では京都議定書については取り上げませんでした。アメリカに對しましては、二〇〇二年二月の日米首脳会談や昨年十月の日米外相会談を初め、さまざまな場で京都議定書への参加を働きかけてきております。今後も、引き続きアメリカに對し、京都議定書への参加を働きかけてまいります。

また、EJとの連携についてのお尋ねでございます。また、EJとの連携についてのお尋ねでございます。また、EJとの連携についてのお尋ねでございます。

要排出国の参加を得まして、昨年九月に三回目の気候変動に對する更なる行動に関する非公式合を日本が主宰するなど、EUを含む各国との協調に努めております。また、本年五月にボンで開催される将来の行動を念頭に置いた政府専門家セミナーや、七月のグレンイーグルズ・サミットに向けた気候変動に関する議論にも積極的に参加をしてまいります。

なお、田島議員の御発言の中で、イラクへの自衛隊の派遣等、アメリカの圧力に屈した日本外交という御指摘がございましたが、これは全く事実と反するものでありまして、我が国は独自の判断で外交を進めておりますことを申し上げます。

どうもありがとうございます。(拍手)

(国務大臣中川昭一君登壇)

○国務大臣(中川昭一君) 田島議員にお答え申し上げます。

いわゆる環境税についてでございますけれども、税は国民に広く負担を求めることになるため、初めに導入ありきではなく、温暖化対策全体の中の具体的な位置づけ、その効果、国民経済や産業の国際競争力に与える影響などを踏まえて、総合的に検討していくべき課題であると考えております。(拍手)

○議長(河野洋平君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(河野洋平君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時五十六分散会

出席国務大臣

法務大臣 南野知恵子君
外務大臣 町村信孝君
経済産業大臣 中川昭一君
国土交通大臣 北側一雄君
環境大臣 小池百合子君
国務大臣 伊藤達也君

出席副大臣

環境副大臣 高野博師君

○議長の報告

(法律公布奏上及び通知)

一、去る七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、去る八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律

一、去る十二日、小泉内閣総理大臣から河野議長あて、次の通知書を受領した。

内閣閣第六二号

平成十七年四月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

天皇皇后両陛下のノルウェー国御訪問の御日程について

標記について、本日(四月十二日(火))の閣議において別紙のとおり報告されたので、通知いたします。

官 報 (号 外)

(別紙)

御日程の概要

月 日	曜日	御 日 程
五月七日	土	東 京 御 発 ダブリン 御着(アイルランド国お立ち寄り)
五月八日	日	同地御滞在
五月九日	月	同地御滞在
五月十日	火	同 地 御 発 オ ス ロ 御着(ノルウェー国)
五月十一日	水	同地御滞在
五月十二日	木	トロンハイム 御着
五月十三日	金	同 地 御 発
五月十四日	土	東 京 御 着

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任

後藤田正純君

神風 英男君

仲野 博子君

山内おさむ君

菅原 一秀君

梶原 康弘君

川内 博史君

楠田 大蔵君

安全保障委員

辞任

嘉数 知賢君

御法川信英君

補欠

菅原 一秀君

梶原 康弘君

川内 博史君

楠田 大蔵君

後藤田正純君

神風 英男君

仲野 博子君

山内おさむ君

補欠

木村 太郎君

川上 義博君

議院運営委員

辞任

中山 泰秀君

穀田 恵二君

川上 義博君

吉井 英勝君

萩野 浩基君

内閣委員

辞任

萩野 浩基君

補欠

川上 義博君

吉井 英勝君

中山 泰秀君

穀田 恵二君

西村 明宏君

萩野 浩基君

法務委員

辞任

西村 明宏君

井上 信治君

園田 博之君

柳澤 伯夫君

河村たかし君

小林千代美君

佐々木秀典君

仙谷 由人君

山花 郁夫君

篠原 孝君

上川 陽子君

坂本 哲志君

西村 康稔君

鈴木 康友君

長浜 博行君

古本伸一郎君

財務金融委員

辞任

谷川 弥一君

山下 貴史君

小林 憲司君

田島 一成君

岸本 健君

萩生田光一君

早川 忠孝君

近藤 洋介君

松崎 哲久君

山下 貴史君

谷川 弥一君

田島 一成君

小林 憲司君

厚生労働委員

辞任

木村 義雄君

中山 泰秀君

補欠

西村 康稔君

坂本 哲志君

上川 陽子君

鈴木 康友君

古本伸一郎君

篠原 孝君

山花 郁夫君

長浜 博行君

佐々木秀典君

柳澤 伯夫君

園田 博之君

井上 信治君

河村たかし君

仙谷 由人君

小林千代美君

早川 忠孝君

萩生田光一君

岸本 健君

近藤 洋介君

松崎 哲久君

山下 貴史君

谷川 弥一君

田島 一成君

小林 憲司君

大前 繁雄君

山際大志郎君

福井 照君

御法川信英君

橋本 清仁君

古屋 範子君

山口 富男君

葉梨 康弘君

大前 繁雄君

加藤 勝信君

松島みどり君

木村 義雄君

御法川信英君

福井 照君

中山 泰秀君

橋本 清仁君

石田 祝穂君

塩川 鉄也君

富男君

坂本 剛二君

武田 良太君

計屋 圭宏君

菅 義偉君

竹本 直一君

望月 義夫君

山口 泰明君

奥田 建君

近藤 洋介君

坂本 哲志君

津島 恭一君

古本伸一郎君

田中 和徳君

永田 寿康君

井上 信治君

小野 晋也君

木村 太郎君

葉梨 康弘君

加藤 勝信君

本多 平直君

石田 祝穂君

塩川 鉄也君

松島みどり君

木村 義雄君

御法川信英君

福井 照君

中山 泰秀君

橋本 清仁君

古屋 範子君

富男君

坂本 剛二君

小野 晋也君

津島 恭一君

古本伸一郎君

井上 信治君

近藤 基彦君

木村 太郎君

小泉 龍司君

一川 保夫君

永田 寿康君

田中 和徳君

谷 公一君

中根 康浩君

山際大志郎君

近藤 洋介君

菅 義偉君

坂本 剛二君

望月 義夫君

木村 太郎君

富男君

平成十七年四月十四日 衆議院會議録第十九号

議長の報告

国土交通委員		環境委員	
小泉 龍司君	山口 泰明君	辭任	補欠
近藤 基彦君	竹本 直一君	根本 匠君	佐藤 勉君
谷 公一君	武田 良太君	船田 元君	津島 恭一君
山際大志郎君	嘉数 知賢君	長浜 博行君	中川 治君
一川 保夫君	奥田 建君	松本 龍君	山内おさむ君
中根 康浩君	計屋 圭宏君	加藤 勝信君	御法川信英君
辭任	補欠	城内 実君	石崎 岳君
木村 隆秀君	三原 朝彦君	小坂 憲次君	馳 浩君
河本 三郎君	西村 康稔君	村井 宗明君	泉 健太君
櫻田 義孝君	鈴木 恒夫君	土井たか子君	山本喜代宏君
高木 毅君	三ッ林隆志君	佐藤 勉君	根本 匠君
武田 良太君	西川 京子君	御法川信英君	加藤 勝信君
中馬 弘毅君	浜田 靖一君	中川 治君	長浜 博行君
中野 正志君	佐藤 鍊君	石崎 岳君	城内 実君
二階 俊博君	谷本 龍哉君	津島 恭一君	船田 元君
松野 博一君	金子 恭之君	馳 浩君	小坂 憲次君
森田 一君	佐藤 勉君	泉 健太君	村井 宗明君
三日月大造君	岡本 充功君	山内おさむ君	松本 龍君
和田 隆志君	青木 愛君	山本喜代宏君	土井たか子君
青木 愛君	稲見 哲男君	安全保障委員	
三原 朝彦君	木村 隆秀君	辭任	
金子 恭之君	松野 博一君	補欠	
佐藤 勉君	森田 一君	三ッ林隆志君	
佐藤 鍊君	中野 正志君	近藤 基彦君	
鈴木 恒夫君	櫻田 義孝君	佐藤 勉君	
谷本 龍哉君	二階 俊博君	竹下 亘君	
西川 京子君	武田 良太君	大出 彰君	
西村 康稔君	河本 三郎君	城井 崇君	
浜田 靖一君	中馬 弘毅君	前原 誠司君	
三ッ林隆志君	高木 毅君	誠司君	
稲見 哲男君	和田 隆志君	嘉数 知賢君	
岡本 充功君	三日月大造君	三ッ林隆志君	
議院運営委員			
辭任			
補欠			
阿部 知子君			
山本喜代宏君			
阿部 知子君			
一、昨十三日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。			
財務金融委員			
辭任			
補欠			
鈴木 克昌君			
田村 謙治君			
石井 啓一君			
大島 敦君			
園田 康博君			
佐藤 茂樹君			
鈴木 克昌君			
石井 啓一君			
大前 繁雄君			
農林水産委員			
辭任			
補欠			
石田 真敏君			
金子 恭之君			
西村 康稔君			
松本 謙公君			
笠 浩史君			
大前 繁雄君			
坂本 哲志君			
山際大志郎君			
辻 恵君			
松本 謙公君			
金子 恭之君			
西村 康稔君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			
金子 恭之君			
松本 謙公君			
辻 恵君			
石田 真敏君			
西村 康稔君			

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動並びにイラク人道復興支援活動等に関する特別委員

辞任 補欠

西村 康稔君	井上 信治君
吉良 州司君	小宮山泰子君
神風 英男君	辻 恵君
丸谷 佳織君	漆原 良夫君
照屋 寛徳君	東門美津子君
井上 信治君	西村 康稔君
小宮山泰子君	吉良 州司君
辻 恵君	神風 英男君
漆原 良夫君	丸谷 佳織君
東門美津子君	照屋 寛徳君

(議案提出)

一、去る七日、議員から提出した議案は次のとおりである。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外六名提出)

一、去る八日、委員長から提出した議案は次のとおりである。

浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(議案受領)

一、去る八日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

社会保険労務士法の一部を改正する法律案
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律案
構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

一、昨十三日、参議院から受領した内閣提出案は次のとおりである。

専門機関の特権及び免除に関する条約の附属書XVの締結について承認を求めるの件
石綿の使用における安全に関する条約(第百六十二号)の締結について承認を求めるの件
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案
湖沼水質保全特別措置法の一部を改正する法律案

種苗法の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

会社法案(内閣提出第八一号)
会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出第八二号)

以上二件 法務委員会 付託

一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

国土交通委員会 付託

一、昨十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国立大学法人法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)

文部科学委員会 付託

(議案送付)

一、去る七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

水産資源保護法及び持続的養殖生産確保法の一部を改正する法律案
都市鉄道等利便増進法案

一、去る八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(鉢呂吉雄君外六名提出)

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

浄化槽法の一部を改正する法律案(環境委員長提出)

(議案通知)

一、去る七日、次の本院提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

国立国会図書館法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、去る八日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律案

(質問書提出)

一、去る七日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」における特定外来生物(オオクチバス)指定に関する質問主意書(松野頼久君提出)

遺棄化学兵器処理事業に関する質問主意書(今野東君提出)

一、去る十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

郵政民営化関連法案提出に関する質問主意書(島聡君提出)

一、昨十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日本放送協会の受信料未納問題等に関する第三回質問主意書(松野信夫君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問に対する答弁書
衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対する答弁書

平成十七年四月四日提出
質問 第四四号

高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問主意書

提出者 泉 房穂

高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問主意書

施設入所をはじめ、介護サービスの利用は、その利用者にとり人生の大きな決断である。認知症高齢者及び知的障害者の数は全国で二百万人といわれており、こうした方々は、その判断力の衰えから、この大きな人生の決断に支援を必要としている。

介護保険制度及び障害者支援費制度の基本理念は、ともに「自立支援」と「尊厳の保持」とされている。しかしながら、サービスがこうした理念に基づいて提供されていても、サービスを利用するかどうか決定することへの支援がない。ひとりて判断することのできない高齢者や障害者は、意思決定できずサービスを利用できなかったり、自分の

意思に沿わない他者の意見に従うことを余儀なくされたりしており、こうした方々には「自立支援」や「尊厳の保持」が保障されているとはいえない。

我々日本国民は、憲法第十三条で、「幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」ことを約束した。高齢者及び障害者が自らの人生を自ら決めるという権利、いわゆる「自己決定権」は、こうした「幸福追求に対する国民の権利」の一つであることは明らかである。今国会に提出されている介護保険法等の一部を改正する法律案及び障害者自立支援法案において、こうした高齢者及び障害者の「自己決定権」への支援がどのように図られているか質疑するため、政府に対し以下質問する。

一 意思無能力者は追認をすることができるか。いわゆる「黙示の追認」についてはどうか。

二 意思無能力者に係る権利関係について、第三者が無権代理行為を行った場合、意思無能力者がこれを追認することはできるか。いわゆる「黙示の追認」についてはどうか。

三 意思無能力の知的障害者甲の親族乙が、甲を代理する権限がないにもかかわらず、甲に代わって甲の名義で知的障害者更生施設丙と施設サービス契約を締結した場合に、この甲丙間の契約は民法上有効か。

四 前問の甲丙間の契約について、当該契約時より現在まで継続して甲が意思無能力の状態であった場合に、甲が当該施設サービスを利用し続けることにより、いわゆる「黙示の追認」をすることができるとする。

五 問三の甲丙間の契約は、甲と丙との間の契約としては、成年後見制度等により甲の代理人を選任し、当該代理人が甲丙間の契約を追認した場合にのみ民法上有効となると考えるが、見解如何。

六 サービス提供者とサービス受給者との間の契約を前提とする介護保険制度及び障害者支援費制度において、この契約が存在しないにもかかわらず提供されたサービスに対しては、保険給付や公費支出を行う法的根拠はないと考えるが、見解如何。

内閣衆質一六二第四四号
平成十七年四月十二日
内閣総理大臣 小泉純一郎
衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員泉房穂君提出高齢者及び障害者の自己決定の支援に関する質問に対する答弁書

一 及び二について
意思無能力者は、有効に法律行為を行うことができないと解されるので、意思無能力の状態が継続している間においては、明示の追認であると黙示の追認であるとを問わず、無効な行為の追認(民法(明治二十九年法律第八十九号)第百九条ただし書)及び無権代理行為の追認(同法第百十三条第一項)をすることができないと考えられる。

三について
お尋ねの事案において、甲を代理する権限が

ない乙が甲に代わって丙との間で締結した契約は、甲の有効な追認がない限り、甲丙間の契約として有効とはならない。

四について
甲が継続して意思無能力の状態にある場合には、甲は、乙の行為について黙示の追認をすることができないと解される。

五について
甲が継続して意思無能力の状態にある場合には、甲の権限ある代理人が乙の行為について追認したときに限り、甲丙間の契約として有効となると考えられる。

六について
お尋ねの介護保険制度における保険給付の法的根拠については、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)において、居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費若しくは施設介護サービス費又は居宅支援サービス費若しくは居宅支援サービス計画費は、要介護認定又は要支援認定を受けた被保険者が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る事業を行う事業所により行われる居宅サービス若しくは居宅介護支援を受けた場合又は介護保険施設から同法第四十八条第一項に規定する指定施設サービス等を受けた場合に、これらのサービスの種類に応じて市町村が必要と認めるときに限り支給することとされている。

また、障害者支援費制度における「公費支出」の法的根拠については、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)又は知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)において、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費は、

支給決定を受けた障害者等が、都道府県知事が指定する者から当該指定に係る居宅支援又は施設支援を受けた場合に、市町村が支給することとされている。

平成十七年四月四日提出
質問 第四 五号
介護保険制度見直しに関する質問主意書
提出者 樋高 剛

介護保険制度見直しに関する質問主意書
介護保険制度の改正にあたり、サービスの「質」の確保・向上を図る観点から、サービス事業者からの諸問題への対策は緊急を要すると考える。したがって次の事項について、平成十六年十二月七日答弁書について再質問する。

一 答弁二に対する再質問
政府としては、介護支援専門員の資格を有する者が不足している状況にないとの認識とあるが、高齢者の状況は、日本国内における地域特性があると思われる。地域別の高齢者に対する介護支援専門員の割合はどのようになっているのか。特に、都市部における介護支援専門員の充足率について、具体的な数値的な面での説明を願いたい。

二 答弁三に対する再質問
「在宅」・「施設」に対する質問に対し、ここで質問している「報酬」とは、そこで働く職員に対する報酬に対してではなく、国保連合会から支払われる「報酬」に対しての質問である。よって国が定めた「報酬」を各サービス事業者が決定することは出来ないと考えられるがいかがか。

三 答弁四に対する再質問

サービス提供責任者の業務内容を勘案し、費用の額の算定に関する基準において包括的に評価しているとの回答であるが、どのようにサービス提供責任者に対する額の算定を行っているか、より具体的に示されたい。

四 答弁五に対する再質問

① 指定事業者の介護報酬の請求業務に関し、詳細に行うことは介護事業者の給付管理事務がこれまで以上に複雑になることを考慮し、見直しを行わないとのことであるが、既に介護事業者においては、その介護請求業務については、コンピュータによるシステム化を進めており、なんら詳細化に伴う事務の複雑化は発生しないと考えられるがいかがか。

② 又、請求業務に関するシステム化は、国保連合会に代表されるように、介護保険導入時より積極的に事業所に対し指導しており、この点からも、このたびの回答とは矛盾していると考えられるがいかがか。

五 答弁六に対する再質問

① 入院している利用者が一時外泊を行った場合、当該入院は継続していると考えることが適当との回答であるが、適当と考えられる根拠はどこにあるのか、具体的に答弁願いたい。

② 一般的見地に立って適当と考えた場合、入院先の看護師等が治療の一部として一時帰宅者についても、その自宅に訪問し対応すべきと考えられるが、現状ではそのような認識に立って行われていないと思われる。政府の右質問する。

内閣衆質一六二第四五号

平成十七年四月十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員樋高剛君提出介護保険制度見直しに関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省において把握しているところでは、各都道府県ごとの居宅サービス受給者に対する介護支援専門員の実働者の割合は、別表のとおりである。

また、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）において、指定居宅介護支援事業所に置くべき介護支援専門員の員数の標準を利用者の数が五十又はその端数を増すことに一としており、別表の都道府県単位の割合は、この基準と同等の割合を下回ってはいない。

二について

介護報酬については、介護保険法（平成九年法律第百二十三号、以下「法」という。）に基づく各サービスの平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定めることとされており、御指摘の「在宅」及び「施設」の介護支援専門員の人件費については、それぞれ居宅介護サービス計画費及び施設介護サービス費の算定において包括的に評価しているものであり、「在宅」及び「施設」の介護支援専門員の報酬を定めているものではない。

このため、先の答弁書（平成十六年十二月七日内閣衆質一六一第五五号）の三についてにおいては、御指摘の「在宅」の介護支援専門員と「施設」の介護支援専門員に対して、指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設とそれぞれの介護支援専門員との個々の契約により支払われる報酬について答弁したものである。

なお、居宅介護支援の在り方については、社会保障審議会介護保険部会が平成十六年七月三十日に取りまとめた「介護保険制度の見直しに関する意見」において、「公平・公正の確保及び包括的・継続的マネジメントの強化の観点から」見直しを行うことが必要であるとされており、今後こうした指摘を踏まえ検討を行っていくこととしている。

三について

法第四十一条第一項の指定を受けた指定居宅サービス事業者のうち指定訪問介護の事業を行う者以下「指定訪問介護事業者」という。は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）において、指定訪問介護事業所ごとに、常勤の訪問介護員等であつて専ら指定訪問介護の職務に従事するもののうち事業の規模に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならぬとされているところであり、サービス提供責任者の人件費については、その他の職員を含めた人件費とともに、指定訪問介護事業所の経営の実態についての調査を通じて把握し、調査対象事業所の平均的な費用の額を勘案して定める指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）において、包括的に評価しているところである。

四について

介護報酬の請求事務については、指定訪問介護事業者の業務量の軽減に資するため、介護給付費及び公費負担医療等に関する費用の請求に関する省令（平成十二年厚生省令第二十号）第二条に基づく電子的な方法により行うことを原則としているところであるが、御指摘の見直しによりデータの入力に関する事務が複雑になることが予想され、また給付管理事務については、御指摘の見直しにより利用者の受けているサービスが支給限度額の範囲内であるかどうか等について管理する事務がこれまで以上に複雑になることが予想されることから、現時点において御指摘の見直しを行うことは考えていない。

なお、介護報酬の体系は、利用者負担の額に直接影響を与えるものであることから、利用者にとつてもできるだけ分かりやすいものとすることが重要であるとされており、このような観点からも、御指摘の見直しについては、慎重に対処することが必要であると考えている。

五について

一般に、入院中の患者の一時的な外泊は、医師が、退院に向けた取組の一環等として認めるものであり、当該患者の病状が退院するまでには回復していないが、外泊を認める期間中は必ずしも医療機関の中で継続的な医学的管理を行う必要がないと判断して行われるものである。したがって、外泊期間が終了した後は、医療機関へ復帰することが前提とされていることから、入院は継続していると考えるのが適当であり、また、外泊期間中に患者の病状が悪化した場合には、速やかに入院による医学的管理を行う必要があるため、外泊を中止させ、医療機関に復帰させることが適当であると考えている。

別表

居宅サービス受給者に対する介護支援専門員の実働者の割合

(単位:人)

	居宅サービス受給者数 (A)	介護支援専門員の実働 者数(B)	介護支援専門員1人当 たりの居宅サービス受 給者数(A/B)
北海道	93,772	2,941	31.9
青森県	35,929	874	41.1
岩手県	27,836	775	35.9
宮城県	38,414	1,052	36.5
秋田県	25,783	598	43.1
山形県	26,794	724	37.0
福島県	39,228	1,007	39.0
茨城県	36,403	1,037	35.1
栃木県	28,361	759	37.4
群馬県	34,114	1,089	31.3
埼玉県	75,741	2,022	37.5
千葉県	71,195	2,021	35.2
東京都	197,579	5,024	39.3
神奈川県	117,499	3,137	37.5
新潟県	48,144	1,264	38.1
富山県	20,442	692	29.5
石川県	21,138	659	32.1
福井県	15,002	607	24.7
山梨県	15,030	493	30.5
長野県	46,614	1,553	30.0
岐阜県	35,720	1,069	33.4
静岡県	57,693	1,690	34.1
愛知県	93,564	2,926	32.0
三重県	35,566	878	40.5
滋賀県	20,785	704	29.5
京都府	52,320	1,531	34.2
大阪府	147,242	4,542	32.4
兵庫県	98,428	3,089	31.9
奈良県	26,357	756	34.9
和歌山県	26,839	836	32.1
鳥取県	13,483	431	31.3
島根県	19,930	613	32.5
岡山県	44,468	1,269	35.0
広島県	62,501	1,957	31.9
山口県	32,468	807	40.2
徳島県	21,666	668	32.4
香川県	22,281	635	35.1
愛媛県	34,721	1,020	34.0
高知県	16,824	390	43.1
福岡県	100,505	2,814	35.7
佐賀県	17,937	523	34.3
長崎県	38,039	990	38.4
熊本県	41,624	1,362	30.6
大分県	32,511	864	37.6
宮崎県	25,459	692	36.8
鹿児島県	49,488	1,289	38.4
沖縄県	20,655	576	35.9
全国計	2,204,092	63,249	34.8

資料:介護保険事業状況報告、介護サービス施設・事業所調査

(注)「居宅サービス受給者数」は、平成15年10月にサービスを利用した人数である。

「介護支援専門員の実働者数」は、平成15年10月1日時点の居宅介護支援事業所に
従事する介護支援専門員数である。

有限責任事業組合契約に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年二月四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

有限責任事業組合契約に関する法律

目次

第二章 総則(第一条—第十条)	
第三章 組合員の権利及び義務(第十一条—第二十三条)	
第四章 組合員の加入及び脱退(第二十四条—第二十七条)	
第五章 計算等(第二十八条—第三十六条)	
第六章 組合の解散及び清算(第三十七条—第五十五条)	
第七章 民法の準用(第五十六条)	
第八章 登記(第五十七条—第七十三条)	
第九章 組合財産の分割禁止の登記(第七十四条)	
第十章 罰則(第七十五条・第七十六条)	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、共同で営利を目的とする事業を営むための組合契約であつて、組合員の責任の限度を出資の価額とするものに関する制度を確立することにより、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有限責任事業組合」とは、次条第一項の有限責任事業組合契約によつ

て成立する組合をいう。

(有限責任事業組合契約)

第三条 有限責任事業組合契約(以下「組合契約」という。)は、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによつて、その効力を生ずる。

2 組合契約の当事者のうち一人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて一年以上居所を有する個人(第三十七条において「居住者」という。)又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人(同条において「内国法人」という。)でなければならない。

3 組合契約は、不当に債務を免れる目的でこれを濫用してはならない。

(組合契約書の作成)

第四条 組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書(以下「組合契約書」という。)を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

2 組合契約書は、電磁的記録(電子的方式、磁

気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもので経済産業省令で定めるものをいう。以下この項及び第三十一条において同じ。)をもつて作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された情報については、経済産業省令で定める署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。

3 組合契約書には、次に掲げる事項を記載し、又は記録しなければならない。

一 有限責任事業組合(以下「組合」という。)の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所の所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所

五 組合契約の効力が発生する年月日

六 組合の存続期間

七 組合員の出資の目的及びその価額

八 組合の事業年度

4 前項第八号の組合の事業年度の期間は、一年を超えることができない。

5 第三項各号に掲げる事項のほか、組合契約書には、この法律の規定に違反しない事項を記載し、又は記録することができる。

(組合契約の変更)

第五条 組合契約書に記載し、又は記録すべき事項(前条第三項第五号に掲げる事項を除く。)についての組合契約の変更(第二十五条又は第二十六条の規定による脱退によつて同項第四号に掲げる事項を変更する場合を除く。)は、総組合員の同意によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第三項第三号

若しくは第八号に掲げる事項又は同条第五項の規定により組合契約書に記載し、若しくは記録する事項(組合契約書において第三十三条に規定する組合員の損益分配の割合について定めをする場合にあつては、当該割合に関する事項を除く。)に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

3 組合契約書に記載し、又は記録した事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該組合契約書の記載又は記録を変更しなければならない。

(組合に対してする通知又は催告)

第六条 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所の所在場所又は組合員(組合員が法人である場合にあつては、第十九条第一項の規定により選任された当該組合員の職務を行うべき者)の住所にあててすれば足りる。

(組合の業務の制限)

第七条 組合員は、次に掲げる業務を組合の業務として行うことができない。

一 その性質上組合員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務として政令で定めるもの

二 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務として政令で定めるもの

2 組合員は、前項の規定に違反して行われた業務を追認することができない。

(登記)

第八条 この法律の規定により登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。登記の後であつても、第三者が正当な事由によつてその登記があることを知らなかったときは、同様とする。

2 故意又は過失によつて不実の事項を登記した

者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(名称)

第九条 組合には、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に有限責任事業組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法(明治三十二年

法律第四十八号)第十九条から第二十一条までの規定を準用する。

(商行為)

第十条 組合員が組合の業務として行ふ行為は、商行為とする。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第十一条 組合員は、金銭その他の財産のみをもつて出資の目的とすることができる。

(業務執行の決定)

第十二条 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならない。ただし、次に掲げる事項以外の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。

- 一 重要な財産の処分及び譲受け
- 二 多額の借財

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる事項のうち経済産業省令で定めるものについては、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げない。ただし、その決定に要する組合員の同意を総組合員の三分の二未満とすることはできない。

(業務の執行)

第十三条 組合員は、前条の規定による決定に基づき、組合の業務を執行する権利を有し、義務を負う。

2 組合員は、組合の業務執行の一部のみを委任することができる。

3 組合員の組合の業務を執行する権利に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(常務)

第十四条 前二条の規定にかかわらず、組合の常

務は、各組合員が単独で行うことができる。ただし、その完了前に他の組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

(組合員の責任)

第十五条 組合員は、その出資の価額を限度として、組合の債務を弁済する責任を負う。

(組合員の出資に係る責任)

第十六条 組合員が債権を出資の目的とした場合において、当該債権の債務者が弁済期に弁済をしなかったときは、当該組合員は、その弁済をする責任を負う。この場合においては、当該組合員は、その利息を支払うほか、損害の賠償をしなければならない。

(組合の業務に関する損害賠償責任)

第十七条 組合の業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産をもつて当該損害を賠償する責任を負う。

(組合員等の第三者に対する損害賠償責任)

第十八条 組合員又は次条第一項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者(以下この条において「組合員等」という。)が自己の職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該組合員等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の組合員等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(法人が組合員である場合の特則)

第十九条 法人が組合員である場合には、当該法人は、当該組合員の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を他の組合員に通知しなければならない。

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百七

十一条の規定は、前項の規定により選任された組合員の職務を行うべき者について準用する。

(組合財産の分別管理義務)

第二十条 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

(強制執行等を行うことができる者の範囲)

第二十一条 債務名義、仮差押命令又は仮処分命令に表示された当事者が組合である場合においては、次に掲げる者に対し、又はその者のために強制執行又は仮差押え若しくは仮処分の執行をすることができる。

一 当該組合の組合員

二 前号に掲げる者の債務名義成立後の承継人(民事執行法(昭和五十四年法律第四号)第二十二條第一号、第二号又は第六号に掲げる債務名義にあつては、口頭弁論終結後の承継人)

2 前項に規定する債務名義による強制執行は、同項各号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者に対しても、することができる。

(組合財産に対する強制執行等の禁止)

第二十二条 組合財産となる前の原因により生じた権利及び組合の業務に関して生じた権利に基づく場合を除き、組合財産に対して強制執行、仮差押え若しくは仮処分をし、又は組合財産を競売することはできない。

2 前項の規定に違反してなされた強制執行、仮

差押え、仮処分又は競売に対しては、組合員は異議を主張することができる。

3 前項の規定による異議については、民事執行法第三十八条及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)第四十五条の規定を準用する。この

場合において、民事執行法第三十八条第一項中「強制執行の目的物について所有権その他目的物の譲渡又は引渡しを妨げる権利を有する第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と、同条第二項中「第三者」とあるのは「有限責任事業組合の組合員」と読み替えるものとする。

(商法及び非訟事件手続法の準用)

第二十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により組合員の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 前項の組合員の職務を代行する者については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第二百六条第一項及び第三百三十二條ノ五の規定を準用する。この場合において、同項中「会社(親会社(商法第二百一十一條ノ二第一項)有限会社法第二十四条第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム以下本項ニ於テ之ニ同ジ)ノ規定スル親会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ株主又ハ社員ガ子会社(商法第二百一十一條ノ二第二項ニ規定スル子会社ヲ謂フ以下之ニ同ジ)ノ書類ニ付キ申請ヲ為シタルトキハ子会社ノ本店所在地」とあるのは、「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と読み替へるものとする。

第三章 組合員の加入及び脱退

(組合員の加入)

第二十四条 組合員は、新たに組合員を加入させることができる。

2 新たに組合員になろうとする者が、当該加入に係る組合契約の変更をした時にその出資に係る払込み又は給付の全部又は一部を履行していないときは、その者は、当該出資に係る払込み又は給付を完了した時に、組合員となる。

(任意脱退)

第二十五条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。ただし、組合契約書において別段の定めをすることを妨げない。

(法定脱退)

第二十六条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次に掲げる事由によつて脱退する。

- 一 死亡
- 二 破産手続開始の決定を受けたこと。
- 三 後見開始の審判を受けたこと。
- 四 除名

(除名)

第二十七条 組合員の除名は、組合員がその職務を怠つたときその他正当事由があるときに限り、他の組合員の一致によつてすることができ。ただし、組合契約書において他の組合員の一致を要しない旨の定めをすることを妨げない。

2 前項の場合において、組合員の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に対抗することができない。

第四章 計算等

(会計の原則)

第二十八条 組合の会計は、この法律及びこの法律に基づく経済産業省令の規定によるほか、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従ふものとする。

(会計帳簿の作成及び保存)

第二十九条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の会計帳簿を作成しなければならない。

2 前項の組合の会計帳簿には、各組合員が履行

した出資の価額その他経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

3 組合の会計帳簿を作成した組合員は、経済産業省令で定めるところにより、各組合員に対し、当該会計帳簿の写しを交付しなければならない。

4 組合員は、組合の会計帳簿の閉鎖の時から十年間、経済産業省令で定めるところにより、当該会計帳簿及び組合の事業に関する重要な資料を保存しなければならない。

(会計帳簿の提出命令)

第三十条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、組合の会計帳簿の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(財務諸表の備置き及び閲覧等)

第三十一条 組合員は、経済産業省令で定めるところにより、組合の成立後速やかに、組合の成立の日における組合の貸借対照表を作成しなければならない。

2 組合員は、毎事業年度経過後二月以内に、経済産業省令で定めるところにより、その事業年度の組合の貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書を作成しなければならない。

3 前二項の規定により作成すべき貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書(以下「財務諸表」という。)は、電磁的記録をもつて作成することができる。

4 組合員は、財務諸表を、その作成の時から十年間、主たる事務所に備え置かなければならない。

5 前項の場合においては、組合員は、組合契約書を併せて備え置かなければならない。

6 組合の債権者は、当該組合の営業時間内は、

いつでも、財務諸表(作成した日から五年以内のものに限る。)及び組合契約書について、次に掲げる請求をすることができる。

一 財務諸表及び組合契約書が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 財務諸表及び組合契約書が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

(財務諸表の提出命令)

第三十二条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財務諸表の全部又は一部の提出を命ずることができる。

(組合員の損益分配の割合)

第三十三条 組合員の損益分配の割合は、総組合員の同意により、経済産業省令で定めるところにより別段の定めをした場合を除き、会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額に依りて定める。

(財産分配の制限)

第三十四条 組合財産は、その分配の日における分配可能額(組合員に分配することができる額として純資産額の範囲内で経済産業省令で定める方法により算定される額をいう。次条において同じ。)を超えて、これを分配することができない。

2 分配の日における組合の剰余金に相当する額として経済産業省令で定める方法により算定される額を超えて組合財産を分配するには、総組合員の同意によらなければならない。

3 前項の場合において、組合員は、分配する組

合財産の帳簿価額から同項の額を控除して得た額を、経済産業省令で定めるところにより組合契約書に記載しなければならない。

(財産分配に関する責任)

第三十五条 分配した組合財産の帳簿価額(以下この条及び次条において「分配額」という。)がその分配の日における分配可能額を超える場合には、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、分配額に相当する金銭を支払う義務を負う。

2 前項に規定する場合において、当該分配を受けた組合員は、分配額が分配可能額を超過した額(同項の義務を履行した額を除く。)を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

(欠損が生じた場合の責任)

第三十六条 組合員が組合財産の分配を受けた場合において、当該分配を受けた日の属する事業年度の末日に欠損額(貸借対照表上の負債の額が資産の額を上回る場合において、当該負債の額から当該資産の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)が生じたときは、当該分配を受けた組合員は、組合に対し、連帯して、当該欠損額(当該欠損額が分配額を超えるときは、当該分配額。次項において同じ。)を支払う義務を負う。ただし、組合員が組合財産を分配するについて注意を怠らなかつたことを証明した場合は、この限りでない。

2 前項の規定により組合員が組合に対して欠損額を支払う義務を負う場合において、当該分配を受けた組合員は、当該欠損額(同項の義務を履行した額を除く。)を限度として、連帯して、組合の債務を弁済する責任を負う。

第五章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第三十七条 組合は、次に掲げる事由によつて解散する。ただし、第二号又は第三号に掲げる事由による場合にあっては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、新たに組合員(同号に掲げる事由による場合にあっては、居住者又は内国法人である組合員)を加へさせたときは、この限りでない。

一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 組合員が一人になつたこと。

三 第三条第二項の規定に違反したこと。

四 存続期間の満了

五 総組合員の同意

六 組合契約書において前各号に掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由の発生

(清算中の組合)

第三十八条 前条の規定により解散した組合は、解散の後であつても、清算の目的の範囲内において、清算が終了するまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十九条 組合が解散したときは、組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもつて清算人を選任したときは、この限りでない。

2 前項の規定により清算人となる者がなく、又は、裁判所は、利害関係人の申立てにより、清算人を選任する。

(清算人の解任)

第四十条 清算人(前条第二項の規定により裁判所が選任したものを除く)は、いつでも、解任

することが出来る。

2 前項の規定による解任は、組合契約書に別段の定めがある場合を除き、総組合員の過半数をもつて決定する。

3 重要な事由があるときは、裁判所は、組合員その他利害関係人の申立てにより、清算人を解任することが出来る。

(清算人の業務執行の方法)

第四十一条 清算人が数人あるときは、清算に関する業務執行は、清算人の過半数をもつて決定する。ただし、清算の常務は、その完了前に他の清算人が異議を述べない限り、各清算人が単独で行うことができる。

2 清算人は、前項本文の規定による決定に基づき、清算中の組合の業務を執行する。

3 民法第六百七十一条の規定は、清算人について準用する。

(清算人等の第三者に対する損害賠償責任)

第四十二条 清算人又は次条第一項の規定により選任された清算人の職務を行うべき者(以下この条において「清算人等」という。)がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があつたときは、当該清算人等は、これによつて第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。

2 前項の場合において、他の清算人等も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は、連帯債務者とする。

(法人が清算人である場合の特則)

第四十三条 法人が清算人である場合には、当該法人は、当該清算人の職務を行うべき者を選任し、その者の氏名及び住所を組合員に通知しなければならぬ。

2 民法第六百七十一条の規定は、前項の規定に

より選任された清算人の職務を行うべき者について準用する。

(財産目録等の作成等)

第四十四条 清算人は、その就任後遅滞なく、清算中の組合の財産の現況を調査し、経済産業省令で定めるところにより、第三十七条各号に掲げる事由に該当することとなつた日における財産目録及び貸借対照表(以下「財産目録等」という。)を作成し、各組合員にその内容を通知しなければならぬ。

2 清算人は、財産目録等を作成した時から清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時までの間、当該財産目録等を保存しなければならぬ。

3 清算人は、組合員の請求により、毎月清算の状況を報告しなければならない。

(財産目録等の提出命令)

第四十五条 裁判所は、申立てにより又は職権で、訴訟の当事者に対し、財産目録等の全部又は一部の提出を命ずることが出来る。

(債権者に対する公告等)

第四十六条 清算人は、その就任後遅滞なく、組合の債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を官報に公告し、かつ、知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。ただし、当該期間は、二月を下ることはできない。

2 前項の規定による公告には、当該債権者が当該期間内に申出をしないときは清算から除外される旨を付記しなければならない。

(債務の弁済の制限)

第四十七条 清算人は、前条第一項の期間内は、清算中の組合の債務の弁済をすることができな

い。この場合において、清算中の組合の組合員は、その債務の不履行によつて生じた責任を免れることができない。

2 前項の規定にかかわらず、清算人は、前条第一項の期間内であつても、裁判所の許可を得て、少額の債権、清算中の組合の財産につき存する担保権によつて担保される債権その他これを弁済しても他の債権者を害するおそれがない債権に係る債務について、その弁済をすることが出来る。この場合において、当該許可の申立ては、清算人が二人以上あるときは、その全員の同意によつてしなければならない。

(条件付債権等に係る債務の弁済)

第四十八条 清算人は、条件付債権、存続期間が不確定な債権その他その額が不確定な債権に係る債務を弁済することが出来る。この場合においては、これらの債権を評価させるため、裁判所に対し、鑑定人の選任の申立てをしなければならない。

2 前項の場合において、清算人は、同項の鑑定人の評価に従ひ同項の債権に係る債務を弁済しなければならない。

3 第一項の鑑定人の選任の手續に関する費用は、清算中の組合の負担とする。当該鑑定人による鑑定のための呼出し及び質問に関する費用についても、同様とする。

(債務の弁済前における残余財産の分配の制限)

第四十九条 清算人は、清算中の組合の債務を弁済した後でなければ、当該組合の財産を組合員に分配することができない。ただし、その存否又は額について争いのある債権に係る債務についてその弁済をするために必要と認められる財産を留保した場合は、この限りでない。

(清算からの除外)

第五十条 清算中の組合の債権者(知れている債権者を除く。)であつて第四十六条第一項の期間内にその債権の申出をしなかつたものは、清算から除外される。

2 前項の規定により清算から除外された債権者は、分配がされていらない残余財産に対してのみ、弁済を請求することができる。

3 清算中の組合の残余財産を組合員の一部に分配した場合には、当該組合員の受けた分配と同一の割合の分配を当該組合員以外の組合員に対してするために必要な財産は、前項の残余財産から控除する。

(清算事務の終了)

第五十一条 清算人は、清算事務が終了したときは、遅滞なく、清算に係る計算をして、組合員の承認を受けなければならない。

2 組合員が一月以内に前項の計算について異議を述べなかつたときは、組合員は、当該計算の承認をしたものとみなす。ただし、清算人の職務の執行に不正の行為があつたときは、この限りでない。

(帳簿資料の保存)

第五十二条 清算人は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、清算中の組合の帳簿並びにその事業及び清算に関する重要な資料(以下この条において「帳簿資料」という。)を保存しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、組合契約書において又は総組合員の過半数をもつて帳簿資料を保存する者を定めた場合には、その者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しな

ければならない。

3 裁判所は、利害関係人の申立てにより、第一項の清算人又は前項の規定により帳簿資料を保存する者に代わつて帳簿資料を保存する者を選任することができる。この場合においては、前二項の規定は、適用しない。

4 前項の規定により選任された者は、清算中の組合の主たる事務所の所在地における清算終了の登記の時から十年間、帳簿資料を保存しなければならない。

5 第三項の規定による選任の手続に関する費用は、清算中の組合の負担とする。

(商法等の準用)

第五十三条 商法第七十条ノ二の規定は、仮処分命令により清算人の職務を代行する者が選任された場合について準用する。

2 前項の清算人の職務を代行する者については、第二十三条第二項の規定を準用する。

3 組合の解散及び清算については、非訟事件手続法第三百三十六条前段、第三百三十七条前段、第三百三十八条、第三百三十八条ノ三、第三百三十八条ノ五、第三百三十八条ノ六、第三百三十八条ノ七第一項、第三百三十九条(第一号に係る部分に限る。)及び第四百十条の規定を準用する。この場合において、同法第三百三十六条中「会社ノ本店所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所ノ所在地」と、同法第三百三十九条中「会社ノ本店及び支店ノ所在地」とあるのは「有限責任事業組合ノ主たる事務所及び支店ノ事務所ノ所在地」と読み替へるものとする。

(適用除外)

第五十四条 第三章及び前章(第二十八条、第二十九条第四項、第三十条、第三十一条第四項から第六項まで及び第三十二条を除く。)の規定

は、清算中の組合については、適用しない。

(相続による脱退の特則)

第五十五条 清算中の組合の組合員が死亡した場合において、当該組合員の相続人が二人以上であるときは、清算に関して当該組合員の権利を行使する者一人を定めなければならない。

第六章 民法の準用

第五十六条 組合については、民法第六百六十八条、第六百六十九条、第六百七十一条、第六百七十三条、第六百七十四条第二項、第六百七十六条、第六百七十七条、第六百八十一条、第六百八十三条、第六百八十四条及び第六百八十八条の規定を準用する。

第七章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第五十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第四条第三項第一号、第二号及び第四号から第六号までに掲げる事項

二 組合の事務所の所在場所

三 組合員が法人であるときは、当該組合員の職務を行うべき者の氏名及び住所

四 組合契約書において第三十七条第一号から第五号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(従たる事務所の新設の登記)

第五十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条各号に掲げる事項

を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十七条各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第六十条 第五十七条各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(業務執行停止の仮処分命令等の登記)

第六十一条 組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十二条 組合が解散したときは、主たる事務

所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第六十三条 組合員が清算人となつたときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 清算人の氏名又は名称及び住所
- 二 清算人が法人であるときは、当該清算人の職務を行うべき者の氏名及び住所

2 清算人が選任されたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 第六十条の規定は前二項の規定による登記に、第六十一条の規定は清算人について準用する。

(清算終了の登記)

第六十四条 組合の清算が終了したときは、第五十一条の承認の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、有限責任事業組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十六条 第五十七条から第六十条までの規定

による登記は組合員の申請によつて、第六十二条から第六十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第六十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

- 一 組合契約書
- 二 第三条第一項に規定する出資に係る払込み及び給付があつたことを証する書面
- 三 組合員が法人であるときは、次の書面
 - イ 当該法人の登記事項証明書。ただし、当該登記所の管轄区域内に当該法人の本店又は主たる事務所がある場合を除く。
 - ロ 当該組合員の職務を行うべき者の選任に関する書面

ハ 当該組合員の職務を行うべき者が就任を承諾したことを証する書面

(変更の登記等の添付書面)

第六十八条 事務所の新設若しくは移転又は第五十七条各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 法人である組合員の加入による変更の登記の申請書には、前条第三号に掲げる書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第六十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第七十条 次の各号に掲げる者が清算人となつた場合の清算人の登記の申請書には、当該各号に定める書面を添付しなければならない。

一 第三十九条第一項ただし書の規定により選任された者 次の書面

- イ 総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面
- ロ 選任された者が就任を承諾したことを証する書面
- 二 裁判所が選任した者 その選任を証する書面

2 第六十七条(第三号に係る部分に限る。)の規定は、清算人が法人である場合の清算人の登記について準用する。

第七十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 第六十三条第一項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算終了の登記の添付書面)

第七十二条 清算終了の登記の申請書には、第五十一条の規定による清算に係る計算の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法及び民事保全法の準用)

第七十三条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五十五条まで、第七條から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十六條、第二十七條、第五十六條から第五十九条まで、第六十一条第一項及び第七條から第九百二十條まで並びに民事保全法第五十六條の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六條第二項中「商法第六十四条第一項」と

あるのは「有限責任事業組合契約に関する法律第五十七條」と、民事保全法第五十六條中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「有限責任事業組合の組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは「有限責任事業組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第八章 組合財産の分割禁止の登記

第七十四条 組合財産が不動産に関する権利(不動産登記法平成十六年法律第百二十三号)第三條各号に掲げる権利をいう。次項において同じ。であるときは、第五十六條において準用する民法第六百七十六條第二項の規定にかかわらず、次項の規定により読み替えて適用される不動産登記法第五十九條第六号に規定する共有物分割禁止の定めを登記をしなければ、清算前に当該組合財産について分割を求めることができなことを第三者に対抗することができない。

2 組合財産が不動産に関する権利である場合における不動産登記法の適用については、同法第五十九條第六号中「又は同法第九百七條第三項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判」とあるのは、「同法第九百七條第三項の規定により家庭裁判所が遺産である共有物若しくは所有権以外の財産権についてした分割を禁止する審判又は共有物若しくは所有権以外の財産権が有限責任事業組合の組合財産である場合における当該有限責任事業組合について

の有限責任事業組合契約」とする。

第九章 罰則

第七十五条 組合員若しくは清算人又は仮処分

理 由

個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図ることが我が国の経済活力を向上する上で重要であることにかんがみ、組合員の責任の限度を出資の価額とする新たな組合契約に関する制度を創設し、組合員の有限責任の担保、これに伴う公示制度の整備及び組合の事業に係る情報開示の充実等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

有限責任事業組合契約に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図ることが我が国の経済活力を向上する上で重要であることにかんがみ、組合員の責任の限度を出資の価額とする新たな組合契約に関する制度を創設し、組合員の有限責任の担保、これに伴う公示制度の整備及び組合の事業に係る情報開示の充実等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「有限責任事業組合」とは、個人又は法人が出資して、それぞれの出資の価額を責任の限度として共同で営利を目的とする事業を営むことを約し、各当事者がそれぞれの出資に係る払込み又は給付の全部を履行することによって、その効力を生ずる契約(以下「組合契約」という。)によって成立する組合をいうこと。

2 組合契約の当事者のうち一人以上は、国内に住所を有し、若しくは現在まで引き続いて

一年以上居所を有する個人又は国内に本店若しくは主たる事務所を有する法人でなければならないこと。

3 組合契約を締結しようとする者は、組合契約の契約書(以下「組合契約書」という。)を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければならないこと。

4 組合契約書に記載し、又は記録すべき事項についての組合契約の変更は、総組合員の同意によらなければならないこととするともに、一部の事項に係る組合契約の変更については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないものとする。

5 組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務等として政令で定めるものを組合の業務として行うことができないこととする。

6 組合の業務執行を決定するには、総組合員の同意によらなければならないこととする。とともに、一定の事項の決定については、組合契約書において総組合員の同意を要しない旨の定めをすることを妨げないものとする。

7 組合員は、組合の業務執行の一部のみを委任することができるものとする。

8 組合員の損益分配の割合は、総組合員の同意により別段の定めをした場合を除き、会計帳簿に記載された各組合員が履行した出資の価額に応じて定めるものとする。

9 組合員の加入及び脱退、財務諸表の作成及び閲覧、組合の解散及び清算、登記の手続、

罰則等に関する所要の規定を定めること。

二 議案の可決理由

本案は、個人又は法人が共同して行う事業の健全な発展を図るための措置として妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年四月八日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

有限責任事業組合契約に関する法律案に対する附帯決議

我が国経済の発展に寄与すべき新たな企業組織法制について、その早期における定着の重要性に鑑み、政府は、本法施行に当たり、次の諸点に留意すべきである。

一 有限責任事業組合に対する国民一般の認知度の向上を図り、改正会社法に基づき新たに認められる合同会社との違いを明確にしつつ、有限責任制等の特徴に関しても十分に周知徹底すること。また、債権者保護の状況について不断の監視に努めること。

二 租税回避行為への悪用を防止する観点から、有限責任事業組合に係る徴税に関し、その実効性及び公正性の確保に遺漏なきを期すること。

三 専門的知識を有する多様な人材の活用に資するため、有限責任事業組合の業務執行として認められる範囲の明確化を図るとともに、弁護士や税理士等のいわゆる士業が行う共同事業にお

いて、有限責任事業組合を利用することが可能となるよう、前向きに検討を進めること。

四 従前の中小企業・ベンチャー振興政策を検証しつつ、現下の経済状況を踏まえ、金融対策を含む総合的な振興策を改めて構築するよう努めるものとする。

日本アルコール産業株式会社法案

右の内閣提出案は本院において可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成十七年四月一日

参議院議長 扇 千景

衆議院議長 河野 洋平殿

日本アルコール産業株式会社法

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 経営の健全性及び安定性の確保(第四条―第九条)

第三章 雑則(第十条―第十二条)

第四章 罰則(第十三条―第十八条)

附則

第一章 総則

(会社の目的及び事業)

第一条 日本アルコール産業株式会社(以下「会社」という。)は、アルコール事業法(平成十二年法律第三十六号)第二条第二項に規定するアルコールの製造に関する事業及びこれに附帯する事業を営営することを目的とする株式会社とする。

2 会社は、前項の事業を営むほか、同項の事業の遂行に支障のない範囲内において、経済産業

大臣の認可を受けて、同項の事業以外の事業を営むことができる。

(商号の使用制限)

第二条 会社でない者は、その商号中に日本アルコール産業株式会社という文字を使用してはならない。

(一般担保)

第三条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先立つて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

第二章 経営の健全性及び安定性の確保
(新株、社債及び借入金)

第四条 会社は、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は弁済期限が一年を超える資金を借り入れようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。ただし、新株予約権が行使されたことにより新株を発行しようとするときは、この限りでない。

2 会社は、前項ただし書の場合においては、当該新株を発行した後、遅滞なく、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(代表取締役等の選定等の決議)

第五条 会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査役の選任及び解任又は株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(昭和四十九年法律第二十二号)第二十一条の八第七項に規定する監査委員の選定及び解職の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(事業計画)

第六条 会社は、毎営業年度の開始前に、その営業年度の事業計画を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(重要な財産の譲渡等)

第七条 会社は、経済産業省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更等)

第八条 会社の定款の変更、利益の処分、合併、分割及び解散の決議は、経済産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

(財務諸表)

第九条 会社は、毎営業年度終了後三月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を経済産業大臣に提出しなければならない。

第三章 雑則

(監督)

第十条 会社は、経済産業大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

(報告及び検査)

第十一条 経済産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、会社からその業務に關し報告をさせ、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

きる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(財務大臣との協議)

第十二条 経済産業大臣は、第一条第二項、第四条第一項、第六条、第七条又は第八条(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

第四章 罰則

第十三条 会社の取締役、執行役、監査役又は職員が、その職務に關して、賄賂を受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第十四条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第十五条 第十三条第一項の罪は、刑法(明治四十年法律第四十五号)第四条の例に従う。

第十六条 第十一条第一項の規定による報告をせ

ず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役、監査役又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした会社の取締役、執行役又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

一 第一条第二項の規定に違反して、事業を営んだとき。

二 第四条第一項の規定に違反して、新株若しくは新株予約権を発行し、社債を募集し、又は資金を借り入れたとき。

三 第四条第二項の規定に違反して、新株を発行した旨の届出を行わなかつたとき。

四 第六条の規定に違反して、事業計画の認可を受けなかつたとき。

五 第七条の規定に違反して、財産を譲渡し、又は担保に供したとき。

六 第九条の規定に違反して、貸借対照表、損益計算書若しくは営業報告書を提出せず、又は虚偽の記載若しくは記録をしたこれらのものを提出したとき。

七 第十条第二項の規定による命令に違反したとき。

第十八条 第二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条、第十九条、第二十条、第二十一条(独立行政法人新エネルギー・産業技

術総合開発機構法(平成十四年法律第四百五号)附則第五条の改正規定を除く。)、第二十二條及び第二十三條の規定は平成十八年四月一日から、附則第二十一条中独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法附則第五条の改正規定は平成十九年三月三十一日から施行する。

(この法律の廃止その他の必要な措置)

第二条 政府は、この法律の施行の状況を勘案し、会社をできる限り早期に民営化するため、速やかにこの法律の廃止を含めた見直しを行うとともに、その保有する株式の売却その他の必要な措置を講ずるものとする。

(設立委員)

第三条 経済産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に関して発起人の職務を行わせる。

(定款)

第四条 設立委員は、定款を作成して、経済産業大臣の認可を受けなければならない。

2 経済産業大臣は、前項の認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

(会社の設立に際して発行する株式)

第五条 会社の設立に際して発行する株式に関する商法(明治三十二年法律第四十八号)第六十八條ノ二各号に掲げる事項は、定款で定めなければならない。

2 会社の設立に際して発行する株式については、商法第二百八十四條ノ二第二項の規定にかかわらず、その発行価額の二分の一を超える額を資本に組み入れることができる。この場合において、同条第一項中「本法」とあるのは、「本法又ハ日本アルコール産業株式会社法」とす

る。

(株式の引受け)

第六条 会社の設立に際して発行する株式の総数は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が引き受けるものとし、設立委員は、これを機構に割り当てるものとする。

2 前項の規定により割り当てられた株式による会社の設立に関する株式引受人としての権利は、政府が行使する。

(出資)

第七条 機構は、会社の設立に際し、会社に対し、その財産のうち、附則第十九條の規定による改正前のアルコール事業法(以下「旧アルコール事業法」という。)第三十一条及び附則第二条に規定する業務に係るものを出資するものとする。この場合においては、独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第四十八條の規定は、適用しない。

(創立総会)

第八条 会社の設立に係る商法第百八十条第一項の規定の適用については、同項中「第百七十七條ノ規定ニ依ル払込及現物出資ノ給付」とあるのは、「日本アルコール産業株式会社法附則第六條第一項ノ規定ニ依ル株式ノ割当」とする。

(会社の成立)

第九条 附則第七条の規定により機構が行う出資に係る給付は、附則第十九條の規定の施行の時に行われるものとし、会社は、商法第五十七條の規定にかかわらず、その時に成立する。

(設立の登記)

第十条 会社は、商法第百八十八條第一項の規定

にかかわらず、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。

(政府への無償譲渡)

第十一条 機構が出資によって取得する会社の株式は、会社の成立の時に、政府に無償譲渡されるものとする。

(商法の適用除外)

第十二条 商法第百六十七條、第百六十八條第二項、第百六十九條、第百八十一條及び第百八十四條の規定は、会社の設立については、適用しない。

(権利及び義務の承継等)

第十三条 機構は、会社の成立の時に旧アルコール事業法第三十一条及び附則第二条に規定する業務を終了するものとし、それらの業務に係る一切の権利及び義務は、その時ににおいて会社が承継する。

2

機構は、前項の規定により会社が機構の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、次に掲げる額の合計額によりその資本金を減少するものとする。

一 その承継の際附則第二十一条の規定による改正前の独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(以下「旧機構法」という。)第十七條第四号に掲げる業務に係る勘定に属する資本金の額

二 その承継の際旧機構法附則第十一条第二項に規定するアルコール製造勘定及び一般アルコール販売勘定に属する資本金の額

(商号についての経過措置)

第十四条 第二条の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に日本アルコール産業株式会社

という文字を使用している者については、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(事業計画についての経過措置)

第十五条 会社の成立の日の属する営業年度の事業計画については、第六條中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「会社の成立後遅滞なく」とする。

(アルコールの製造の事業の許可に関する経過措置)

第十六条 会社は、その成立の日においてアルコール事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。

(非課税)

第十七条 附則第十条の規定により会社が受ける設立の登記及び附則第七条の規定により機構が行う出資に係る財産の給付に伴い会社を受ける登記又は登録については、登録免許税を課さない。

(政令への委任)

第十八条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、会社の設立に関し必要な事項は、政令で定める。

(アルコール事業法の一部改正)

第十九条 アルコール事業法の一部を次のように改正する。

目次中「特定アルコールの販売」を「特定アルコールの譲渡」に改める。

第二条第四項中「第三十二条第一項の認可を受けた」を「アルコールが酒類の原料に不正に使用されることを防止するために必要な額として経済産業省令で定めるところにより計算した額(以下「加算額」という。)を含む」に、「独立行政

法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）を「次条第一項又は第十六条第一項の許可を受けた者」に、「販売する」を「譲渡する」に改める。

第二十二條第二項中、「第四条第三号」を「及び第四条第三号」に改め、「及び機構」を削る。

第三章 特定アルコールの販売を「第三章 特定アルコールの譲渡」に改める。

第三十一條から第三十四條までを次のように改める。

（国庫納付金）

第三十一條 製造事業者又は輸入事業者は、特定アルコールとしてアルコールを譲渡したときは、当該譲渡した特定アルコールの数量に当該特定アルコールに係る加算額を乗じて得た額を国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による納付金の納付の手續については、政令で定める。

（担保の提供）

第三十二條 経済産業大臣は、前条第一項の規定による納付金の納付の義務の履行を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、製造事業者又は輸入事業者に対し、金額及び期間を指定し、納付金につき担保の提供を命ずることができる。

2 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、前項の金額又は期間を変更することができる。

3 経済産業大臣は、第一項の規定により担保の提供を命じた場合において、必要があると認めるときは、製造事業者又は輸入事業者が担保を提供するまで、当該製造事業者又は当

該輸入事業者が保有するアルコールの処分又は譲渡を禁止することができる。

第三十三條及び第三十四條 削除

第三十五條中、「許可使用者及び機構」を「及び許可使用者」に改める。

第三十七條第一項中「経済産業大臣は、」の下に「第三十一條第一項の規定による納付金又は」を加える。

第四十七條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十一條第一項の規定に違反した者

第四十七條第二項中「第二号」の下に「及び第五号」を加える。

第五十一條第一項中第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第三十二條第三項の規定による禁止に違反して、アルコールを処分し又は譲渡した者

附則第二條から第六條までを次のように改める。

第二條から第六條まで 削除

附則第八條を次のように改める。

第八條 削除

附則第十一條及び第十三條中「又は機構」を削る。

附則第十七條を次のように改める。

第十七條 削除

附則第二十條及び第二十一條を次のように改める。

第二十條及び第二十一條 削除

附則第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

（アルコール事業法の一部改正に伴う経過措置）

第二十條 旧アルコール事業法の規定によりした処分、手続その他の行為は、前条の規定による改正後のアルコール事業法の相当規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

2 前条の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 前二項に規定するもののほか、前条の規定によるアルコール事業法の改正に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部改正）

第二十一條 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を次のように改正する。

第十五條第二項及び第三項を削る。

第十六條第一項及び第四項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

第十七條第一号及び第二号中「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に改め、同条第三号中「第十五條第一項第十号」を「第十五條第十号」に改め、同条第四号を削り、同条第五号中「前各号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とする。

第十八條中「第十五條第一項第三号」を「第十五條第三号」に改める。

第十九條第一項中「第四号及び第五号」を「及び第四号」に改める。

第二十七條第一号中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第五條を次のように改める。

第五條 削除

附則第六條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第七條第一項及び第三項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第九條第一項から第三項までの規定及び同条第五項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

附則第十二條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第十四條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第十五條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置）

第二十二條 附則第十九條の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

附則第六條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第七條第一項及び第三項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第九條第一項から第三項までの規定及び同条第五項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

附則第十二條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第十四條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第十五條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律等の適用に関する経過措置）

第二十二條 附則第十九條の規定の施行前に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律

附則第六條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第七條第一項及び第三項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第九條第一項から第三項までの規定及び同条第五項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第六項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に改める。

附則第十一條を次のように改める。

第十一條 削除

附則第十二條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第三項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

附則第十四條第一項中「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改め、同条第二項中「前条第一項第十二号」を「前条第十二号」に、「第十五條第一項各号」を「第十五條各号」に、「第十五條第一項及び第二項」を「第十五條」に改める。

(平成十三年法律第四百十号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

2 附則第十九条の規定の施行前に独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律(平成十五年法律第五十九号)の規定に基づき機構がした行為及び機構に対してなされた行為(附則第十三条の規定により会社が承継することとなる権利及び義務に関するものに限る。)については、会社を同法第二条第一項に規定する独立行政法人等とみなす。

(石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法の一部改正)

第二十三条 石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計法(昭和四十二年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「第十五条第一項第一号」を「第十五条第一号」に改める。

日本アルコール産業株式会社法案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、平成十一年四月に閣議決定された「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を着実に実施し、アルコール専売民営化の総仕上げを行うための措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)からアルコー

ル製造部門のすべてを引き継ぐ暫定的な特殊会社として日本アルコール産業株式会社を設立することとし、その設立に必要な手続きを定めること。なお、特殊会社については、政府は二年以内に保有する株式の売却を開始することとし、できる限り早期に完全売却を図ること。

2 設立後の特殊会社の経営の健全性及び安定性を確保するため、事業計画や重要な財産の譲渡等について経済産業大臣の認可を必要とするとともに、経済産業大臣が監督上必要な命令並びに報告及び検査について定めること。

3 特殊会社の取締役等が、その職務に関して、賄賂を收受等したときは、三年以下の懲役に処することとする等必要な罰則を定めること。

4 アルコール専売の廃止に伴う激変を緩和するため五年間を目処に設けていた、機構による工業用アルコールの一手購入・販売措置を終了する等所要の措置を講ずること。

5 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、「国の行政組織等の減量、効率化等に関する基本的計画」を着実に実施し、アルコール専売民営化の総仕上げを行うための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成十七年四月八日

経済産業委員長 河上 覃雄

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

日本アルコール産業株式会社法案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 日本アルコール産業株式会社(以下、「特殊会社」という。)の民営化に向け、特殊会社の株式を売却するにあたり、公正性及び透明性を確保するとともに、確実かつ早期の民営化を実現できるように、会社の更なる業務・経営効率改善とともに、アルコールの品質や需給の適正なバランスの確保に万全を期するように、指導・監督を行うこと。

二 アルコール製造工場が地域経済の発展に貢献してきたこと等にかんがみ、新エネルギー・産業技術総合開発機構から特殊会社への移行に当たっては、職員の雇用と待遇について当該職員が不当に不利益を被ることがないように、十分配慮すること。

三 特殊会社が競争力を維持するため、アルコール製造業務に支障を与えない範囲において新事業分野に積極的に取り組むとともに、その成果が需要者等に還元されるよう、指導・監督を行うこと。また、特殊会社の民営化に向け、適切な経営体制を確立するとともに、適切な人材を広く内外から起用するよう、厳格に取り組むこと。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年三月八日

内閣総理大臣 小泉純一郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正)

第一条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「第五項」を「第五項第四号ハからホまで」に、「第七条の三」を「第七条の三第一号」に、「第十三条の十一第一項」を「第十三条の十一第一項第三号」に、「第十五条の十五第一項」を「第十五条の十五第一項第三号」に、「並びに第二十四条」を「第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項」に改める。

第七条第五項第四号ホ中「若しくは処分」の下に「(再生することを含む。)」を加え、同条第十四項中「一般廃棄物収集運搬業者又は」を「一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を、」に、「収集若しくは運搬又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改める。

第七條の二に次の一項を加える。

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)の

いずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第七条の四第一項に次の一号を加える。

三 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第七条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

第八条第一項中「(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第二十条の二第一項を除き、以下同じ。)」を削る。

第九条に次の一項を加える。

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九条の二の二第一項に次の一号を加える。

三 不正の手段により第八条第一項の許可又は第九条第一項の変更の許可を受けたとき。

第十二条第十一項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「その産業廃棄物」を「その産業廃棄物の」に改める。

第十二条の二第十二項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「その特別管理産業廃棄物」を「その特別管理産業廃棄物の」に改める。

第十二条の三中第八項を第十項とし、第七項の次に次の二項を加える。

理票の写しを送付したとき(同項後段の規定により管理票を回付したときを除く。)は当該管理票を当該送付の日から、第三項後段の規定による管理票の写しの送付を受けたときは当該管理票の写しを当該送付を受けた日から、それぞれ環境省令で定める期間保存しなければならない。

9 処分受託者は、第三項前段、第四項又は第十二条の五第五項の規定により管理票の写しを送付したときは、当該管理票を当該送付の日から環境省令で定める期間保存しなければならない。

第十二条の四の見出し中「交付」を「交付等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 運搬受託者又は処分受託者は、受託した産業廃棄物の運搬又は処分を終了していないにもかかわらず、前条第二項若しくは第三項の送付又は次条第二項の報告をしてはならない。

3 処分受託者は、前条第三項前段若しくは第四項若しくは次条第五項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨が記載された管理票の写しの送付又は同条第四項の規定による当該処分に係る中間処理産業廃棄物について最終処分が終了した旨の通知を受けていないにもかかわらず、前条第四項の送付若しくは次条第三項の報告又は同条第五項の送付をしてはならない。

第十二条の六の見出し中「勧告の下に」及び命令を加え、同条中「処分受託者」の下に「(以下この条において「事業者等」という。)」を加

え、「同条第一項から第七項まで」を「第十二条の三第一項から第九項まで、第十二条の四第二項及び第三項」に改め、同条に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項に規定する勧告を受けた事業者等がその勧告に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

3 都道府県知事は、第一項に規定する勧告を受けた事業者等が、前項の規定によりその勧告に従わなかつた旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該事業者等に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第十四条第五項第二号中ホを削り、ヘをホとし、同号に次のように加える。

ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第十四条第十三項中「産業廃棄物収集運搬業者」の下に「その他環境省令で定める者以外の者は、産業廃棄物の収集又は運搬を」を加え、「収集若しくは運搬又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「産業廃棄物収集運搬業者又は」を「産業廃棄物収集運搬業者は、産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を」に、「収集若しくは運搬又は処分を他人」を「処分を、それぞれ他人」に改め、同条第十五項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「産業廃棄物」を「産業廃棄物の」に改める。

第十四条の二第三項中「第七條の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同項」を「同条第三項」に改め、「都道府県知事」との下に「同条

第四項中「前条第五項第四号イからハまで又はチからヌまで(同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トとあるのは「第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号トに係るものを除く。))又は第十四条第五項第二号ハからホまで(前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

第十四条の三の二第一項に次の一号を加える。

三 不正の手段により第十四条第一項若しくは第六項の許可(同条第二項又は第七項の許可の更新を含む。)又は第十四条の二第一項の変更の許可を受けたとき。

第十四条の四第十三項中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者」の下に「その他環境省令で定める者以外の者は、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を」を加え、「収集若しくは運搬又は処分を」を「処分を、それぞれ」に改め、同条第十四項中「特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は」を「特別管理産業廃棄物収集運搬業者は、特別管理産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を」に、「収集若しくは運搬又は処分を他人」を「処分を、それぞれ他人」に改め、同条第十六項中「一般廃棄物」を「一般廃棄物の」に、「含む」を「含む」に改める。

第十四条の五第三項中「第七條の二第三項」の下に「及び第四項」を加え、「同項中」一般廃棄物を「同条第三項中」一般廃棄物の」に、「特別管理産業廃棄物」を「特別管理産業廃棄物の」に改め、「都道府県知事」との下に「同条第四項中「前条第五項第四号イからハまで又はチから

又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号ト)とあるのは「第十四条第五項第二号イ(前条第五項第四号トに係るものを除く。)」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ)と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」とを加える。

第十四条の六中「準用する前条第一号」との下に、「同項第三号中「第十四条第一項若しくは第六項」とあるのは「第十四条の四第一項若しくは第六項」と、「第十四条の二第一項」とあるのは「第十四条の五第一項」とを加える。

第十五条の二の五第三項中「第五項まで」を「第六項まで」に改め、「中」当該許可に係る一般廃棄物処理施設とあるのは「当該産業廃棄物処理施設」と、「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」との下に、「同条第六項中「第七条第五項第四号イからハまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号ト)とあるのは「第十四条第五項第二号イ(第七条第五項第四号トに係るものを除く。)」又は第十四条第五項第二号ハからホまで(第七条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ)と」を加える。

第十五条の三第一項に次の一号を加える。
三 不正の手段により第十五条第一項の許可又は第十五条の二の五第一項の変更の許可を受けたとき。

第十五条の十一を次のように改める。

第十五条の十一 削除

第十九条の五第一項第三号イ中「第十二条の三第一項」の下に「(第十五条の四の六第二項に

おいて準用する場合を含む。以下このイにおいて同じ。)」を加え、「同項」を「第十二条の三第一項」に改め、同号二中「送付せず、若しくは」を「送付せず、又は」に改め、同号ホ中「第十二条の三第五項」の下に、「第八項又は第九項」を加え、「管理票の写し」を「管理票又はその写し」に改め、同号リを同号ヌとし、同号チ中「若しくは」を「又は」に改め、同号チを同号リとし、同号ト中「第十二条の五第一項」の下に「(第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同号トを同号チとし、同号ヘの次に次のように加える。

ト 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者
第二十二条中「次に掲げる」を「災害その他の事由により特に必要となつた廃棄物の処理を行うために要する」に改め、各号を削る。

第二十三条の三第一項中「同号ハ、ニ及びヘ」を「同号ハからホまで」に改める。

第二十四条を削り、第二十四条の二を第二十四条とし、同条の次に次の一号を加える。
(政令で定める市の長による事務の処理)

第二十四条の二 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により政令で定める市の長がした処分(第二十四条の四に規定する第一号法定受託事務に係るものに限る。)についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。
第二十四条の四中「第七条の二第三項」の下に

「及び第四項」を、「第十五条の二の三において」の下に「読み替えて」を加え、「準用する第九条第三項から第五項まで」を「読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで」に改め、「第十五条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「保健所を設置する市又は特別区」を削る。

第二十五条第一項中第十一号を第十六号とし、第八号から第十号までを五号ずつ繰り下げ、第七号を第十号とし、同号の次に次の二号を加える。

十一 不正の手段により第九条第一項又は第十五条の二の五第一項の変更の許可を受けた者

十二 第十条第一項(第十五条の四の六第一項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に違反して、一般廃棄物又は産業廃棄物を輸出した者
第二十五条第一項中第六号を第八号とし、同号の次に次の一号を加える。

九 不正の手段により第八条第一項又は第十五条第一項の許可を受けた者

第二十五条第一項中第五号を第七号とし、第四号を第六号とし、第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 不正の手段により第七条の二第二項、第十四条の二第一項又は第十四条の五第一項の変更の許可を受けた者
第二十五条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 不正の手段により第七条第一項若しくは第六項、第十四条第一項若しくは第六項又は

は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可(第七条第二項若しくは第七項、第十四条第二項若しくは第七項又は第十四条の四第二項若しくは第七項の許可の更新を含む。)を受けた者
第二十五条第二項中「前項第九号及び第十号」を「前項第十二号、第十四号及び第十五号」に改める。

第二十六条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「前条第一項第九号又は第十号」を「前条第一項第十四号又は第十五号」に改め、同号を同条第六号とする。

第二十九条を削る。
第二十八条中第三号を第十四号とし、第二号を第十三号とし、第一号を第二号とし、同号の次に次の十号を加える。

三 第十二条の三第一項(第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定に違反して、管理票を交付せず、又は第十二条の三第一項に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票を交付した者

四 第十二条の三第二項前段の規定に違反して、管理票の写しを送付せず、又は同項前段に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者
五 第十二条の三第二項後段の規定に違反して、管理票を回付しなかつた者

六 第十二条の三第三項若しくは第四項又は第十二条の五第五項の規定に違反して、管

理票の写しを送付せず、又はこれらの規定に規定する事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして管理票の写しを送付した者

七 第十二条の第三項、第八項又は第九項の規定に違反して、管理票又はその写しを保存しなかつた者

八 第十二条の四第一項の規定に違反して、虚偽の記載をして管理票を交付した者

九 第十二条の四第二項又は第三項の規定に違反して、送付又は報告をした者

十 第十二条の五第一項(第十五条の四の六第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録をする場合において虚偽の登録をした者

十一 第十二条の五第二項又は第三項の規定に違反して、報告せず、又は虚偽の報告をした者

十二 第十二条の六第三項の規定による命令に違反した者

第二十八条に第一号として次の一号を加える。

一 第七条の二第四項(第十四条の二第三項及び第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。)又は第九条第六項(第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

第二十八条を第二十九条とし、第二十七条を第二十八条とし、第二十六条の次に次の一条を加える。

第二十七条 第二十五条第一項第十二号の罪を

犯す目的でその予備をした者は、二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第三十二条第一号中「第二十五条第一項第九号若しくは第十号」を「第二十五条第一項第一号から第四号まで、第十二号、第十四号若しくは第十五号」に改め、同条第二号中「第二十七条第二号又は第二十八条から第三十条まで」を「第二十七号、第二十八号第二号、第二十九号又は第三十条」に改める。

附則第四条第一項を削り、同条第二項中「都道府県又は及び」前項の規定による場合のほか「を削り、」社会資本整備特別措置法を「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号。次項において「社会資本整備特別措置法」という。))に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「産業廃棄物を「廃棄物」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「第二項又は第三項」を「第一項又は第二項」に改め、「都道府県」を削り、同項を同条第五項とし、同条第八項中「都道府県」を削り、「第一項から第三項まで」を「第一項又は第二項」に、「第四項及び第五項」を「第三項及び第四項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第六項とする。

附則第五条を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成九年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第六項及び第五項第六項中「開始されたものについては」の下に、「平成十八年三月三十一日までは」を加える。

(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部改正)

第三条 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二十一条」を「第十九条第二項」に改め、「保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。以下同じ。」を削る。

第二十一条を削り、第二十条を第二十一条とする。

第十九条中「前条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同条を第二十条とする。

第十八条の次に次の一条を加える。

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十九条 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により政令で定める市の長がした第十六条第一項の規定による処分についての審査請求の裁決に不服のある者は、環境大臣に対して再審査請求をすることができる。

第二十二条中「保健所を設置する市又は特

別区」を削る。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十一、第二十二号、附則第四条及び附則第五条の改正規定、第二条の規定並びに附則第三条、第六条及び第九条から第十一条までの規定 公布の日

二 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条の二第二項の改正規定(並びに第二十四条を)、第二十四条の二第二項並びに附則第二条第二項に改める部分に限る。)、同法第八条第一項の改正規定、同法第二十四条を削り、同法第二十四条の二を同法第二十四条とし、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第二十四条の四の改正規定(「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第三条の規定並びに次条並びに附則第八条(「保健所を設置する市又は特別区」を削る部分に限る。)、第十二条及び第十三条の規定 平成十八年四月一日

(保健所を設置する市の長等がした処分等に関する経過措置)

第二条 前条第二号に掲げる規定の施行前に第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「旧廃棄物処理法」という。))又は第三条の規定による改正前のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「旧措置法」という。))の規定によ

り保健所を設置する市(特別区を含む。以下この条において同じ。)の長がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為は、第一条の規定による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「新廃棄物処理法」という。)又は第三条の規定による改正後のポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(以下「新廃棄物処理法等」と総称する。)の相当規定に基づいて、都道府県知事がした許可、認可、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 前条第二号に掲げる規定の施行の際現に旧廃棄物処理法又は旧措置法(以下「旧廃棄物処理法等」と総称する。)の規定により保健所を設置する市の長に対してされている申請、届出その他の行為は、新廃棄物処理法等の相当規定に基づいて、都道府県知事に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 前条第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法等の規定により保健所を設置する市の長に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、同号に掲げる規定の施行前にその手続がされていないものについては、これを、新廃棄物処理法等の相当規定により都道府県知事に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新廃棄物処理法等の規定を適用する。

4 前条第二号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法又は旧措置法第十六条第一項の規定により保健所を設置する市の長がした処分についての旧廃棄物処理法第二十四条又は旧措置法第二

十一条の規定による再審査請求については、なお従前の例による。

(補助金の交付等に関する経過措置)

第三条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定により補助金の交付を受けた廃棄物処理センターについては、同条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後においても、なおその効力を有する。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行前に都道府県、市町村又は廃棄物処理センターが旧廃棄物処理法附則第四条第一項から第三項までの規定又は旧廃棄物処理法附則第五条第一項において読み替えて準用する旧廃棄物処理法第十五条の十一第一項の規定による貸付けを受けた貸付金については、なお従前の例による。

(施行前に犯した犯罪行為により生じた財産等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)の施行の日後となつた場合には、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号。以下「組織的犯罪処罰法」という。)第九条第一項から第三項まで、第十条及び第十一条の規定は、この法律の施行前に財産上の不正な利益を得る目的で犯した旧廃棄物処理法第二十六条第四号の罪の犯罪行為(日本国外で行つた行為であつて、当該行為が日本国内において行われたとしたならば同号の罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるものを含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に関してこの法律の施行後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪処罰法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新廃棄物処理法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新廃棄物処理法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

第八条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)の項中「第七

条の二第三項の下に「及び第四項」を、「第十五条の二の三において」の下に「読み替えて」を加え、「準用する第九条第三項から第五項まで」を「読み替えて準用する第九条第三項から第六項まで」に改め、「第十五条の四において」の下に「読み替えて」を加え、「保健所を設置する市又は特別区」を削る。

(成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第九条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十五年法律第七号)の一部を次のように改正する。

別表生活環境施設の項中「第二十二條第一号」を「第八條第一項」に改める。

(公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第十条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十六年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

別表第二 第三項第三号の廃棄物の処理施設の設置の事業の項中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十二條の規定に基づく国の補助の割合を勘案して」を削る。

(広域臨海環境整備センター法の一部改正)

第十一条 広域臨海環境整備センター法(昭和五十六年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第一項中「附則第四条第二項」を「附則第四条第一項」に改め、同条第二項中「附則第四条第六項及び第七項」を「附則第四条第五項及び第六項」に改める。

(地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の一部改正)

第十二条 地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律(平成六年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

附則第十二条中「建築物における衛生的環境の確保に関する法律及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を「及び建築物における衛生的

環境の確保に関する法律に改める。

(特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部改正)

第十三条 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法(平成十五年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「保健所を設置する市(以下「都道府県等」を「廃棄物処理法第二十四条の二第一項の規定によりその長が廃棄物処理法第十九条の八第一項に規定する事務を行うこととされた市(以下「政令市」に、「廃棄物処理法第十九条の八第一項」を「同項」に改める。

第四条第一項中「都道府県等は」を「都道府県又は政令市(以下「都道府県等」という。)は」に、「保健所を設置する市」を「政令市に改める。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第十四条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

附則第七条中「第二十五条第一項第一号」との下に、「第五号」とあるのは「第七号」と、「第六号」とあるのは「第八号」とを加え、「第八号」を、「第十三号」に、「第九号」を「第十四号」に改める。

理 由

最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理に対する対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置

市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪の創設等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理についての対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するため、保健所設置市に係る事務の見直し、産業廃棄物管理票制度の強化、無確認輸出に関する未遂罪の創設等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 廃棄物処理業等の許可を受けた者は、欠格要件に該当するに至ったときは、その旨を市町村長又は都道府県知事に届け出なければならぬこととするほか、許可申請書等に虚偽記載をするなど不正の手段により許可を受けた場合について取消処分の対象とすること。
- 2 広域化する産業廃棄物処理、悪質巧妙化する不適正処理事案等に対して、よりの確に対応できるようにするため、保健所を設置する市が産業廃棄物関係事務を行うこととなる仕組みを見直し、政令で指定する市が行うこととする仕組みに改めること。
- 3 産業廃棄物の運搬又は処分を受託した者に対し、産業廃棄物管理票又はその写しを保存

する義務を課すこととするほか、違反行為に対する勧告に従わない者についての公表及び命令措置を導入すること。

- 4 廃棄物の無確認輸出に係る未遂罪及び予備罪を創設するほか、産業廃棄物管理票に係る違反行為、廃棄物の無確認輸出等の罪の量刑を引き上げるなど、不法投棄の撲滅及び無確認輸出の防止に向けた罰則の強化を行うこと。
- 5 維持管理積立金制度の施行以前に埋立処分が開始された最終処分場を、新たに同制度の対象とすること。
- 6 この法律は、一部の規定を除き、平成十七年十月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、最近における廃棄物の処理をめぐる状況にかんがみ、大規模不法投棄、無確認輸出等廃棄物の不適正処理についての対応を強化するとともに、より適切な事務処理体制を確立するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

平成十七年四月八日

環境委員長 小沢 鋭仁

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 必要な廃棄物処理施設の確保のため、公共関係による施設整備の促進などを含め、国民の理解を得ながら安心できる施設整備を図るとともに、必要な財政的措置を講ずるよう努めること。特に首都圏、近畿圏の廃棄物については、域内でできる限り処理が行われるよう、必要な処理施設の整備を推進すること。

二 産業廃棄物の不適正処理事案に迅速に対応するため、電子マニフェストの義務化も視野に入れた普及拡大をする方策を検討すること。また、利用者に対するインセンティブの付与、公共工事等における電子マニフェストの活用促進、モデル事業の計画的実施などを含む普及拡大策を早急かつ積極的に実施すること。

三 産業廃棄物処理市場の健全化を図るため、処理業者の人材育成、優良性の判断に係る評価基準に適合した処理業者に係る情報公開システムの拡充、排出事業者による公開情報の積極的活用、働きかけ等による優良業者の育成を進めるとともに、積極的かつ厳正な行政処分と違反者に対する罰則の厳格な適用により不適格業者の市場からの撤退を促すこと。

四 産業廃棄物の不法投棄が悪質巧妙化かつ大規模化する現状にかんがみ、その未然防止のため、住民等からの通報等に迅速に対応し得る体制の整備に向け地方公共団体に対し助言など必要な支援を積極的に行うこと。

五 地方公共団体における廃棄物行政の適正かつ円滑な執行を図るため、その人材育成に努めるとともに、関係行政機関との緊密な連携を推進すること。

浄化槽法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成十七年四月八日

提出者

環境委員長 小沢 鋭仁

浄化槽法の一部を改正する法律

浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第七条」を「第七条の二」に、「浄化槽の清掃」を「浄化槽の清掃等」に、「第十二条」を「第十二条の二」に、「第六十七条」を「第六十八条」に改める。

第一条中「により、」の下に「公共用水域等の水質の保全等の観点から」を加え、「し尿等」を「し尿及び雑排水」に改め、「図り、」の下に「もつて」を加える。

第四条中第六項を第八項とし、第二項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、第一項を第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の構造基準は、これにより第一項の技術上の基準が確保されるものとして定められなければならない。

第四条に第一項として次の一項を加える。

環境大臣は、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について、環境省令で、技術上の基準を定めなければならない。

第五条第一項中「第七条」を「第七条第一項」に改める。

第七条中「その使用開始後六月を経過した日から二月間」を「環境省令で定める期間内」に改め、「環境大臣又は」を削り、同条に次の一項を加える。

る。

2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章の章名中「清掃」を「清掃等」に改める。

第十一条に次の一項を加える。

2 第七条第二項の規定は、前項の水質に関する検査について準用する。

第十一条の次に次の一条を加える。

(廃止の届出)

第十一条の二 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三章中第十二条の次に次の一条を加える。
(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第五十三条第一項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士

第五十三条第二項中「前項第一号又は第三号から第七号まで」を「前項各号」に改める。
第五十七条第一項中「環境大臣は、二以上の都

道府県の区域において第七条及び第十一条の水質に関する検査の業務を行う者を、」を削り、「一の」を「当該」に、「当該」を「第七条第一項及び第十一条第一項の水質に関する検査の」に改め、同条第二項中「環境大臣又は」を削り、「したときには」を「したときは」に改め、「環境大臣にあつては官報に、都道府県知事にあつては」を削る。

第六十四条第十号中「第六号又は第七号」を「第七号又は第八号」に改め、同条第十一号中「同条第一項第六号又は第七号」を「同条第一項第七号又は第八号」に改める。

第六十五条第三号中「第六号又は第七号」を「第七号又は第八号」に改め、同条第四号中「同条第一項第六号又は第七号」を「同条第一項第七号又は第八号」に改める。

第六十六条の次に次の一条を加える。

第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十七条中「十五万円」を「二十万円」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第六十八条 第十一条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年二月一日から施行する。ただし、第七条の改正規定(環境大臣又は)を削る部分に限る。並びに第五十七条第一項及び第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(設置後等の水質検査に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の浄化槽法第五条第一項の規定による届出がされている浄化槽又はこの法律の施行の際現に浄化槽の設置若しくはその構造若しくは規模の変更につき建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項若しくは第十八条第三項(これらの規定を同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けている浄化槽についてのこの法律による改正後の浄化槽法(以下「新法」という。)第七条第一項の規定により水質に関する検査を受けなければならない期間については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

公共用水域等の水質の保全等の観点から浄化槽によるし尿及び雑排水の適正な処理を図るため、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質についての技術上の基準の創設、浄化槽の水質に関する検査に係る制度の整備等を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

平成十七年二月一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律

(水防法の一部改正)

第一条 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条」を「第三十一条」に、「第二十五条」第三十一条を「第三十二条」第三十五条に、「第五章 費用の負担及び補助」第三十七章 罰則(第三十八条―第四十二條―第三十三條の二)を「第五章 水防協力の負担及び補助」(第四十一條―第四十四條)に改める。

力団体(第三十六条―第四十條)負担及び補助(第四十一條―第四十四條)五十二條―第五十四條)に改める。

第二条第五項中「及び消防機関」を「消防機関及び水防協力団体(第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。)」に改め、同条第七項中「起る」を「発生する」に改める。

第六条の二の次に次の一条を加える。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤の

ものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者(死亡による退職の場合)には、その者の遺族に退職報償金を支給することができる。

第七条第一項中「都道府県水防協議会(都道府県水防協議会を置かない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議)にはかつて」を削り、「定めなければ」を「定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければ」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

報告した水防計画の変更についても、同様とする。

第七条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会(次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。)に諮らなければならない。

第七条に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変

更したときは、その要旨を公表しなければならない。

第十条第二項中「ついで」の下に「、気象庁長官と共同して」を加え、「、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して」を「水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を」に改め、同条第三項中「次条及び第十条の三において」を「以下」に改める。

第四十条第二号中「第十三条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同条第三号中「第三十六条第一項」を「第四十九条第一項」に改め、同条を第五十四条とする。

第三十九条中「第十四条」を「第二十一条」に改め、同条を第五十三条とする。

第三十八条を第五十二条とする。

第七章を第八章とする。

第六章中第三十七条の二を第五十一条とする。

第三十七条中「置かなければ」を「おかなければ」に改め、同条を第五十条とする。

第三十六条の見出し中「立入」を「立入り」に改め、同条第二項中「呈示しなければ」を「提示しなければ」に改め、同条を第四十九条とする。

第三十五条の二を第四十八条とし、第三十五条を第四十七条とする。

第三十四条の二(見出しを含む。)中「報賞」を「表彰」に改め、同条を第四十六条とする。

第三十四条(見出しを含む。)中「第十七条」を「第二十四条」に改め、同条を第四十五条とする。

第六章を第七章とする。

第三十三条の二第一項中「第三十二条」を「第四十一条」に改め、第五章中同条を第四十四条とする。

第三十三条を第四十三条とする。

第三十二条の二第四項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条を第四十二条とする。

第三十二条を第四十一条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項の特定非営利活動法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務

を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

三 水防に関する調査研究を行うこと。

四 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に對し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に對し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。

4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に對し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第二十九条から第三十一条までを削る。

第二十八条の見出しを「(水防訓練)」に改め、同条中「及び消防機関」を「消防機関及び水防協力団体」に改め、第四章中同条を第三十五条とする。

第二十七条を第三十四条とする。

第二十六条第五項中「ものの外を」もののほか」に改め、同条を第三十三条とする。

第二十五条中「水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を置かず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を置く市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議にかつて」を削り、「都道府県知事に協議しなければ」を「及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない」に改め、同条に次の二項を加える。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会(次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。)を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、都道府県知事に協議

しなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表しなければならない。

第二十五条を第三十二条とする。

第三章中第二十四条を第三十一条とし、第二十三条を第三十条とする。

第二十二條の見出し中「立退」を「立退き」に改め、同条中「はん濫」を「はんげん」に改め、同条を第二十九条とする。

第二十一条第一項中「車馬」を「車両」に、「運搬具若しくは器具」を「運搬用機器」に改め、同条を第二十八条とする。

第二十条を第二十七条とする。

第十九条中「及び消防機関の長」を「消防機関の長及び水防協力団体の代表者」に、「はん濫」を「はんげん」に改め、同条を第二十六条とする。

第十八条中「又は消防機関の長」を「消防機関の長又は水防協力団体の代表者」に改め、同条を第二十五条とする。

第十七条を第二十四条とする。

第十六条第一項中「求に」を「求めに」に改め、同条を第二十三条とする。

第十五条を第二十二條とする。

第十四条第一項中「立入」を「立入り」に改め、同条を第二十一条とする。

第十三条を第二十条とする。

第十二条中「おもむく」を「赴く」に改め、同条を第十九条とする。

第十一条中「車馬」を「車両」に、「道を」を「進路を」に改め、同条を第十八条とする。

第十条の七中「都道府県知事の定める」を削り、同条を第十七条とする。

第十条の六を第十六条とする。

第十条の五第一項中「第三項において」を「以下」に、「洪水予報(第十条第一項若しくは第二項又は第十条の二第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報をいう。次項及び第三項において同じ。)」の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 洪水予報等(第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が通知し若しくは周知する情報をいう。以下同じ。))の伝達方法

二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

三 浸水想定区域内に地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。以下同じ。))又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

第十条の五第二項中「浸水想定区域内に地下

街その他不特定かつ多数の者が利用する地下に設けられた施設がある場合には、当該施設の」を「前項第三号に規定する施設については、その」に、「前項の洪水予報」を「洪水予報等」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。

第十条の五第四項中「前三項」を「前各項」に、「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年法律第五十七号)第六条第一項に規定する土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村にあつては、同法第七条第三項に規定する事項のうち洪水時において同法第二条に規定する土砂災害を防止するため必要と認められる事項を含む。))を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

第十条の五を第十五条とする。

第十条の四第一項中「又は都道府県知事」を削り、「第十条の二第一項」を「前条第一項の規定

により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は前条第二項」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の三の見出しを「水位の通報及び公表」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位(前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。))を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

第十条の三を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法(昭和二十九年法律第六十七号)第九条

第二項に規定する指定区間外の一級河川(同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。次項において同じ。))で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位(警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。))を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求め、これを一般に周知させなければならない

い。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自ら指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合には、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

第十条の二を第十一条とする。

附則第二項から第四項までを次のように改める。

2 国土交通大臣又は都道府県知事は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二条の規定により、国土交通大臣又は都道府県知事が第十三条第一項又は第二項の規定により指定した河川とみなされた河川については、平成二十二年三月三十一日までに、第十四条第一項の規定による浸水想定区域の指定をしなければならない。

3 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、予算の範囲内において、前項の浸水想定区域の指定をするために必要な河川がはん濫した場合に浸水するおそれがある土地の地形及び利用の状況その他の事項に関する調査（次項において「浸水想定区域調査」という。）に要する費用の三分の一以内を補助することができる。

4 国土交通大臣は、平成二十二年三月三十一日までの間、附則第二項の浸水想定区域の指定の適正を確保するために必要があると認めるときは、都道府県に対し、浸水想定区域調査又は土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正）

第二条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第七条 第一項中「市町村の長の長の下に」以下同じ。」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、「基づき」の下に「国土交通省令で定めるところにより」を加え、「警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるよう努めるものとする」を「警戒避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 市町村防災会議は、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう前項の土砂災害に関する情報、予報及び警戒の伝達方法を定めるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条のうち水防法第六条の二の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

（水防法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の水防法（以下「旧法」という。）第十条第二項の規定により国土交通大臣が指定している河川以外の河川のうち河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下この条において同じ。）で旧法第十条の六第一項の規定により国土交通大臣が指定しているもの又は旧法第十条の二第一項の規定により都道府県知事が指定している河川以外の河川のうち河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川若しくは同法第五条第一項に規定する二級河川で旧法第十条の六第一項の規定により都道府県知事が指定しているもの（専ら高潮による災害について水防を行うべきものとして都道府県知事が指定するものを除く。）については、それぞれ、第一条の

規定による改正後の水防法（以下「新法」という。）第十三条第一項の規定により国土交通大臣が指定した河川又は同条第二項の規定により都道府県知事が指定した河川とみなす。

第三条 旧法の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によつてした処分、手続その他の行為とみなす。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

（気象業務法の一部改正）

第五条 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二 第二項中「水位又は流量」を「当該河川の水位又は流量はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深」に改め、同条第三項中「第十条の二第一項」を「第十一条第一項」に改める。

（国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律の一部改正）

第六条 国民生活金融公庫が行う恩給担保金融に関する法律（昭和二十九年法律第九十一号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項第八号中「第三十四条」を「第四十五条」に、「第十七条」を「第二十四条」に改める。

（消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正）

第七条 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

関する法律（昭和三十一年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第一条 中「第三十四条」を「第四十五条」に改める。

（災害対策基本法の一部改正）

第八条 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第四十一条 中「の各号」を削り、同条第一号中「第二項」を「第三項」に、「第二十五条」を「第三十二条第一項」に改める。

（特定都市河川浸水被害対策法の一部改正）

第九条 特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第三十二条 第一項ただし書中「又は第十条の二第一項」を「第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項」に改める。

第三十三条 第四項中「又は第十条の二第一項」を「第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項」に、「第十条の四第一項」を「第十四条第一項」に改める。

理 由

水災及び土砂災害による被害を防止し、又は軽減するため、国土交通大臣又は都道府県知事が、その指定する河川の水位情報の通知及び周知を行うこととするともに、当該河川について新たに浸水想定区域を指定することとするほか、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本法案は、水災及び土砂災害による被害を防止し、又は軽減するため、国土交通大臣又は都道府県知事が、その指定する河川の水位情報の通知及び周知を行うこととともに、当該河川について新たに浸水想定区域を指定すること、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備すること等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 水防法の一部改正

(一) 国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報を行う河川以外の河川で洪水により国民経済上重大な損害又は相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川の水位が特別警戒水位に達したときは、その旨を関係者に通知するとともに、一般に周知させなければならないこと。

(二) 新たに(一)の指定がされた河川について、国土交通大臣又は都道府県知事は、浸水想定区域を指定すること。

(三) 市町村防災会議は、浸水想定区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、市町村地域防災計画において、洪水予報等の伝達方法を定めること。

(四) 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定めら

れた洪水予報等の伝達方法などの事項を住民に周知させるために必要な措置を講じなければならないこと。

(五) 国土交通大臣は、気象庁長官と共同して、はん濫による浸水に係る洪水予報を行うこと。

(六) 水防管理者は、民法第三十四条の法人又は特定非営利活動法人を、水防協力団体として指定することができること。

(七) 国は、平成十七年度から平成二十一年度までの各年度に限り、都道府県に対し、浸水想定区域調査に要する費用の三分の一以内を補助することができること。

2 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正

(一) 市町村防災会議は、土砂災害警戒区域内に主として高齢者等の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設がある場合には、利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めること。

(二) 土砂災害警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画において定められた土砂災害に関する情報の伝達方法などの事項を住民に周知させるために必要な措置を講じなければならないこと。

3 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本法案は、水災及び土砂災害による被害を防止し、又は軽減するため、国土交通大臣又は都道

府県知事が、その指定する河川の水位情報の通知及び周知を行うこととともに、当該河川について新たに浸水想定区域を指定すること、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域における警戒避難体制を整備する等の措置を講じようとするもので、その措置は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

平成十七年度治水特別会計予算において、総合流域防災事業に係る経費五百六十一億円の中に計上されている。

右報告する。

平成十七年四月八日

国土交通委員長 橋 康太郎

衆議院議長 河野 洋平殿

(別紙)

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺憾なきを期すべきである。

一 豪雨災害対策における堤防、護岸等の施設整備を着実に進めるため、治水事業費の重点配分及び効率的な執行に努めること。

二 洪水時における水災防止体制を充実・強化するため、一層の水防団員の確保及び水防団と水防協力団体との連携強化に向けた取組を進めること。

三 国の機関が行う洪水予報は、都道府県知事へ

の通知と併せて、関係する地域住民にも同時に周知できるよう、報道機関、インターネット、携帯端末等の伝達手段を積極的に活用し、地域住民の円滑かつ迅速な避難に資するものとする

こと。

四 都道府県知事が指定した水位情報の通知等を行う河川について、地域住民の円滑かつ迅速な避難等被害の防止に資する浸水想定区域の指定が早急に進められるよう、各般の支援措置を講ずること。

五 高齢者、障害者、乳幼児等の特に防災上の配慮を要する者について、洪水時等における円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水予報等の情報の確実な伝達、避難誘導等の措置に万全を期すこと。

六 浸水想定区域内の市町村における洪水ハザードマップ及び土砂災害ハザードマップの作成・公表の促進及び関係市町村における当該ハザードマップの周知徹底を図られるよう、積極的な助言・支援等に努めること。

七 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定が積極的に進められるよう、土砂災害防止対策に関する国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるとともに、関係都道府県における基礎調査等に関する支援等に努めること。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十七年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律

目次

第一編 総則(第一条—第十三条)	第五節 雑則(第百三条)
第二章 受刑者の処遇	第十一章 賞罰(第百四条—第百十一条)
第一章 受刑者の処遇の原則(第十四条)	第十二章 不服申立て
第二章 収容の開始(第十五条—第十六条)	第一節 審査の申請及び再審査の申請(第百十二条—第百十七条)
第三章 物品の貸与等及び自弁(第十七条—第二十条)	第二節 事実の申告(第百十八条—第百二十条)
第四章 金品の取扱い(第二十一条—第三十二条)	第三節 苦情の申出(第百二十一条—第百二十三条)
第五章 保健衛生及び医療(第三十三条—第四十三条)	第四節 雑則(第百二十四条—第百二十五条)
第六章 宗教上の行為等(第四十四条—第四十五条)	第十三章 釈放(第百二十六条—第百二十八条)
第七章 書籍等の閲覧(第四十六条—第四十九条)	第十四章 死亡(第百二十九条—第百三十条)
第八章 規律及び秩序の維持(第五十条—第六十条)	第十五章 被勾留受刑者等の処遇(第百三十一条—第百三十三条)
第九章 矯正処遇の実施等	第十六章 受刑者の処遇に関する特例(第百三十四条—第百四十条)
第一節 通則(第六十一条—第七十条)	
第二節 作業(第七十一条—第八十一条)	
第三節 各種指導(第八十二条—第八十四条)	
第四節 外出及び外泊(第八十五条—第八十七条)	
第十章 外部交通	
第一節 通則(第八十八条)	
第二節 面会(第八十九条—第九十二条)	
第三節 信書の発受(第九十三条—第一百条)	
第四節 電話等による通信(第一百一条—第一百二条)	

第五節 雑則(第百三条)	第一編 総則
第十一章 賞罰(第百四条—第百十一条)	(目的)
第十二章 不服申立て	第一条 この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人權を尊重しつつ、適切な処遇を行うことを目的とする。
第一節 審査の申請及び再審査の申請(第百十二条—第百十七条)	(刑事施設)
第二節 事実の申告(第百十八条—第百二十条)	第二条 刑事施設は、懲役、禁錮又は拘留の刑(国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑を含む。)の執行のため拘留される者、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。
第三節 苦情の申出(第百二十一条—第百二十三条)	2 刑事施設には、前項に規定する者を収容するほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容する。
第四節 雑則(第百二十四条—第百二十五条)	(定義)
第十三章 釈放(第百二十六条—第百二十八条)	第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
第十四章 死亡(第百二十九条—第百三十条)	一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。
第十五章 被勾留受刑者等の処遇(第百三十一条—第百三十三条)	二 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。
第十六章 受刑者の処遇に関する特例(第百三十四条—第百四十条)	三 懲役受刑者 懲役の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項第一号の共助刑を含む。)の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。

第一編 総則	四 禁錮受刑者 禁錮の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。)の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。
(目的)	
第一条 この法律は、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、受刑者等の人權を尊重しつつ、適切な処遇を行うことを目的とする。	
(刑事施設)	
第二条 刑事施設は、懲役、禁錮又は拘留の刑(国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑を含む。)の執行のため拘留される者、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘留される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行う施設とする。	
2 刑事施設には、前項に規定する者を収容するほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容する。	
(定義)	
第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	
一 被収容者 刑事施設に収容されている者をいう。	
二 受刑者 懲役受刑者、禁錮受刑者又は拘留受刑者をいう。	
三 懲役受刑者 懲役の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項第一号の共助刑を含む。)の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。	
四 禁錮受刑者 禁錮の刑(国際受刑者移送法第十六条第一項第二号の共助刑を含む。)の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。	

行のため刑事施設に拘留されている者をいう。	
五 拘留受刑者 拘留の刑の執行のため刑事施設に拘留されている者をいう。	
六 被勾留者 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の規定により刑事施設に勾留されている者をいう。	
七 被勾留受刑者 刑事訴訟法の規定により勾留されている受刑者をいう。	
八 死刑確定者 死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘留されている者をいう。	
九 各種被収容者 前条第二項の規定により刑事施設に収容されている者をいう。	
(被収容者の分離)	
第四条 被収容者は、次に掲げる別に従い、それぞれ互いに分離するものとする。	
一 性別	
二 受刑者(被勾留受刑者を除く。)、被勾留者(被勾留受刑者を除く。)、被勾留受刑者、死刑確定者及び各種被収容者の別	
三 懲役受刑者、禁錮受刑者及び拘留受刑者の別	
2 前項の規定にかかわらず、受刑者に第七十一条又は第七十二条に規定する作業として他の被収容者に接して食事の配給その他の作業を行わせるため必要があるときは、同項第二号及び第三号に掲げる別による分離をしないことができる。	
3 第一項の規定にかかわらず、適当と認めるときは、居室(被収容者が主として休息及び就寝のために使用する場所として刑事施設の長が指定する室をいう。以下同じ。)外に限り、同項第三号に掲げる別による分離をしないことができる。	

る。		報を提供するものとする。		第一章 受刑者の処遇の原則		2 前項の規定による告知は、法務省令で定めるところにより、書面で行う。	
(実地監査)		2 委員会は、刑事施設の運営の状況を把握するため、委員による刑事施設の視察をすることができる。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、刑事施設の長に対し、委員による被収容者との面接の実施について協力を求めることができる。		第十四条 受刑者の処遇は、その者の資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする。		(識別のための身体検査)	
第五条 法務大臣は、この法律の適正な施行を期するため、その職員のうちから監査官を指名し、各刑事施設について、毎年一回以上、これに実地監査を行わせなければならない。		3 刑事施設の長は、前項の視察及び被収容者との面接について、必要な協力をしなければならない。		第十五条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始に際し、次に掲げる事項を告知しなければならない。その刑事施設に収容されている受刑者以外の者が受刑者となつたときも、同様とする。		2 女子の受刑者について前項の規定により検査を行う場合には、女子の刑務官がこれを行わなければならない。ただし、女子の刑務官がその検査を行うことができない場合には、男子の刑務官が刑事施設の長の指名する女子の職員を指揮して、これを行うことができる。	
(意見聴取)		4 第九十四条及び刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第五十条の規定にかかわらず、被収容者が委員会に対して提出する書面は、検査をしてはならない。		第二章 収容の開始		第三章 物品の貸与等及び自弁	
第六条 刑事施設の長は、その刑事施設の適正な運営に資するため必要な意見を関係する公務所及び公私の団体の職員並びに学識経験のある者から聴くことに努めなければならない。		第十條 法務大臣は、毎年、委員会が刑事施設の長に対して述べた意見を取りまとめ、その概要を公表するものとする。		一 物品の貸与及び支給並びに自弁に関する事項		第十七条 受刑者には、次に掲げる物品(書籍等を除く。以下この章において同じ。)であつて、刑事施設における日常生活に必要なもの(第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は支給する。	
(刑事施設視察委員会)		第十一條 裁判官及び検察官は、刑事施設を巡視することができる。		二 第二十五条第一項に規定する保管私物その他の金品の取扱いに関する事項		(物品の貸与等)	
第七条 刑事施設に、刑事施設視察委員会(以下「委員会」という。)を置く。		第十二條 刑事施設の長は、その刑事施設の参観を申し出る者がある場合において相当と認めるときは、これを許すことができる。		三 保健衛生及び医療に関する事項		三 日用品、筆記具その他の物品	
2 委員会は、その置かれた刑事施設を視察し、その運営に関し、刑事施設の長に対して意見を述べるものとする。		第十三條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		四 宗教上の行為、儀式行事及び教誨に関する事項		2 受刑者には、前項に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、必要に応じ、室内装飾品その他の刑事施設における日常生活に用いる物品(第十九条第一項各号に掲げる物品を除く。)を貸与し、又は嗜好品(酒類を除く。次条において同じ。)を支給することができる。	
(組織等)		第十四條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		五 書籍等(書籍、雑誌、新聞紙その他の文書、図画(信書を除く。))をいう。以下同じ。の閲覧に関する事項		第十八条 刑事施設の長は、受刑者が、次に掲げ	
第八条 委員会は、委員十人以内で組織する。		第十五條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		六 第五十一条第一項に規定する遵守事項			
2 委員は、人格識見が高く、かつ、刑事施設の運営の改善向上に熱意を有する者のうちから、法務大臣が任命する。		第十六條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		七 面会及び信書の発受に関する事項			
3 委員の任期は、一年とする。ただし、再任を妨げない。		第十七條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		八 懲罰に関する事項			
4 委員は、非常勤とする。		第十八條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		九 審査の申請を行うことができる措置、審査庁及び審査の申請期間その他の審査の申請に関する事項			
5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、法務省令で定める。		第十九條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		十 第百十八条第一項の規定による申告を行うことができる行為、申告先及び申告期間その他の同項の規定による申告に関する事項			
(委員会に対する情報の提供及び委員の視察等)		第二十條 刑務官は、法務省令で定めるところにより、法務大臣が刑事施設の職員のうちから指定する。		十一 苦情の申出に関する事項			
第九条 刑事施設の長は、刑事施設の運営の状況について、法務省令で定めるところにより、定期的に、又は必要に応じて、委員会に対し、情		第二編 受刑者の処遇					

る物品(次条第一項各号に掲げる物品を除く。) について、自弁のものを使用し、又は摂取した い旨の申出をした場合において、その者の処遇 上適当と認めるときは、法務省令で定めるとこ ろにより、これを許すことができる。 一 衣類 二 食料品及び飲料 三 室内装飾品 四 嗜好品 五 日用品、文房具その他の刑事施設における 日常生活に用いる物品 (補正器具等の自弁等) 第十九条 受刑者には、次に掲げる物品について は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理 運営上支障を生ずるおそれがある場合を除き、 自弁のものを使用させるものとする。 一 眼鏡その他の補正器具 二 第六十九条第一項に規定する自己契約作業 を行うのに必要な物品 三 信書を発するのに必要な封筒その他の物品 四 第八十五条第一項の規定による外出又は外 泊の際に使用する衣類その他の物品 五 その他法務省令で定める物品	認められるものでなければならぬ。 第四章 金品の取扱 (金品の検査) 第二十一条 刑事施設の職員は、次に掲げる金品 について、検査を行うことができる。 一 受刑者が収容される際に所持する現金及び 物品 二 受刑者が収容中に取得した現金及び物品 (信書を除く。次号において同じ。)であつ て、同号に掲げる現金及び物品以外のもの (刑事施設の長から支給された物品を除く。) 三 受刑者に交付するため当該受刑者以外の者 が刑事施設に持参し、又は送付した現金及び 物品 (収容時の所持物品等の処分) 第二十二条 刑事施設の長は、前条第一号又は第 二号に掲げる物品が次の各号のいずれかに該当 するときは、受刑者に対し、その物品につい て、親族その他相当と認める者への交付その他 相当の処分を求めるものとする。 一 保管に不便なものであるとき。 二 腐敗し、又は滅失するおそれがあるもので あるとき。 三 危険を生ずるおそれがあるものであると き。	に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに 該当するときは、その現金又は物品を持参し、 又は送付した者(以下この条及び第二十八条に おいて「差入人」という。)に対し、その引取りを 求めるものとする。 一 受刑者に交付することにより、刑事施設の 規律及び秩序を害するおそれがあるものであ るとき。 二 差入人が親族以外の者である場合におい て、受刑者に交付することにより、その矯正 処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあ るものであるとき。 三 差入人の氏名が明らかでないものであると き。 四 自弁により使用し、若しくは摂取すること ができることとされる物品又は釈放の際に必 要と認められる物品(以下「自弁物品等」とい う。)以外の物品であるとき。 五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品 であるとき。	属する。 4 第二項に規定する物品であつて、第一項第五 号に該当するものについては、刑事施設の長 は、前項の期間内でも、これを売却してその代 金を保管することができる。ただし、売却でき ないものは、廃棄することができる。 5 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品で あつて、第一項第四号又は第五号に該当するも の(同項第一号から第三号までのいずれかに該 当するものを除く。)について、差入人の所在が 明らかでないため同項の規定による引取りを求 めることができないとき、若しくはその引取り を求めることが相当でないとき、又は差入人が その引取りを拒んだときは、刑事施設の長は、 受刑者に対し、親族その他相当と認める者への 交付その他相当の処分を求めるものとする。 6 前条第二項の規定は、前項の規定により処分 を求めた場合について準用する。 7 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品で あつて、第一項各号のいずれにも該当しないも のについて、受刑者がその交付を受けることを 拒んだ場合には、刑事施設の長は、差入人に対 し、その引取りを求めるものとする。この場合 においては、第二項及び第三項の規定を準用す る。
(物品の貸与等の基準) 第二十条 第十七条又は前条第二項の規定により 貸与し、又は支給する物品は、受刑者の健康を 保持するに足り、かつ、国民生活の実情等を勘 案し、受刑者としての地位に照らして、適正と するものとする。 2 前項各号に掲げる物品について、受刑者が自 弁のものを使用することができない場合であつ て、必要と認めるときは、その者にこれを貸与 し、又は支給するものとする。	2 前項の規定により物品の処分を求めた場合に おいて、受刑者が相当の期間内にその処分をし ないときは、刑事施設の長は、これを売却して その代金を領置する。ただし、売却することが できないものは、廃棄することができる。 (差入物の引取り等) 第二十三条 刑事施設の長は、第二十一条第三号 に掲げる現金又は物品が次の各号のいずれかに 該当するときは、その現金又は物品を持参し、 又は送付した者(以下この条及び第二十八条に おいて「差入人」という。)に対し、その引取りを 求めるものとする。 一 受刑者に交付することにより、刑事施設の 規律及び秩序を害するおそれがあるものであ るとき。 二 差入人が親族以外の者である場合におい て、受刑者に交付することにより、その矯正 処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあ るものであるとき。 三 差入人の氏名が明らかでないものであると き。 四 自弁により使用し、若しくは摂取すること ができることとされる物品又は釈放の際に必 要と認められる物品(以下「自弁物品等」とい う。)以外の物品であるとき。 五 前条第一項各号のいずれかに該当する物品 であるとき。	2 第二十一条第三号に掲げる現金又は物品で あつて、前項第一号から第三号までのいずれか に該当するものについて、差入人の所在が明ら かでないため同項の規定による引取りを求める ことができないときは、刑事施設の長は、その 旨を政令で定める方法によつて公告しなければ ならない。 3 前項に規定する現金又は物品について、第一 項の規定による引取りを求め、又は前項の規定 により公告した日から起算して六月を経過する 日までに差入人がその現金又は物品の引取りを しないときは、その現金又は物品は、国庫に帰 属する。	(物品の引渡し及び領置) 第二十四条 次に掲げる物品のうち、この法律の 規定により受刑者が使用し、又は摂取すること ができるものは、受刑者に引き渡す。 一 第二十一条第一号又は第二号に掲げる物品 であつて、第二十二條第一項各号のいずれに も該当しないもの

二 第二十一条第三号に掲げる物品であつて、前条第一項各号のいずれにも該当しないもの（受刑者が交付を受けることを拒んだ物品を除く。）

2 次に掲げる金品は、刑事施設の長が領置する。

一 前項各号に掲げる物品のうち、この法律の規定により受刑者が使用し、又は摂取することができないものの以外のもの

二 第二十一条各号に掲げる現金であつて、前条第一項第一号から第三号までのいずれにも該当しないもの（保管私物等）

第二十五条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、保管私物（受刑者が前条第一項の規定により引渡しを受けて保管する物品（第五項の規定により引渡しを受けて保管する物品を含む。）及び受刑者が受けた信書でその保管するものをいう。以下同じ。）の保管方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができ。

2 刑事施設の長は、受刑者の保管私物（法務省令で定めるものを除く。）の総量（以下この章において「保管総量」という。）が保管限度量（受刑者一人当たりについて保管することができる物品の量として刑事施設の長が定める量）をいう。以下この章において同じ。）を超えるとき、又は受刑者について領置している物品（法務省令で定めるものを除く。）の総量（以下この章において「領置総量」という。）が領置限度量（受刑者一人当たりについて領置することができる物品の量として刑事施設の長が定める量）をいう。以下

この章において同じ。）を超えるときは、当該受刑者に対し、その超過量に相当する量の物品について、親族その他相当と認める者への交付その他相当の処分を求めることができる。腐敗し、又は滅失するおそれが生じた物品についても、同様とする。

3 第二十二條第二項の規定は、前項の規定により処分を求めた場合について準用する。

4 刑事施設の長は、受刑者が保管私物について領置することを求めた場合において、相当と認めるときは、これを領置することができる。ただし、領置総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

5 刑事施設の長は、前項の規定により領置している物品について、受刑者がその引渡しを求めた場合には、これを引き渡すものとする。ただし、保管総量が保管限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

（領置金の使用）
第二十六条 刑事施設の長は、受刑者が、自弁物品等を購入し、又は刑事施設における日常生活上自ら負担すべき費用に充てるため、領置されている現金を使用することを申請した場合に、必要な金額の現金の使用を許すものとする。ただし、自弁物品等を購入するための現金の使用については、その購入により、保管総量が保管限度量を超え、又は領置総量が領置限度量を超えることとなる場合は、この限りでない。

（保管私物又は領置金品の交付）
第二十七条 刑事施設の長は、受刑者が、保管私物又は領置されている金品（第百条に規定する

文書図画に該当するものを除く。）について、他の者（当該刑事施設に収容されている者を除く。）への交付（信書の発信に該当するものを除く。）を申請した場合には、これを許すものとする。ただし、交付の相手方が親族以外の者である場合において、その交付により、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

（差入れ等に関する制限）

第二十八条 刑事施設の長は、この章に定めるもののほか、法務省令で定めるところにより、差入人による受刑者に対する金品の交付及び受刑者による自弁物品等の購入について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

（領置物の引渡し）
第二十九条 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、領置している金品をその者に引き渡すものとする。

（釈放者の遺留物）

第三十条 釈放された受刑者が刑事施設に遺留した金品（以下「遺留物」という。）は、その釈放の日から起算して六月を経過する日までに、その者からその引渡しを求める申出がなく、又はその引渡しに要する費用の提供がないときは、国庫に帰属する。

2 前項の期間内でも、刑事施設の長は、腐敗し、又は滅失するおそれが生じた遺留物は、廃棄することができる。

（逃走者等の遺留物）
第三十一条 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起

算して六月を経過する日までに、その者から引渡しを求める申出がなく、又は引渡しに要する費用の提供がないときは、その遺留物は、国庫に帰属する。

一 逃走したとき 逃走した日

二 第六十条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかつたとき 避難を必要とする状況がなくなつた日

三 第七十五条第一項の規定による作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかつたとき その日

2 前条第二項の規定は、前項の遺留物について準用する。

（死亡者の遺留物）

第三十二条 死亡した受刑者の遺留物は、法務省令で定めるところにより、その遺族等（法務省令で定める遺族その他の者をいう。以下同じ。）に対し、その申請に基づき、引き渡すものとする。

2 死亡した受刑者の遺留物がある場合において、その遺族等の所在が明らかでないため第百二十九条の規定による通知をすることができないときは、刑事施設の長は、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 第一項の遺留物は、第百二十九条の規定による通知をし、又は前項の規定により公告をした日から起算して六月を経過する日までに第一項の申請がないときは、国庫に帰属する。

4 第三十条第二項の規定は、第一項の遺留物について準用する。

第五章 保健衛生及び医療

(保健衛生及び医療の原則)

第三十三条 刑事施設においては、受刑者の心身の状況を把握することに努め、受刑者の健康及び刑事施設内の衛生を保持するため、社会一般の保健衛生及び医療の水準に照らし適切な保健衛生上及び医療上の措置を講ずるものとする。

(運動)

第三十四条 受刑者には、日曜日その他法務省令で定める日を除き、できる限り戸外で、その健康を保持するため適切な運動を行う機会を与えなければならない。

(受刑者の清潔義務)

第三十五条 受刑者は、身体、着衣及び所持品並びに居室その他日常使用する場所を清潔にしなければならない。

(入浴)

第三十六条 受刑者には、法務省令で定めるところにより、刑事施設における保健衛生上適切な入浴を行わせる。

(調髪及びひげそり)

第三十七条 受刑者には、法務省令で定めるところにより、調髪及びひげそりを行わせる。

2 刑事施設の長は、受刑者が自弁により調髪を行いたい旨の申出をした場合において、その者の処遇上適当と認めるときは、これを許すことができる。

(健康診断)

第三十八条 刑事施設の長は、受刑者に対し、その刑事施設における収容の開始後速やかに、及

び毎年一回以上定期的に、法務省令で定めるところにより、健康診断を行わなければならない。刑事施設における保健衛生上必要があるときも、同様とする。

2 受刑者は、前項の規定による健康診断を受けなければならない。この場合においては、その健康診断の実施のため必要限度内における採血、エックス線撮影その他の医学的処置を拒むことはできない。

(診療等)

第三十九条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、刑事施設の職員である医師等(医師又は歯科医師をいう。以下同じ。)による診療(栄養補給の処置を含む。以下同じ。)を行い、その他必要な医療上の措置を執るものとする。ただし、第一号に該当する場合において、その者の生命に危険が及び、又は他人にその疾病を感染させるおそれがないときは、その者の意思に反しない場合に限る。

一 負傷し、若しくは疾病にかかっていると

き、又はこれらの疑いがあるとき。

二 飲食物を摂取しない場合において、その生命に危険が及ぶおそれがあるとき。

2 刑事施設の長は、前項に規定する場合において、傷病の種類又は程度等に応じ必要と認めるときは、刑事施設の職員でない医師等による診療を行うことができる。

3 刑事施設の長は、前二項の規定により診療を行う場合において、必要に応じ受刑者を刑事施設の外の病院又は診療所に通院させ、やむを得ないときは受刑者を刑事施設の外の病院又は診

療所に入院させることができる。

(指名医による診療)

第四十条 刑事施設の長は、負傷し、又は疾病にかかっている受刑者が、刑事施設の職員でない医師等を指名して、その診療を受けることを申請した場合において、傷病の種類及び程度、刑事施設に収容される前にその医師等による診療を受けていたことその他の事情に照らして、その受刑者の医療上適当であると認めるときは、刑事施設内において、自弁によりその診療を受けることを許すことができる。

2 刑事施設の長は、前項の規定による診療を受けることを許す場合において、同項の診療を行う医師等(以下この条において「指名医」という。)の診療方法を確認するため、又はその後

にその受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるときは、刑事施設の職員をしてその診療に立ち会わせ、若しくはその診療に

関して指名医に質問させ、又は診療録の写しその他のその診療に関する資料の提出を求めることができる。

3 指名医は、その診療に際し、刑事施設の長が法務省令で定めるところにより指示する事項を遵守しなければならない。

4 刑事施設の長は、第一項の規定による診療を受けることを許した場合において、その指名医が、第二項の規定により刑事施設の長が行う措置に従わないとき、前項の規定により刑事施設の長が指示する事項を遵守しないとき、その他その診療を継続することが不適当であるときは、これを中止し、以後、その指名医の診療を受けることを許さないことができる。

(感染症予防上の措置)

第四十一条 刑事施設の長は、刑事施設内における感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要がある場合には、受刑者に対し、第三十八条の規定による健康診断又は第三十九条の規定による診療その他必要な医療上の措置を執るほか、予防接種、当該疾病を感染させるおそれなくなるまでの間の隔離その他法務省令で定める措置を執るものとする。

(養護のための措置等)

第四十二条 刑事施設の長は、老人、妊産婦、身体虚弱者その他の養護を必要とする受刑者について、その養護を必要とする事情に応じ、傷病者のための措置に準じた措置を執るものとする。

2 刑事施設の長は、受刑者が出産するときは、やむを得ない場合を除き、刑事施設の外の病院、診療所又は助産所に入院させるものとする。

(子の養育)

第四十三条 刑事施設の長は、女子の受刑者がその子を刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、相当と認めるときは、その子が一歳に達するまで、これを許すことができる。

2 刑事施設の長は、受刑者が、前項の規定により養育され一歳に達した子について、引き続き刑事施設内で養育したい旨の申出をした場合において、その受刑者の心身の状況に照らし、又はその子を養育する上で、特に必要があるときは、引き続き六月間に限り、これを許すことができる。

る場合には、その子の養育に必要な物品を貸与し、又は支給する。

4 前項に規定する場合において、受刑者が、その子の養育に必要な物品について、自弁のものを使用し、若しくは損取し、又はその子に使用させ、若しくは損取させたい旨の申出をした場合には、刑事施設の規律及び秩序の維持その他の管理運営上支障がない限り、これを許すものとする。

5 受刑者が第一項又は第二項の規定により養育している子については、受刑者の例により、健康診断、診療その他の必要な措置を執るものとする。

第六章 宗教上の行為等 (一) 人で行う宗教上の行為

第四十四条 受刑者が一人で行う礼拝その他の宗教上の行為は、これを禁止し、又は制限してはならない。ただし、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合は、この限りでない。

(宗教上の儀式行事及び教誨)

第四十五条 刑事施設の長は、受刑者が宗教家(民間の篤志家に限る。以下この項において同じ。)の行う宗教上の儀式行事に参加し、又は宗教家の行う宗教上の教誨を受けることができる機会を設けるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがある場合には、受刑者に前項に規定する儀式行事に参加させず、又は同項に規定する教誨を受けさせないことができる。

第七章 書籍等の閲覧 (自弁の書籍等の閲覧)

第四十六条 受刑者が自弁の書籍等を閲覧することは、この章及び第十一章の規定による場合のほか、これを禁止し、又は制限してはならない。

第四十七条 刑事施設の長は、受刑者が自弁の書籍等を閲覧することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その閲覧を禁止することができる。

- 一 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 二 矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定により閲覧を禁止すべき事由の有無を確認するため自弁の書籍等の翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、受刑者にその費用を負担させることができる。この場合において、受刑者が負担すべき費用を負担しないときは、その閲覧を禁止する。

(新聞紙に関する制限)

第四十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が取得することができる新聞紙の範囲及び取得方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

(時事の報道に接する機会の付与等)

第四十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、日刊新聞紙の備付け、報道番組の放送その他の方法により、できる限り、主要な時事の報道に接する機会を与えるように努めなければならない。

2 刑事施設の長は、第六十九条第二項の規定に

よる援助の措置として、刑事施設に書籍等を備え付けるものとする。この場合において、備え付けた書籍等の閲覧の方法は、刑事施設の長が定める。

第八章 規律及び秩序の維持 (刑事施設の規律及び秩序)

第五十条 刑事施設の規律及び秩序は、適正に維持されなければならない。

2 前項の目的を達成するため執る措置は、被収容者の収容を確保し、並びにその処遇のための適切な環境及びその安全かつ平穩な共同生活を維持するため必要な限度を超えてはならない。

(遵守事項等)

第五十一条 刑事施設の長は、受刑者が遵守すべき事項(以下「遵守事項」という。)を定める。

2 遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

- 一 犯罪行為をしてはならないこと。
- 二 他人に対し、粗野若しくは乱暴な言動をし、又は迷惑を及ぼす行為をしてはならないこと。
- 三 自身を傷つける行為をしてはならないこと。

四 刑事施設の職員の職務の執行を妨げる行為をしてはならないこと。

五 自己又は他の被収容者の収容の確保を妨げるおそれのある行為をしてはならないこと。

六 刑事施設の安全を害するおそれのある行為をしてはならないこと。

七 刑事施設内の衛生又は風紀を害する行為をしてはならないこと。

八 金品について、不正な使用、所持、授受そ

の他の行為をしてはならないこと。

九 正当な理由なく、第七十一条若しくは第七十二条に規定する作業を怠り、又は第六十二条第一項各号、第八十二条若しくは第八十三条に規定する指導を拒んではならないこと。

十 前各号に掲げるもののほか、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要な事項

十一 前各号に掲げる事項について定めた遵守事項又は第七十五条第四項(第八十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項に違反する行為を企て、あおり、唆し、又は援助してはならないこと。

3 前二項のほか、刑事施設の長又はその指定する職員は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者に対し、その生活及び行動について指示することができる。

(身体の検査等)

第五十二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、受刑者について、その身体、着衣、所持品及び居室を検査し、並びにその所持品を取り上げて一時保管することができる。

2 第十六条第二項の規定は、前項の規定による女子の受刑者の身体及び着衣の検査について準用する。

3 刑務官は、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要がある場合には、刑事施設内において、被収容者以外の者(弁護士又は刑事訴訟法第三十九条第一項に規定する弁護士とならうとする者(以下「弁護士等」という。)を除く。)の着衣及び携帯品を検査し、並びにその者の携帯品を取り上げて一時保管することができる。

4 前項の検査は、文書図画の内容の検査に及んではならない。

(隔離)

第五十三条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

- 一 他の被収容者と接触することにより刑事施設の規律及び秩序を害するおそれがあるとき。
- 二 他の被収容者から危害を加えられるおそれがあり、これを避けるために他に方法がないとき。

2 前項の規定による隔離の期間は、三月とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、一月ごとにこれを更新することができる。

3 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、隔離の必要がなくなったときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

4 第一項の規定により受刑者を隔離している場合には、刑事施設の長は、三月に一回以上定期的に、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

(制止等の措置)

第五十四条 刑務官は、受刑者が自身を傷つけ若しくは他人に危害を加え、逃走し、刑事施設の職員の職務の執行を妨げ、その他刑事施設の規律及び秩序を著しく害する行為をし、又はこれ

らの行為をしようとする場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その受刑者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

2 刑務官は、被収容者以外の者が次の各号のいずれかに該当する場合には、合理的に必要と判断される限度で、その行為を制止し、その行為をする者を拘束し、その他その行為を抑止するため必要な措置を執ることができる。

- 一 刑事施設に侵入し、その設備を損壊し、刑事施設の職員の職務執行を妨げ、又はこれらの行為をまさに行うとき。
- 二 刑務官の要求を受けたのに刑事施設から退去しないとき。

三 被収容者の逃走又は刑事施設の職員の職務執行の妨害を、現場で、援助し、あおり、又は唆すとき。

四 被収容者に危害を加え、又はまさに加えようとするとき。

3 前二項の措置に必要な警備用具については、法務省令で定める。

(捕縄、手錠及び拘束衣の使用)

第五十五条 刑務官は、受刑者を護送する場合又は受刑者が次の各号のいずれかの行為をするおそれがある場合には、法務省令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる。

- 一 逃走すること。
- 二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。
- 三 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊すること。

2 刑務官は、受刑者が自身を傷つけるおそれがある場合において、他にこれを防止する手段がないときは、刑事施設の長の命令により、拘束衣を使用することができる。ただし、捕縄又は手錠と同時に使用することはできない。

3 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待たないときは、刑務官は、その命令を待たないで、拘束衣を使用することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

4 拘束衣の使用の期間は、三時間とする。ただし、刑事施設の長は、特に継続の必要があると認めるときは、通じて十二時間を超えない範囲内で、三時間ごとにその期間を更新することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、拘束衣の使用の必要がなくなったときは、直ちにその使用を中止させなければならない。

6 受刑者に拘束衣を使用し、又はその使用の間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

7 捕縄、手錠及び拘束衣の制式は、法務省令で定める。

(保護室への収容)

第五十六条 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、刑事施設の長の命令により、その者を保護室に収容することができる。

- 一 自身を傷つけるおそれがあるとき。
- 二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき。

イ 刑務官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき。

ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき。

ハ 刑事施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき。

2 前項に規定する場合において、刑事施設の長の命令を待たないときは、刑務官は、その命令を待たないで、その受刑者を保護室に収容することができる。この場合には、速やかに、その旨を刑事施設の長に報告しなければならない。

3 保護室への収容の期間は、七十二時間以内とする。ただし、特に継続の必要がある場合には、刑事施設の長は、四十八時間ごとにこれを更新することができる。

4 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、保護室への収容の必要がなくなったときは、直ちにその収容を中止させなければならない。

5 受刑者を保護室に収容し、又はその収容の間を更新した場合には、刑事施設の長は、速やかに、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

6 保護室の構造及び設備の基準は、法務省令で定める。

(武器の携帯及び使用)

第五十七条 刑務官は、法務省令で定める場合に限り、小型武器を携帯することができる。

と判断される限度で、武器を使用することができ る。 一 暴動を起こし、又はまさに起こそうとするとき。 二 他人に重大な危害を加え、又はまさに加えようとするとき。 三 刑務官が携帯し、又は刑事施設に保管されている武器を奪取し、又はまさに奪取しようとするとき。 四 凶器を携帯し、刑務官が放棄を命じたのに、これに従わないとき。 五 刑務官の制止に従わず、又は刑務官に対し暴行若しくは集団による威力を用いて、逃走し、若しくは逃走しようとし、又は他の被収容者の逃走を助けるとき。	し、若しくは解放し、又はこれらの行為をまさにしようとするとき。 4 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法明治四十年法律第四十五号第三十六条若しくは第三十七条に該当する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合を除いては、人に危害を加えてはならない。 一 刑務官において他に受刑者の第二項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。 二 刑務官において他に被収容者以外の者の前項各号に規定する行為を抑止する手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるとき。ただし、同項第二号に掲げる場合以外の場合にあつては、その者が刑務官の制止に従わないで当該行為を行うときに限る。 (収容のための連戻) 第五十八条 刑務官は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める時から四十八時間以内に着手したときに限り、これを連れ戻すことができる。 一 逃走したとき 逃走の時 二 第七十五条第一項の規定による作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日時 (災害時の応急用務) 第五十九条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内にある者の生命又は身体保護のため必要があると認める場合には、受刑者を刑事施設内又はこれに近接する区域における消火、人命の救助その他の応急の用務に就かせることができる。 2 第七十九条から第八十一条までの規定は、受刑者が前項の規定により応急の用務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合について準用する。 (災害時の避難及び解放) 第六十条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、受刑者を適当な場所に護送しなければならぬ。 2 前項の場合において、受刑者を護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある受刑者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。 3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならぬ。 第九章 矯正処遇の実施等 第一節 通則 (矯正処遇) 第六十一条 受刑者には、矯正処遇として、第七十一条又は第七十二条に規定する作業を行わせ、並びに第八十二条及び第八十三条に規定する指導を行う。 2 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。)に基づいて行うものとする。	域における消火、人命の救助その他の応急の用務に就かせることができる。 2 第七十九条から第八十一条までの規定は、受刑者が前項の規定により応急の用務に就いて死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合について準用する。 (災害時の避難及び解放) 第六十条 刑事施設の長は、地震、火災その他の災害に際し、刑事施設内において避難の方法がないときは、受刑者を適当な場所に護送しなければならぬ。 2 前項の場合において、受刑者を護送することができないときは、刑事施設の長は、その者を刑事施設から解放することができる。地震、火災その他の災害に際し、刑事施設の外にある受刑者を避難させるため適当な場所に護送することができない場合も、同様とする。 3 前項の規定により解放された者は、避難を必要とする状況がなくなつた後速やかに、刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所に出頭しなければならぬ。 第九章 矯正処遇の実施等 第一節 通則 (矯正処遇) 第六十一条 受刑者には、矯正処遇として、第七十一条又は第七十二条に規定する作業を行わせ、並びに第八十二条及び第八十三条に規定する指導を行う。 2 矯正処遇は、処遇要領(矯正処遇の目標並びにその基本的な内容及び方法を受刑者ごとに定める矯正処遇の実施の要領をいう。以下この条において同じ。)に基づいて行うものとする。	3 処遇要領は、法務省令で定めるところにより、刑事施設の長が受刑者の資質及び環境の調査の結果に基づき定めるものとする。 4 処遇要領は、必要に応じ、受刑者の希望を参酌して定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。 5 矯正処遇は、必要に応じ、医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識及び技術を活用して行うものとする。 (刑執行開始時及び釈放前の指導等) 第六十二条 受刑者には、矯正処遇を行うほか、次の各号に掲げる期間において、当該各号に定める指導を行う。 一 刑の執行開始後の法務省令で定める期間 受刑の意義その他矯正処遇の実施の基礎となる事項並びに刑事施設における生活及び行動に関する指導 二 釈放前における法務省令で定める期間 釈放後の社会生活において直ちに必要となる知識の付与その他受刑者の帰住及び釈放後の生活に関する指導 2 前項第二号に掲げる期間における受刑者の処遇は、できる限り、これにふさわしい設備と環境を備えた場所で行うものとし、必要に応じ、第八十五条第一項の規定による外出又は外泊を許し、その他円滑な社会復帰を図るため必要な措置を執るものとする。 3 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、第一項各号に定める指導を行う日及び時間を定める。 (集団処遇) 第六十三条 矯正処遇及び前条第一項の規定によ
---	--	---	---

る指導（以下「矯正処遇等」という。）は、その効果的な実施を図るため、必要に応じ、受刑者を集団に編成して行うものとする。

2 前項の場合において特に必要があるときは、第四条第一項の規定にかかわらず、居室外に限り、同項第一号に掲げる別による分離をしないことができる。

（刑事施設外処遇）

第六十四条 矯正処遇等は、その効果的な実施を図るため必要な限度において、刑事施設の外の適当な場所で行うことができる。

（制限の緩和）

第六十五条 受刑者の自発性及び自律性を涵養するため、刑事施設の規律及び秩序を維持するため、受刑者の生活及び行動に対する制限は、法務省令で定めるところにより、第十四条の目的を達成する見込みが高まるに従い、順次緩和されるものとする。

2 前項の場合において、第十四条の目的を達成する見込みが特に高いと認められる受刑者の処遇は、法務省令で定めるところにより、開放的施設（収容を確保するため通常必要とされる設備又は措置の一部を設けず、又は講じない刑事施設の全部又は一部で法務大臣が指定するものをいう。以下同じ。）で行うことができる。

（優遇措置）

第六十六条 刑事施設の長は、受刑者の改善更生の意欲を喚起するため、次に掲げる処遇について、法務省令で定めるところにより、一定の期間ごとの受刑態度の評価に応じた優遇措置を講ずるものとする。

一 第十七条第二項の規定により物品を貸与

し、又は支給すること。

二 第十八条の規定により自弁の物品の使用又は摂取を許すこと。

三 第八十九条の面会をすることができる時間又は回数を定めること。

四 その他法務省令で定める処遇（社会との連携）

第六十七条 刑事施設の長は、受刑者の処遇を行うに当たり必要があると認めるときは、受刑者の親族、民間の篤志家、関係行政機関その他の者に対し、協力を求めるものとする。

2 前項の協力をした者は、その協力を行うに当たって知り得た受刑者に関する秘密を漏らしてはならない。

（起居動作の時間帯）

第六十八条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、矯正処遇等の時間帯、食事、就寝その他の起居動作をすべき時間帯及び余暇に充てられるべき時間帯（次条において「余暇時間帯」という。）を定め、これを受刑者に告知するものとする。

（余暇活動の援助等）

第六十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、刑事施設の規律及び秩序の維持その他管理運営上支障を生ずるおそれがない限り、余暇時間帯において自己契約作業（その者が刑事施設の外部の者と請負契約により行う物品の製作その他の作業をいう。次項において同じ。）を行うことを許すものとする。

2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者に対し、自己契約作業、知的、教育的及び娯楽的活動、運動競技その他の余暇時

間帯における活動について、援助を与えるものとする。

（公務所等への照会）

第七十条 刑事施設の長は、受刑者の資質及び環境の調査のため必要があるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

第二節 作業

（懲役受刑者の作業）

第七十一条 懲役受刑者に行わせる作業は、懲役受刑者ごとに、刑事施設の長が指定する。

（禁錮受刑者等の作業）

第七十二条 刑事施設の長は、禁錮受刑者又は拘留受刑者が刑事施設の長の指定する作業を行い、たい旨の申出をした場合には、法務省令で定めるところにより、その作業を行うことを許すことができる。

（作業の実施）

第七十三条 作業は、できる限り、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるように実施するものとする。

2 受刑者に職業に関する免許若しくは資格を取得させ、又は職業に必要な知識及び技能を習得させる必要がある場合において、相当と認めるときは、これらを目的とする訓練を作業として実施する。

（作業の条件等）

第七十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、一日の作業時間及び作業を行わな

い日を定める。

2 刑事施設の長は、作業を行う受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置を講じなければ

ならない。

3 受刑者は、前項の規定により刑事施設の長が講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。

4 第二項の規定により刑事施設の長が講ずべき措置及び前項の規定により受刑者が守らなければならない事項は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）その他の法令に定める労働者の安全及び衛生を確保するため事業者が講ずべき措置及び労働者が守らなければならない事項に準じて、法務大臣が定める。

（外部通勤作業）

第七十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条（国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む。）、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二條の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定により開放的施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため必要があるときは、刑事施設の職員の同行なしに、その受刑者を刑事施設の外の事業所（以下この条において「外部事業所」という。）に通勤させて作業を行わせることができる。

2 前項の規定による作業（以下「外部通勤作業」という。）は、外部事業所の業務に従事し、又は外部事業所が行う職業訓練を受けることによつて行う。

3 受刑者に外部通勤作業を行わせる場合には、刑事施設の長は、法務省令で定めるところによ

り、当該外部事業所の事業主（以下この条において「外部事業主」という。）との間において、受刑者の行う作業の種類、作業時間、受刑者の安全及び衛生を確保するため必要な措置その他外部通動作業の実施に関し必要な事項について、取決めを行わなければならない。 4 刑事施設の長は、受刑者に外部通動作業を行わせる場合には、あらかじめ、その受刑者が外部通動作業に関し遵守すべき事項（以下この条において「特別遵守事項」という。）を定め、これをその受刑者に告知するものとする。 5 特別遵守事項は、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。 一 指定された経路及び方法により移動しなければならないこと。 二 指定された時刻までに刑事施設に帰着しなければならないこと。 三 正当な理由なく、外部通動作業を行う場所以外の場所に立ち入ってはならないこと。 四 外部事業主による作業上の指示に従わなければならないこと。 五 正当な理由なく、犯罪性のある者その他接触することにより矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者と接触してはならないこと。 6 刑事施設の長は、外部通動作業を行う受刑者が遵守事項又は特別遵守事項を遵守しなかった場合その他外部通動作業を不適当とする事由があると認める場合には、これを中止することができる。 （作業収入） 第七十六条 作業の実施による収入は、国庫に帰	属する。 （作業報奨金） 第七十七条 刑事施設の長は、作業を行った受刑者に対しては、釈放の際（その者が受刑者以外の被収容者となったときは、その際に、その時における報奨金計算額に相当する金額の作業報奨金を支給するものとする。） 2 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、毎月、その月の前月において受刑者が行った作業に対応する金額として、法務大臣が定める基準に従い、その作業の成績その他就業に関する事項を考慮して算出した金額を報奨金計算額に加算するものとする。ただし、釈放の日の属する月における作業に係る加算は、釈放の時に行う。 3 前項の基準は、作業の種類及び内容、作業に要する知識及び技能の程度等を考慮して定める。 4 刑事施設の長は、受刑者がその釈放前に作業報奨金の支給を受けた旨の申出をした場合において、その使用の目的が、自弁物品等の購入、親族の生計の援助、被害者に対する損害賠償への充当等相当なものであると認めるときは、第一項の規定にかかわらず、法務省令で定めるところにより、その支給の時における報奨金計算額に相当する金額の範囲内で、申出の額の全部又は一部の金額を支給することができる。この場合には、その支給額に相当する金額を報奨金計算額から減額する。 5 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に定める日から起算して六月を経過する日までに刑事施設に収容されな	かったときは、その者の報奨金計算額は、零とする。 一 逃走したとき 逃走した日 二 第六十条第二項の規定により解放された場合において、同条第三項に規定する避難を必要とする状況がなくなった後速やかに同項に規定する場所に出頭しなかったとき 避難を必要とする状況がなくなった日 三 外部通動作業又は第八十五条第一項の規定による外出若しくは外泊の場合において、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかったとき その日（遺族等への給付） 第七十八条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合においては、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その時に釈放したとするならばその受刑者に支給すべき作業報奨金に相当する金額を支給するものとする。 （手当金） 第七十九条 刑事施設の長は、受刑者が作業上死亡した場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者がその負傷又は疾病により死亡したときを含む。）には、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、死亡手当金を支給するものとする。 2 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が治った場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が治ったときを含む。）において、身体に障害が残ったときは、法務省令で定めるところによ	り、その者に障害手当金を支給するものとする。ただし、その者が故意又は重大な過失によつて負傷し、又は疾病にかかったときは、その全部又は一部を支給しないことができる。 3 前二項の規定により支給する手当金の額は、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）に基づく災害補償の額に関する基準を参酌して法務省令で定める基準に従い算出した金額とする。 4 刑事施設の長は、作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が釈放の時になお治っていない場合（作業上負傷し、又は疾病にかかった受刑者が受刑者以外の被収容者となった場合において、その被収容者が釈放の時になお治っていないときを含む。）において、その傷病の性質、程度その他の状況を考慮して相当と認められるときは、法務省令で定めるところにより、その者に特別手当金を支給するものとする。 （損害賠償との調整） 第八十条 国が国家賠償法（昭和二十二年法律第二百二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、前条の手当金を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。 2 前項に規定する場合において、前条の手当金の支給を受けるべき者が、同一の事由につき国家賠償法、民法その他の法律による損害賠償を受けたときは、国は、その価額の限度において同条の手当金の支給の義務を免れる。 （手当金の支給を受ける権利の保護等） 第八十一条 第七十九条の手当金の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さ
--	--	--	---

えることができない。

2 第七十九条の手当金として支給を受けた金銭を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

第三節 各種指導

(改善指導)

第八十二条 刑事施設の長は、受刑者に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、並びに社会生活に適応するのに必要な知識及び生活態度を習得させるため必要な指導を行うものとする。

2 次に掲げる事情を有することにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対し前項の指導を行うに当たっては、その事情の改善に資するよう特に配慮しなければならない。

一 麻薬、覚せい剤その他の薬物に対する依存があること。

二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員であること。

三 その他法務省令で定める事情

(教科指導)

第八十三条 刑事施設の長は、社会生活の基礎となる学力を欠くことにより改善更生及び円滑な社会復帰に支障があると認められる受刑者に対しては、教科指導(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による学校教育の内容に準ずる内容の指導をいう。次項において同じ。)を行うものとする。

2 刑事施設の長は、前項に規定するもののほか、学力の向上を図ることが円滑な社会復帰に

特に資すると認められる受刑者に対し、その学力の状況に応じた教科指導を行うことができる。

(指導の日及び時間)

第八十四条 刑事施設の長は、法務省令で定める基準に従い、前二条の規定による指導を行う日及び時間を定める。

第四節 外出及び外泊

(外出及び外泊)

第八十五条 刑事施設の長は、刑法第二十八条(国際受刑者移送法第二十一条において読み替えて適用する場合を含む)、少年法第五十八条又は国際受刑者移送法第二十二条の規定により仮釈放を許すことができる期間を経過した懲役受刑者又は禁錮受刑者が、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その円滑な社会復帰を図るため、刑事施設の外において、その者が、釈放後の住居又は就業先の確保その他の一身上の重要な用務を行い、更生保護に関係のある者を訪問し、その他その釈放後の社会生活に有用な体験をする必要があると認めるときは、刑事施設の職員の同行なしに、外出し、又は七日以内の期間を定めて外泊することを許すことができる。

ただし、外泊については、その受刑者に係る刑が六月以上執行されている場合に限る。

2 第七十五条第四項、第五項(第四号を除く。)及び第六項の規定は、前項の規定による外出及び外泊について準用する。

第八十六条 前条第一項の規定による外泊をした

者が、刑事施設の長が指定した日時までに刑事施設に帰着しなかった場合には、その外泊の期間は、刑期に算入しない。ただし、自己の責めに帰することのできない事由によつて帰着することができなかった場合は、この限りでない。

(外出等に要する費用)

第八十七条 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊に要する費用については、受刑者が負担することができない場合又は刑事施設の長が相当と認める場合には、その全部又は一部を国庫の負担とする。

第十章 外部交通

第一節 通則

(外部交通についての留意事項)

第八十八条 この章の定めるところにより、受刑者に対し、外部交通(面会、信書の発受及び第一百一条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)を行うことを許し、又はこれを禁止し、差し止め、若しくは制限するに当たっては、適正な外部交通が受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するものであることに留意しなければならない。

第二節 面会

(面会の相手方)

第八十九条 刑事施設の長は、受刑者に対し、次に掲げる者から面会の申出があったときは、これを許すものとする。

一 受刑者の親族(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第九十五条において同じ。)

二 婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上

の重大な利害に係る用務の処理のため面会することが必要な者

三 受刑者の更生保護に関係のある者、受刑者の釈放後にこれを雇用しようとする者その他の面会により受刑者の改善更生に資すると認められる者

2 刑事施設の長は、受刑者に対し、前項各号に掲げる者以外の者から面会の申出があった場合において、その者との交友関係の維持その他面会することを必要とする事情があり、かつ、面会により受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがないと認めるときは、これを許すことができる。

(面会の立会い等)

第九十条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条の面会に立ち会わせ、又はその面会の状況を録音させ、若しくは録画させることができる。ただし、受刑者が次に掲げる者と面会する場合には、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

一 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し調査を行う国又は地方公共団体の機関の職員

二 自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇に関し弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三条第一項に規定する職務を遂行する弁護士

(面会の一時停止及び終了)

第九十一条 刑事施設の職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為若しくは発言を制止し、又はその面会を一時停止させることができる。この場合においては、面会の一時停止のため、受刑者又は面会の相手方に対し面会の場所からの退出を命じ、その他必要な措置を執ることができる。

- 一 受刑者又は面会の相手方が次のイ又はロのいずれかに該当する行為をするとき。
- イ 次条第一項の規定による制限に違反する行為
- ロ 刑事施設の規律及び秩序を害する行為

二 受刑者又は面会の相手方が次のイからホまでのいずれかに該当する内容の発言をするとき。

- イ 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できないもの
- ロ 犯罪の実行を共謀し、あおり、又は唆すもの
- ハ 刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれのあるもの

二 受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれのあるもの

ホ 特定の用務の処理のため必要であること

を理由として許された面会において、その用務の処理のため必要な範囲を明らかに逸脱するもの

(面会に関する制限)

第九十二条 刑事施設の長は、第八十九条の面会に關し、法務省令で定めるところにより、面会の相手方の人数、面会の場所、日及び時間帯、面会の時間及び回数その他面会の態様について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により面会の回数について制限をするときは、その回数は、一月につき二回を下回つてはならない。

第三節 信書の発受

(信書の発受)

第九十三条 受刑者が信書を発受することは、この節、第百三条及び次章の規定による場合のほか、これを禁止し、差し止め、又は制限してはならない。

(信書の検査)

第九十四条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、受刑者が発受する信書について、検査を行わせることができる。

2 次に掲げる信書については、前項の検査は、これらの信書に該当することを確認するために必要な限度において行うものとする。ただし、第三号に掲げる信書について、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあると認めるべき特別の事情がある場合は、この限りでない。

- 一 受刑者が国又は地方公共団体の機関から受ける信書
- 二 受刑者が自己に対する刑事施設の長の措置

その他自己が受けた処遇に關し調査を行う国又は地方公共団体の機関に対して発する信書

(信書の発受の禁止)

第九十五条 刑事施設の長は、犯罪性のある者その他受刑者が信書を発受することにより、刑事施設の規律及び秩序を害し、又は受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがある者(受刑者の親族を除く。)については、受刑者がその者との間で信書を発受することを禁止することができる。ただし、婚姻関係の調整、訴訟の遂行、事業の維持その他の受刑者の身分上、法律上又は業務上の重大な利害に係る用務の処理のため信書を発受する場合は、この限りでない。

(信書の内容による差し止め等)

第九十六条 刑事施設の長は、第九十四条の規定による検査の結果、受刑者が発受する信書について、その全部又は一部が次の各号のいずれかに該当する場合には、その発受を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消すること

とができる。同条第二項各号に掲げる信書について、これらの信書に該当することを確認する過程においてその全部又は一部が次の各号のいずれかに該当することが判明した場合も、同様とする。

一 暗号の使用その他の理由によつて、刑事施設の職員が理解できない内容のものであると

き。

二 発受によつて、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。

三 発受によつて、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。

四 威迫にわたる記述又は明らかに虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。

五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。

六 発受によつて、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

2 前項の規定にかかわらず、受刑者が国又は地方公共団体の機関に対して発する信書であつてその機関の権限に属する事項を含むもの及び受刑者が弁護士との間で発受する信書であつてその受刑者に係る弁護士法第三条第一項に規定する弁護士の職務に属する事項を含むものについては、その発受の差し止め又はその事項に係る部分の削除若しくは抹消は、その部分の全部又は一部が前項第一号から第三号までのいずれかに該当する場合に限り、これを行うことができる。

(信書に関する制限)

第九十七条 刑事施設の長は、法務省令で定めるところにより、受刑者が発する信書の作成要領及び通数並びに受刑者の信書の発受の方法について、刑事施設の管理運営上必要な制限をすることができる。

2 前項の規定により受刑者が発する信書の通数について制限をするときは、その通数は、一月

につき四通を下回つてはならない。

(発信に要する費用)

第九十八条 信書の発信に要する費用については、受刑者が負担することができない場合において、刑事施設の長が発信の目的に照らし相当と認めるときは、その全部又は一部を国庫の負担とする。

(発受を禁止した信書等の取扱い)

第九十九条 刑事施設の長は、第九十五条、第九十六条又は第三十三条第三項の規定により信書の発受を禁止し、又は差し止めた場合にはその信書を、第九十六条の規定により信書の一部を削除した場合にはその削除した部分を保管するものとする。

2 刑事施設の長は、第九十六条の規定により信書の記述の一部を抹消する場合には、その抹消する部分の複製を作成し、これを保管するものとする。

3 刑事施設の長は、受刑者の釈放の際、前二項の規定により保管する信書の全部若しくは一部又は複製をその者に引き渡すものとする。ただし、その引渡しにより刑事施設の規律及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがあるときは、この限りでない。

4 前項ただし書の規定により引き渡さない信書の全部若しくは一部又は複製は、釈放の日から三年間、保管するものとする。

(受刑者作成の文書図画)

第一百条 刑事施設の長は、受刑者が、その作成した文書図画(信書を除く。)を他の者に交付することを申請した場合には、その交付につき、受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を

執ることができる。

第四節 電話等による通信

(電話等による通信)

第一百一条 刑事施設の長は、受刑者に対し、第六十五条第二項の規定により開放施設において処遇を受けていることその他の法務省令で定める事由に該当する場合において、その者の改善更生又は円滑な社会復帰に資すると認めるときその他相当と認めるときは、電話その他政令で定める電気通信の方法による通信を行うことを許すことができる。

2 第九十八条の規定は、前項の通信について準用する。

(通信の確認等)

第一百二条 刑事施設の長は、刑事施設の規律及び秩序の維持、受刑者の矯正処遇の適切な実施その他の理由により必要があると認める場合には、その指名する職員に、前条第一項の通信の内容を確認するため、その通信を受けさせ、又はその内容を記録させることができる。

2 第九十一条第一項(第一号イを除く。)及び第二項の規定は、前条第一項の通信について準用する。

第五節 雑則

(外国語による面会等)

第一百三十三条 刑事施設の長は、受刑者又はその面会等(面会又は第一一条第一項に規定する通信をいう。以下この条において同じ。)の相手方が国語に通じない場合には、外国語による面会等を許すものとする。この場合において、発言又は通信の内容を確認するため通訳又は翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところによ

り、その受刑者にその費用を負担させることができる。

2 刑事施設の長は、受刑者又はその信書の発受の相手方が国語に通じない場合その他相当と認める場合には、外国語による信書の発受を許すものとする。この場合において、信書の内容を確認するため翻訳が必要であるときは、法務省令で定めるところにより、その受刑者にその費用を負担させることができる。

3 受刑者が前二項の規定により負担すべき費用を負担しないときは、その面会等又は信書の発受を許さない。

第十一章 賞罰

(褒賞)

第一百四十四条 刑事施設の長は、受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合には、法務省令で定めるところにより、賞金又は賞品の授与その他の方法により褒賞を行うことができる。

一 人命を救助したとき。

二 第五十九条第一項に規定する応急の用務に服して、功労があつたとき。

三 前二号に掲げるもののほか、賞揚に値する行為をしたとき。

(懲罰の要件等)

第一百五十五条 刑事施設の長は、受刑者が、遵守事項若しくは第七十五条第四項(第八十五条第二項において準用する場合を含む。)に規定する特別遵守事項を遵守せず、又は第五十一条第三項の規定に基づき刑事施設の職員が行つた指示に従わなかつた場合には、その受刑者に懲罰を科することができる。

2 懲罰を科するに当たっては、懲罰を科せられ

るべき行為(以下この章において「反則行為」という。)をした受刑者の年齢、心身の状態及び行状、反則行為の性質、軽重、動機及び刑事施設の運営に及ぼした影響、反則行為後におけるその受刑者の態度、懲罰がその受刑者の改善更生に及ぼす影響その他の事情を考慮しなければならない。

3 懲罰は、反則行為を抑制するのに必要な限度を超えてはならない。

(懲罰の種類)

第一百六条 懲罰の種類は、次のとおりとする。

一 戒告

二 第七十二条の規定による作業の十日以内の停止

三 第十八条の規定による自弁の物品の使用又は摂取の一部又は全部の十五日以内の停止

四 書籍等(被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められるものを除く。次条第一項第三号において同じ。)の閲覧の一部又は全部の三十日以内の停止

五 報奨金計算額の三分の一以内の削減

六 三十日以内(懲罰を科する時に二十歳以上の受刑者について、特に情状が重い場合には、六十日以内)の閉居

2 前項第二号から第五号までの懲罰にあつては二種類以上を併せて、同項第六号の懲罰(以下この章において「閉居罰」という。)にあつては同項第五号の懲罰と併せて科することができる。

(閉居罰の内容)

第一百七条 閉居罰においては、次に掲げる行為を停止し、法務省令で定めるところにより、居室

内において謹慎させる。

一 第十八条の規定により自弁の物品(刑事施設の長が指定する物品を除く。)を使用し、又は摂取すること。

二 宗教上の儀式行事に参加し、又は他の受刑者と共に宗教上の教誨を受けること。

三 書籍等を閲覧すること。

四 第六十九条第一項に規定する自己契約作業を行うこと。

五 面会すること(弁護士等と面会する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

六 信書を発受すること(弁護士等との間で信書を発受する場合及び被告人若しくは被疑者としての権利の保護又は訴訟の準備その他の権利の保護に必要と認められる場合を除く。)

2 閉居罰を科されている受刑者には、謹慎の趣旨に反しない限度において、矯正処遇等を行うものとする。

3 閉居罰を科されている受刑者については、第三十四条の規定にかかわらず、その健康の保持に支障を生じない限度において、法務省令で定める基準に従い、運動を制限する。

(反則行為に係る物の国庫への帰属)

第百八条 刑事施設の長は、懲罰を科する場合において、刑事施設の規律及び秩序を維持するため必要があるときは、次に掲げる物を国庫に帰属させることができる。ただし、反則行為をした受刑者以外の者に属する物については、この限りでない。

一 反則行為を組成した物

二 反則行為の用に供し、又は供しようとした物

三 反則行為によつて生じ、若しくはこれによつて得た物又は反則行為の報酬として得た物

四 前号に掲げる物の対価として得た物

(反則行為の調査)

第百九条 刑事施設の長は、受刑者が反則行為をした疑いがあると思料する場合には、反則行為の有無及び第百五条第二項の規定により考慮すべき事情並びに前条の規定による処分の要件の有無について、できる限り速やかに調査を行わなければならない。

2 刑事施設の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑務官に、受刑者の身体、着衣、所持品及び居室を検査させ、並びにその所持品を取り上げて一時保管させることができる。この場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。

3 刑事施設の長は、第一項に規定する場合において、必要があるときは、法務省令で定めるところにより、反則行為をした疑いのある受刑者を他の被収容者から隔離することができる。この場合においては、その者の処遇は、運動、入浴又は面会の場合その他の法務省令で定める場合を除き、昼夜、居室において行う。

4 前項の規定による隔離の期間は、二週間とする。ただし、刑事施設の長は、やむを得ない事由があるとき、二週間に限り、その期間を延長することができる。

5 刑事施設の長は、前項の期間中であっても、

隔離の必要がなくなつたときは、直ちにその隔離を中止しなければならない。

(懲罰を科する手続)

第百十條 刑事施設の長は、受刑者に懲罰を科しようとする場合には、法務省令で定めるところにより、その聴取をする三人以上の職員を指名した上、その受刑者に対し、弁解の機会を与えなければならない。この場合においては、その受刑者に対し、あらかじめ、書面で、弁解をすべき日時又は期限及び懲罰第百八条の規定による処分を含む。次項及び次条において同じ。)

原因となる事実の要旨を通知するとともに、受刑者を補佐すべき者を刑事施設の職員のうちから指名しなければならない。

2 前項前段の規定による指名を受けた職員は、懲罰を科することの適否及び科すべき懲罰の内容について協議し、これらの事項についての意見及び受刑者の弁解の内容を記載した報告書を刑事施設の長に提出しなければならない。

(懲罰の執行)

第百十一條 刑事施設の長は、懲罰を科するときは、受刑者に対し、懲罰の内容及び懲罰の原因として認定した事実の要旨を告知した上、直ちにその執行をするものとする。ただし、反省の情が著しい場合その他相当の理由がある場合には、その執行を延期し、又はその全部若しくは一部の執行を免除することができる。

2 刑事施設の長は、閉居罰の執行に当たっては、その受刑者の健康状態について、刑事施設の職員である医師の意見を聴かなければならない。

第十二章 不服申立て

第一節 審査の申請及び再審査の申請

(審査の申請)

第百十二條 次に掲げる刑事施設の長の措置に不服がある者は、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、審査の申請をすることができる。

一 第二十六条の規定による領置されている現金の使用又は第二十七条の規定による保管私物若しくは領置されている金品の交付を許さない処分

二 第四十条第一項の規定による診療を受けることを許さない処分又は同条第四項の規定による診療の中止

三 第四十四条に規定する宗教上の行為の禁止又は制限

四 第四十七条第一項又は第四十八条の規定による書籍等の閲覧の禁止又は制限

五 第四十七条第二項の規定による費用を負担させる処分

六 第五十三条第一項の規定による隔離

七 第七十七条第一項の規定による作業報奨金の支給に関する処分

八 第七十九条第二項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による障害手当金の支給に関する処分

九 第七十九条第四項(第五十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による特別手当金の支給に関する処分

十 第九十五条、第九十六条、第九十七条第一項又は第百条の規定による信書の発受又は文書図画の交付の禁止、差止め又は制限

十一 第九十九条第三項の規定による信書の全部若しくは一部又は複製の引渡しをしない処分

十二 第三百三条第一項又は第二項の規定による費用を負担させる処分

十三 第二百五条第一項の規定による懲罰

十四 第八八条の規定による物を国庫に帰属させる処分

十五 第九十九条第三項の規定による隔離

2 審査の申請は、これを行う者が自らしなければならない。

(審査の申請期間)

第百十三條 審査の申請は、措置の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内にしなければならない。

2 天災その他前項の期間内に審査の申請をしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申請をすることができる。

3 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)第十四条第四項の規定は、審査の申請期間の計算について準用する。

(行政不服審査法の準用)

第百十四條 行政不服審査法第十五条第一項、第二項及び第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで並びに第三十九条の規定は、審査の申請について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは「正本を」と、同法第三十四条第二項中「審

査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(調査)

第百十五條 矯正管区の長は、職権で、審査の申請に關して必要な調査をするものとする。

2 矯正管区の長は、前項の調査をするため必要があるときは、刑事施設の長に対し、報告若しくは資料その他の物件の提出を命じ、又はその指名する職員をして、審査の申請人その他の関係者に対し質問をさせ、若しくは物件の提出を求めさせ、これらの者が提出した物件を留め置かせ、若しくは検証を行わせることができる。

(裁決)

第百十六條 矯正管区の長は、審査の申請を受けたときは、できる限り九十日以内に裁決をするよう努めるものとする。

2 行政不服審査法第四十条第一項から第五項まで、第四十一条、第四十二条並びに第四十三条第一項及び第二項の規定は、審査の申請の裁決について準用する。この場合において、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは、「揭示して」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(再審査の申請)

第百十七條 審査の申請の裁決に不服がある者は、書面で、法務大臣に対し、再審査の申請をすることができる。

2 再審査の申請は、審査の申請についての裁決の告知があつた日の翌日から起算して三十日以内

内にしなければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十五条及び前条第一項並びに行政不服審査法第十四条第三項及び第四項、第十五条第一項、第二項及び第四項、第二十一条、第三十四条第一項、第二項及び第六項、第三十五条から第三十七条まで、第三十九条、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第一項、第四十二条、第四十三条第一項及び第二項並びに第五十五条の規定は、再審査の申請について準用する。この場合において、同法第三十四条第二項中「審査請求人の申立てにより又は職権で」とあるのは「職権で」と、同法第四十二条第三項中「揭示し、かつ、その旨を官報その他の公報又は新聞紙に少なくとも一回掲載して」とあるのは「揭示して」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

第二節 事実の申告

(矯正管区の長に対する事実の申告)

第百十八條 受刑者は、自己に対する刑事施設の職員による行為であつて、次に掲げるものがあつたときは、政令で定めるところにより、書面で、当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長に対し、その事実を申告することができる。

一 身体に対する違法な有形力の行使
二 違法又は不当な捕縛、手錠又は拘束衣の使用
三 違法又は不当な保護室への収容

2 前項の規定による申告は、その申告に係る事実があつた日の翌日から起算して三十日以内になければならない。

3 第百十二条第二項、第百十三条第二項及び第百十五条並びに行政不服審査法第十四条第四項、第十八条第一項及び第四項、第十九条、第二十一条、第三十六条並びに第三十九条の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において、同法第十八条第一項中「正本及び副本を処分庁又は」とあるのは、「正本を」と読み替へるものとするほか、必要な技術的読替へは、政令で定める。

(通知)

第百十九條 前条第一項の規定による申告が適法であるときは、矯正管区の長は、その申告に係る事実の有無について確認し、その結果をその申告をした者に通知するものとする。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。

2 前条第一項の規定による申告が法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、矯正管区の長は、その旨をその申告をした者に通知するものとする。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

3 第百十六條第一項及び行政不服審査法第四十一条の規定は、前二項の規定による通知について準用する。この場合において必要な技術的読替へは、政令で定める。

4 矯正管区の長は、前条第一項に規定する事実があつたことを確認した場合において、必要があると認めるときは、同様の行為の再発の防止のため必要な措置その他の措置を執るものとする。

(法務大臣に対する事実の申告)

第百二十條 受刑者は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合において、その内

容に不服があるときは、政令で定めるところにより、書面で、法務大臣に対し、第百十八条第一項に規定する事実を申告することができる。 2 前項の規定による申告は、前条第一項又は第二項の規定による通知を受けた日の翌日から起算して三十日以内しなければならない。 3 第百十二条第二項、第百十三条第二項、第百十五条、第百十六条第一項並びに前条第一項、第二項及び第四項並びに行政不服審査法第十四条第四項、第二十一条、第三十六条、第三十九条及び第四十一条第一項の規定は、第一項の規定による申告について準用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。 第三節 苦情の申出 (法務大臣に対する苦情の申出) 第百二十一条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、書面で、法務大臣に対し、苦情の申出をすることができ。 2 第百十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。 3 法務大臣は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならない。ただし、その者が釈放されたときは、この限りでない。 (監査官に対する苦情の申出) 第百二十二条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、第五条の規定により実地監査を行う監査官に対し、苦情の申出をすることができる。 2 第百十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。	3 監査官は、口頭による苦情の申出を受けるに当たっては、刑事施設の職員を立ち会わせてはならない。 4 前条第三項の規定は、監査官が苦情の申出を受けた場合について準用する。 (刑事施設の長に対する苦情の申出) 第百二十三条 受刑者は、自己に対する刑事施設の長の措置その他自己が受けた処遇について、口頭又は書面で、刑事施設の長に対し、苦情の申出をすることができる。 2 第百十二条第二項の規定は、前項の苦情の申出について準用する。 3 受刑者が口頭で第一項の苦情の申出をしようとするときは、刑事施設の長は、その指名する職員にその内容を聴取させることができる。 4 第百二十一条第三項の規定は、刑事施設の長が苦情の申出を受けた場合について準用する。 第四節 雑則 (秘密申立て) 第百二十四条 刑事施設の長は、受刑者が、審査の申請等(審査の申請、再審査の申請又は第百十八条第一項若しくは第百二十条第一項の規定による申告をいう。次項及び次条において同じ。)をし、又は法務大臣若しくは監査官に対し苦情の申出をするに当たり、その内容を刑事施設の職員に秘密にすることができるように、必要な措置を講じなければならない。 2 第九十四条の規定にかかわらず、審査の申請等又は苦情の申出の書面は、検査をしてはならない。 (不利益取扱いの禁止) 第百二十五条 刑事施設の職員は、受刑者が審査の申請等又は苦情の申出をしたことを理由として、	て、その者に対し不利益な取扱いをしてはならない。 第十三章 釈放 (釈放時限) 第百二十六条 受刑者の釈放は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める期間内に、できる限り速やかに行う。 一 釈放すべき日があらかじめ定められている場合 その日の午前中 二 不定期刑の終了による場合 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第百四十二号)第四十八条第三項の通知が刑事施設に到達した日の翌日の午前中 三 政令で行われる恩赦による場合であつて、当該恩赦に係る政令の規定の公布の日が釈放すべき日となる場合 その日のうち 四 前三号に掲げる場合以外の場合 釈放の根拠となる文書が刑事施設に到達した時から十時間以内 (傷病による滞留) 第百二十七条 刑事施設の長は、釈放すべき受刑者が刑事施設内において医療を受けている場合において、釈放によつてその生命に危険が及び、又はその健康に回復し難い重大な障害が生ずるおそれがあるときは、その者が刑事施設に一時とどまることを許すことができる。 2 前項の規定により刑事施設にとどまる者の処遇については、その性質に反しない限り、刑事施設に於ける刑事被告人ノ収容等二関スル法律中の被拘留者に関する規定を準用する。 (帰住旅費等の支給) 第百二十八条 釈放される受刑者に対しては、そ	の帰住を助けるため必要な旅費又は衣類を支給するものとする。 第十四章 死亡 (死亡の通知) 第百二十九条 刑事施設の長は、受刑者が死亡した場合においては、法務省令で定めるところにより、その遺族等に対し、その死亡の原因及び日時並びに交付すべき遺留物又は支給すべき作業報奨金に相当する金額若しくは死亡手当金があるときはその旨を速やかに通知しなければならない。 (死体に関する措置) 第百三十条 受刑者が死亡した場合において、その死体の埋葬又は火葬を行う者がいないときは、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)第九条の規定にかかわらず、その埋葬又は火葬は、刑事施設の長が行うものとする。 2 前項に定めるもののほか、受刑者の死体に関する措置については、法務省令で定める。 第十五章 被拘留受刑者等の処遇 (被拘留受刑者) 第百三十一条 被拘留受刑者についての第二十三条第一項、第二十七条、第四十七条第一項及び第六十一条第一項の規定の適用については、第二十三条第一項中「該当するとき」とあるのは「該当し、又は刑事訴訟法の定めるところにより被拘留受刑者が交付を受けることが禁じられ、若しくは制限されている物品であるとき」と、第二十七条ただし書中「おそれがあるとき」とあるのは「おそれがあるとき、又は刑事訴訟法の定めるところにより他の者に交付すること
---	---	--	---

が禁じられ、若しくは制限されているとき」と、第四十七条第一項第二号中「おそれとあるのは「おそれ又は罪証の隠滅の結果を生ずるおそれ」と、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわれない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする。

2 被勾留受刑者については、第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第九章第四節及び第十章の規定は、適用しない。

3 被勾留受刑者については、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第十五条、第十七条及び第九章の規定を準用する。

(勾留されていない被告人又は被疑者である受刑者)

第三百三十二条 被告人又は被疑者である受刑者であつて刑事訴訟法の規定により勾留されていないもの(各種被収容者としての地位を有するものを除く。)が弁護人等と面会し、又は弁護人等との間において信書の発受をする場合については、被勾留者の弁護人等との面会又は信書の発受の例による。

(各種被収容者である受刑者)

第三百三十三条 各種被収容者としての地位を有する受刑者の処遇については、被勾留受刑者の例による。

第十六章 受刑者の処遇に関する特例
(金品の取扱いに関する特例)

第三百三十四条 受刑者以外の被収容者が受刑者となつたときは、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規

定により領置されているその者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十条の規定を適用する。

2 受刑者が受刑者以外の被収容者となつたときは、保管私物又は領置されている金品は、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律又はこれに基づく命令の規定により領置されたものとみなす。

(子の養育に関する特例)

第三百三十五条 第四十三条第一項又は第二項の規定により子を養育している受刑者が受刑者以外の被収容者となつた場合におけるその子の養育については、なお受刑者の例による。

(作業賞与金に関する特例)

第三百三十六條 受刑者以外の被収容者が受刑者となつた場合において、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二十七条第二項の規定による未支給の作業賞与金があるときは、速やかに、これを支給するものとする。

(懲罰に関する特例)

第三百三十七条 第二百五条から第一百一十一条までの規定は、受刑者以外の被収容者がした刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者となつたときにまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、第六十六条第一項第三号中「物品」とあるのは「衣類及び食料」と、同条第二項中「同項第五号」とあるのは「同項第三号から第五号まで」と、第七十七条第一項中「次」とあるのは「第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 受刑者以外の被収容者に科され、その者が受刑者となつたときにまたその執行が終わつていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間、第二号に掲げる懲罰にあつては六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)からその者が受刑者となる前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰(同項第八号の懲罰に併科されたものを除く。)であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が三十日に満たないもの 第六十六条第一項第四号の懲罰

二 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第八号の懲罰であつて、その者が受刑者となる前に執行した期間が六十日(懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日)に満たないもの 第六十六条第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第二号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰が併科されていた場合を除き、第六十七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

4 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第五十九条、第六十条第一項第六号及び第九号を除く。)及び第六十二条の規定は、受

刑者がした第五十五条第一項の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、その者が受刑者以外の被収容者となつたときにまだ懲罰が科されていないものについても、適用する。この場合において、同法第六十条第一項第二号中「三月」とあるのは「三十日」と、同項第八号中「二月」とあるのは「三十日(懲罰ヲ科ス時二十歳以上ノ者ニ付キ特ニ情状重キトキハ六十日)」とする。

5 受刑者に科され、その者が受刑者以外の被収容者となつたときにまたその執行が終わつていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、その後も執行するものとする。

一 第六十六条第一項第二号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第三号の懲罰

二 第六十六条第一項第三号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第四号の懲罰

三 第六十六条第一項第四号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰

四 第六十六条第一項第六号の懲罰 刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第六十条第一項第二号の懲罰、同項第四号の懲罰及び同項第八号の懲罰を併科したもの

(審査の申請等に関する規定の準用)
第三百三十八条 第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「措置の告知があつた日」とあるのは、「受刑者となつた日」と読み替へるも

のとする。

(事実の申告に関する特例)

第百三十九条 第十二章第二節の規定は、受刑者以外の被収容者が受刑者となった場合においてその者が受刑者となる前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

(苦情の申出に関する特例)

第百四十条 受刑者以外の被収容者が刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第七条の規定により行つた情願であつて、その者が受刑者となつたときにまだその処理がされてないものは、法務大臣に係るものにあつては第百二十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、監査官に係るものにあつては第百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

第三編 補則

第一章 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇

第百四十一条 被勾留者その他の被収容者の収容及び処遇については、この法律に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

第二章 労役場及び監置場

(労役場及び監置場の附置等)

第百四十二条 労役場及び監置場は、それぞれ法務大臣が指定する刑事施設に附置する。

2 監置の裁判の執行を受ける者は、最寄りの地に監置場がないとき、又は最寄りの監置場に留置の余力がないときは、刑事施設内の特に区別した場所に留置することができる。

3 労役場及び監置場については、第五条、第六

条、第十一条及び第十二条の規定を準用する。

4 委員会は、刑事施設に附置された労役場及び監置場の運営に関しても、第七条第二項に規定する事務を行うものとする。この場合において、第九条及び第十条の規定を準用する。

(労役場留置者)

第百四十三条 労役場に留置されている者(以下「労役場留置者」という。)については、この法律に特別の定めがあるもののほか、その性質に反しない限り、この法律中の懲役受刑者に関する規定を準用する。

(被監置者の処遇)

第百四十四条 監置場に留置されている者(次項において「被監置者」という。)の処遇については、次項に定めるもののほか、刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律の定めるところによる。

2 第百三十四条第一項、第百三十六條、第百三十七條第一項から第三項まで及び第百三十八條から第百四十條までの規定は被監置者が受刑者となつた場合について、第百三十四條第二項、第百三十五條並びに第百三十七條第四項及び第五項の規定は受刑者が被監置者となつた場合について、それぞれ準用する。

第三章 司法警察職員

第百四十五条 刑事施設の長は、刑事施設における犯罪(労役場及び監置場における犯罪を含む。次項において同じ。)について、刑事訴訟法の規定による司法警察員としての職務を行う。

2 刑事施設の職員(刑事施設の長を除く。)であつて、刑事施設の長がその刑事施設の所在地を管轄する地方裁判所に対応する検察庁の検事

正と協議をして指名したものは、刑事施設における犯罪について、法務大臣の定めるところにより、刑事訴訟法の規定による司法警察職員としての職務を行う。

第四章 警察留置場

第一節 警察留置場の管理運営等

(警察留置場の管理運営)

第百四十六条 警察留置場(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律第二条の規定により刑事施設に代用される警察官署に附属する留置場をいう。以下同じ。)の管理運営については、第一編の規定中第四条(第一項第一号に係る部分を除く。)、第七条から第十条まで及び第十三条の規定は、適用しない。

2 警察留置場の管理運営について第一編の規定を適用する場合においては、第五条中「法務大臣は」とあるのは「警視總監又は道府県警察本部長(道府県警察本部の所在地を包括する方面以外の方面にあつては、方面本部長。以下「警察本部長」という。)は、都道府県公安委員会の定めるところにより」と、「期するため、その職員のうちから監査官を指名し」とあるのは「期するため」と、「これに」とあるのは「その指定する職員に」と、第六条中「刑事施設の長」とあるのは「警察本部長」と、第十二条中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務を管理する者(警視庁、道府県警察本部又は方面本部に置かれる警察留置場にあつては警察本部長、警察署に置かれる警察留置場にあつては警察署長。以下「留置業務管理者」という。)」とする。

(巡察)

第百四十七条 警察庁長官は、国家公安委員会の

定めるところにより、警察留置場に留置されている者の処遇の斉一を図り、この法律の適正な施行を期するため、その指定する職員に警察留置場を巡察させるものとする。

第二節 警察留置場における受刑者の処遇

(警察留置場における受刑者の処遇)

第百四十八条 警察留置場における受刑者の処遇については、第二編の規定中第十五条(第一項第八号に係る部分に限る。)、第十九条(第一項第二号及び第四号に係る部分に限る。)、第三十一条(第一項第三号に係る部分に限る。)、第三十七条第一項、第三十九条第二項、第四十三条、第四十九条第二項、第五十一条第二項第九号に係る部分に限る。)、第五十三条、第五十四条、第五十七条から第五十九条まで、第九章、第十章第四節、第十一章、第百十二条(第一項第六号から第九号まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。)、第百十七條、第百二十條、第百二十二條、第百二十七條、第百三十條、第百三十五條から第百三十八條まで及び第百四十條の規定は、適用しない。

2 警察留置場における受刑者の処遇について第二編の規定を適用する場合においては、これらの規定中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令・法務省令」と、「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、「国庫」とあるのは「警察留置場の属する都道府県」と、「矯正管区の長」とあるのは「警察本部長」とするほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項第二号	衣類及び寝具	寝具
第三十九条第一項	刑事施設の職員である医師等	医師等
第四十条第一項	刑事施設の職員でない医師等	医師等
第四十条第二項	刑事施設内において、自弁により 、又はその後その受刑者に対して刑事施設において診療を行うため必要があるとき	自弁により 必要があるとき
第五十五条第六項及び第五十六条第五項	刑事施設の職員である医師	医師
第一百八条第一項第二号	又は拘束衣	、拘束衣又は防声具
第二百一十一条の見出し並びに同条第一項及び第三項	法務大臣	警察本部長
第二百二十四条第一項	法務大臣若しくは監査官	警察本部長
第三百一十一条第一項	、第四十七条第一項及び第六十一条第一項 、第六十一条第一項中「矯正処遇として」とあるのは「刑事訴訟法の規定により勾留される者としての地位を損なわない限度で、かつ、勾留される期間を考慮して可能な範囲内で、矯正処遇として」とする	及び第四十七条第一項 する
第三百一十一条第二項	第六十三条から第六十五条まで、第七十五条、第九章第四節及び第十章	第十章第一節から第三節まで及び第五節
第三百二十九条	第十二章第二節	第一百八条及び第一百九条

(警察留置場における防声具の使用)

第四百九条 警察留置場においては、留置業務に従事する警察官は、受刑者が留置業務に従事する警察官の制止に従わず大声を発し続けて、警察留置場内の平穏な生活を乱し、その他警察留置場の規律及び秩序を害する場合において、他にこれを抑止する手段がないときは、留置業務管理者の命令により、防声具を使用することができる。ただし、拘束衣と同時に使用することとはできない。

2 前項の場合において、防声具を効果的に使用するため必要があるときは、その使用と同時に捕縄又は手錠を使用することができる。

3 第五十五条第三項、第四項本文、第五項及び第六項の規定は、防声具の使用について準用する。この場合において、同条第三項、第五項及び第六項中「刑事施設の長」とあるのは「留置業務管理者」と、同条第三項中「刑務官」とあるのは「留置業務に従事する警察官」と、同条第六項中「使用し、又はその使用の期間を更新した」とあるのは「使用した」と、「刑事施設の職員である医師」とあるのは「医師」と読み替えるものとする。

4 防声具の制式は、内閣府令で定める。

第三節 雑則

(適用除外)

第五百十条 警察留置場については、第二章(第一百四十二条第二項を除く。)の規定は、適用しない。

2 留置業務管理者及び警察留置場における留置業務に従事する警察官については、第四百五十五条の規定は、適用しない。

(権限の委任)

第五百十一条 この法律の規定による警察本部長である留置業務管理者の権限に属する事務は、国家公安委員会規則で定めるところにより、その一部を警察本部長が指定する警視以上の階級にある警察官に委任することができる。

第五章 罰則

第六十条第二項(第四百三十三条において準用する場合を含む。)の規定により解放された受刑者又は労務場留置者が、第六十条第三項(第四百三十三条において準用する場合を含む。)の規定に違反して刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

2 受刑者が次の各号のいずれかに該当する場合も、前項と同様とする。

一 外部通勤作業の場合において、そのための通勤の日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

二 第八十五条第一項の規定による外出又は外泊の場合において、その外出の日又は外泊の期間の末日を過ぎて刑事施設に帰着しないとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三十三条の規定、附則第三十八条中国際受刑者移送法第二十一条の改正規定(「犯罪者予防更生法」を並びに犯罪者予防更生法に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一条及

び第十一条の二を削る部分に限る。）及び附則第三十九条の規定は、構造改革特別区域法の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（巡関に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する年に行われた附則第十五条の規定による改正前の監獄法（明治四十一年法律第二十八号。以下「旧監獄法」という。）第四条第一項の規定による巡関は、第五条の規定の適用については、同条の規定による実地監査とみなす。

（収容開始時の告知に関する特例）

第三条 第十五条第一項前段及び第二項の規定は、この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者についても、適用する。この場合において、同条第一項前段中「その刑事施設における収容の開始に際し」とあるのは、「この法律の施行後速やかに」とする。

（金品の取扱いに関する経過措置）

第四条 この法律の施行の際現に旧監獄法又はこれに基づく命令の規定により領置されている受刑者の金品は、第二十一条第二号に掲げる金品とみなして、第二十四条の規定を適用する。

（遺留物の措置に関する経過措置）

第五条 この法律の施行の際現に刑事施設に存する死亡者及び逃走者の遺留物（受刑者及び労働場の留置の言渡しを受けた者に係るものに限る。）の措置については、なお従前の例による。

（作業報奨金に関する経過措置）

第六条 この法律の施行の際現に刑事施設に収容

されている受刑者については、この法律の施行の際に、旧監獄法第二十七条第二項の規定による未支給の作業賞与金があるときは、その額を報奨金計算額に加算する。

2 第七十七条第二項の規定は、受刑者が施行日前に行った作業については、適用しない。

（手当金に関する経過措置）

第七条 第七十九条（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日前に受刑者が負傷し、又は疾病にかかった場合において、施行日以後に手当金の支給事由が生じたときについても、適用する。

2 受刑者について施行日前に支給事由が生じた旧監獄法第二十八条第一項（旧監獄法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による未支給の手当金（死亡に係るものを除く。）の支給は、旧監獄法第二十八条第二項の規定にかかわらず、この法律の施行後速やかに行うものとする。

（発受を禁止した信書等の取扱いに関する経過措置）

第八条 旧監獄法第四十七条第一項の規定により発受を許されなかった受刑者に係る信書であつて、この法律の施行の際現に旧監獄法に基づく命令の規定により保管されているものは、第十九条第一項の規定により保管されている信書とみなす。

（懲罰に関する経過措置）

第九条 第五百五条から第六十一条までの規定は、施行日前に受刑者がした旧監獄法第五十九条の規定により懲罰を科されるべき行為であつて、この法律の施行の際まだ懲罰が科されていない

ものについても、適用する。この場合において、第六十六条第二項中「同項第五号とあるのは「同項第四号及び第五号」と、第六十七条第一項中「次」とあるのは「第一号、第二号及び第四号から第六号までに」とする。

2 施行日前に受刑者に科され、この法律の施行の際まだその執行が終わっていない懲罰は、次の各号に掲げるものに限り、当該各号に定める懲罰とみなして、施行日以後も執行するものとする。ただし、その執行の期間は、第一号に掲げる懲罰にあつては三十日から施行日前に執行した期間を除いた期間、第三号に掲げる懲罰にあつては六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）から施行日前に執行した期間を除いた期間を超えてはならない。

一 旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰（同項第十一号の懲罰に併科されたものを除く。）であつて、施行日前に執行した期間が三十日に満たないもの 第六十六条第一項第四号の懲罰

二 旧監獄法第六十条第一項第五号の懲罰 第六十六条第一項第二号の懲罰

三 旧監獄法第六十条第一項第十一号の懲罰であつて、施行日前に執行した期間が六十日（懲罰を科した時に二十歳未満の者については、三十日）に満たないもの 第六十六条第一項第六号の懲罰

3 前項の規定により同項第三号に掲げる懲罰の執行をする場合には、これに旧監獄法第六十条第一項第四号の懲罰が併科されていた場合を除き、第六十七条第一項第三号に掲げる行為を停止してはならない。

（審査の申請等に関する規定の準用）

第十条 第二編第十二章第一節及び第四節の規定は、前条第二項の規定により執行する懲罰に係る不服について準用する。この場合において、第六十三条第一項中「措置の告知があつた日」とあるのは、「この法律の施行の日」と読み替えるものとする。

（事実の申告に関する経過措置）

第十一条 第二編第十二章第二節の規定は、受刑者に対し施行日前にされた刑事施設の職員による行為については、適用しない。

（情願に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行の際現に刑事施設に収容されている受刑者が施行日前に旧監獄法第七条の規定により行つた情願であつて、この法律の施行の際まだその処理がされていないものは、法務大臣に係るものにあつては第二百二十一条第一項の規定により行つた苦情の申出と、巡関官吏に係るものにあつては第二百二十二条第一項の規定により行つた苦情の申出とみなす。

（労働場等への準用）

第十三条 附則第二条の規定は、労働場及び監置場について準用する。この場合において、同条中「第四条第一項」とあるのは「第八条第三項において準用する旧監獄法第四条第一項」と、「第五条」とあるのは「第六四十二条第三項において準用する第五条」と読み替えるものとする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第十四条 施行日前にした行為並びに附則第十六条及び第二十五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(監獄法の一部改正)

第十五条 監獄法の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ收容等ニ
関スル法律

本則(第十六条第一項及び第二項、第十八条第二項、第二十九条、第四十三条第二項並びに第六十一条を除く。)中「在監者」を「被收容者」に改める。

第一条から第六条までを次のように改める。

第一条 本法ニ於テ被收容者トハ刑事施設ニ收容シタル者ニシテ刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)

第三条第二号ノ受刑者以外ノモノヲ謂フ
第二条 警察官署ニ附属スル留置場ハ之ヲ刑事施設ニ代用スルコトヲ得但懲役又ハ禁錮ニ処セラレタル者ヲ一月以上継続シテ拘禁スルコトヲ得ズ

第三条乃至第六条 削除

第七条中「監獄」を「刑事施設」に、「巡閲官吏」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律ニ定ムル監査官」に改める。

第八条第三項中「前五条」を「前条」に改め、「労役場及び」を削り、同条第一項及び第二項を削る。

第九条中「拘禁許可状、仮拘禁許可状、拘禁状又ハ受入移送拘禁状ニ依リ監獄ニ拘禁シタル者、引致状ニ依リ監獄ニ留置シタル者、監置ニ処セラレタル者及び死刑ノ言渡ヲ受ケタル者」を「其他ノ被收容者及び監置場ニ留置シタル者」に改め、「準用シ懲役囚ニ適用ス可キ規定ハ労役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者ニ之ヲ」を削る。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第二章の章名を次のように改める。

第二章 收容

第十一条中「入監スル」を「收容スル」に、「入監セシム」を「收容セザル」に改める。

第十二条第一項中「入監スル」を「收容スル」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十三条中「入監スル」を「收容スル」に、「入監セシメザル」を「收容セザル」に改める。

第十四条中「入監スル」を「收容スル」に、「在監中」を「收容中」に改める。

第十六条を次のように改める。
第十六条 削除

第十七条中「監房」を「居室」に改める。
第十八条を次のように改める。

第十八条 削除
第十九条第一項中「監外」を「刑事施設外」に改める。

第二十条中「監獄官吏」を「刑務官」に、「剣又ハ銃」を「武器」に改める。

第二十二條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「二十四時間内ニ」を「避難ヲ必要トセザルニ至リタル後速ニ」に改める。

第二十三条第一項中「監獄官吏」を「刑務官」に改め、同条第二項を削る。

第二十四条第一項中「作業」を「前項ノ作業」に改め、「刑期」を削り、同条に第一項として次の一項を加える。
刑事被告人作業ニ就カンコトヲ請フトキハ其

選択スルモノニ就キ之ヲ許スコトヲ得

第二十五条第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除
第二十九条及び第三十条を次のように改める。

第二十九条 被收容者教誨ヲ請フトキハ之ヲ許スコトヲ得

第三十条 削除
第三十二条中「受刑者及び」を削り、同条ただし書中「拘留囚及び監置ニ処セラレタル者ニハ」及び「ヲ許シ其他ノ者ニハ裸衣ノ自弁」を削る。

第三十三条第一項中「及び労役場留置ノ言渡ヲ受ケタル者」を削る。

第三十六条ただし書中「刑事被告人ノ頭髮髯髯ハ」を削る。

第三十七条中「監房」を「居室」に改める。
第四十条中「病監」を「病室」に改める。

第四十一条ただし書を削る。
第四十三条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項を削る。

第四十五条第二項、第四十六条第二項及び第四十七条第一項中「受刑者及び」を削る。

第十一章 懲罰
第五十八条を次のように改める。

第五十八条 削除
第六十条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号から第九号までを二号ずつ繰り上げ、第十号を削り、第十一号を第八号とし、第十二号を第九号とする。

第六十一条を次のように改める。

第六十一条 削除

第六十三条中「職権」を「又ハ職権」に改め、「又ハ刑期ノ終了」を削る。

第六十四条中「受ケ又ハ仮出獄若クハ仮出場ヲ許サレタル者」を「受ケタル者」に、「若クハ刑」を「又ハ刑」に改め、「又ハ許可書」を削り、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十五条中「監獄」を「刑事施設」に改める。
第六十六条から第六十八条までを次のように改める。

第六十六条乃至第六十八条 削除
第六十九条中「監獄」を「刑事施設」に、「在監セシムル」を「滞留セシムル」に改める。

第七十条中「若クハ」を「又ハ」に改め、「又ハ監獄行政ノ便宜ニ因リ移監セシメタルガ為メ帰住旅費ノ増加ヲ要スルニ至リタルトキ」を削り、「衣類又ハ旅費」を「旅費又ハ衣類」に改める。

第七十一条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。
第七十五条を削る。

(監獄法の一部改正に伴う解放に関する経過措置)
第十六条 施行日前に旧監獄法第二十二條第一項(旧監獄法第九条において準用する場合を含む。)の規定により解放された者の出頭については、なお従前の例による。

(刑法の一部改正)
第十七条 刑法の一部を次のように改正する。
目次中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。
第十一条、第十二条第二項及び第十三条第二

項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十六条中「拘留場」を「刑事施設」に改める。

第一編第五章の章名を次のように改める。

第五章 仮釈放

第二十八条の見出しを「仮釈放」に改め、同条中「出獄を許す」を「釈放する」に改める。

第二十九条の見出し及び同条第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第二項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「出獄中」を「釈放中」に改める。
(健康保険法等の一部改正)

第十八条 次に掲げる法律の規定中「監獄」を「刑事施設」に改める。

一 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第一百八条第一項第二号

二 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第十四条の二第一号

三 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)第八十八条の二第五項

四 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十九号)第十二条第一号

五 麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)第五十八条の五

六 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第五十九条第二号

七 国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)第三十六条の二第二項第二号

八 地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)第二十八条第一号

九 老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第三十六条

十 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第六十三条

十一 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律第六十六号)第三条第二項第二号

(船員保険法の一部改正)

第十九条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十三条第一項第三号を次のように改める。

三 刑事施設、労務場其ノ他此等二準ズベキモノ二拘禁セラレタルトキ

(戸籍法の一部改正)
第二十号 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の一部を次のように改正する。

第五十六条中「監獄」を「刑事施設」に、「ともに」を「共に」に改める。

第九十条第一項中「監獄の」を「刑事施設の」に、「監獄所在地」を「刑事施設の所在地」に改め、同条第二項中「在監中」を「刑事施設に収容中」に、「添付しなければ」を「添付しなければ」に改める。

(刑事訴訟法の一部改正)
第二十一条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第六十四条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第六十五条第三項中「監獄」を「刑事施設」に、「監獄官吏」を「刑事施設職員(刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員をいう。以下同じ。)」に、「監獄官吏から」を「刑事施設職員から」に改める。

第七十条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第七十三条第二項中「且つ」を、「かつ、」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第七十四条中「最寄りの監獄」を「最寄りの刑事施設」に改める。

第七十五条、第七十八条及び第八十条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第九十八条第一項中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に、「収監しなければ」を「刑事施設に収容しなければ」に改め、同条第二項中「収監する」を「刑事施設に収容する」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「収監」を「収容」に改める。

第二百八十六条の二中「監獄官吏」を「刑事施設職員」に改める。

第三百六十六条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「吏員」を「職員」に改める。

第三百六十七条中「監獄」を「刑事施設」に、「取下」を「取下げ」に改める。

第四百七十七条第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「立会」を「立会い」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百七十八条及び第四百八十一条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四百八十四条中「言渡」を「言渡し」に、「呼出」を「呼出し」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十五条中「言渡」を「言渡し」に、「虞」を「おそれ」に、「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十六条第一項中「言渡」を「言渡し」に、「判らない」を「分からない」に、「その収監」を「その者の刑事施設への収容」に改め、同条第

二項中「収監状」を「収容状」に改める。

第四百八十七条中「収監状」を「収容状」に、「言渡」を「言渡し」に、「収監」を「収容」に改める。

第四百八十八条及び第四百八十九条中「収監状」を「収容状」に改める。

(検察審査会法の一部改正)
第二十二条 検察審査会法(昭和二十三年法律百四十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十四号を次のように改める。

十四 刑事施設の職員

(少年法の一部改正)
第二十三条 少年法の一部を次のように改正する。

第十七条の四第一項中「拘留監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第三項」を「刑事施設(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二条)に改め、同条第三項中「拘留監獄」を「刑事施設」に改める。

第四十九条の見出し中「取扱」を「取扱い」に改め、同条第三項中「拘留監獄」を「刑事施設」に、「少年」を「少年刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)第三条第二号の受刑者(同条第六号の被拘留者又は同条第九号の各種被収容者としての地位を有するものを除く。)」に改める。

第五十六条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第五十八条の見出しを「仮釈放」に改め、同条第一項中「には」を「については」に、「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

第五十九条の見出しを「(仮釈放期間の終了)」に改め、同条第一項中「言渡」を「言渡し」に、「仮出獄を許された」を「仮釈放」に、「受け終つた」を「受け終わった」に改め、同条第二項中「仮出獄を許された」を「仮釈放」に、「仮出獄前」を「仮釈放前」に改める。

第二十四条 少年院法(昭和二十三年法律第百六十九号)の一部を次のように改正する。

第十条の二中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十四条第五項中「収監状によつて収監しなければ」を「収容状によつて収容しなければ」に改める。

第十六条の二第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十七条の二中「最寄」を「最寄り」に、「拘留監」を「刑事施設」に、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第三項」を「刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二条」に改め、「以下」の下に「この条において」を加える。

第十七条の六第一項中「監獄法第二十二條第一項、第四十三條、第四十四條及び第六十三條から第七十條まで」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)第六十條、第二百二十六條及び第二百二十八條」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同法第六十條第三項中「刑事施設又は刑事施設の長が指定した場所」とあるのは、「少年院若しくは刑事施設又は少年院の長が指定した場所」と読み替へるものとする。

第十七条の六第二項を次のように改める。

2 前項において準用する刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第六十條第二項の規定により解放された少年院収容受刑者が、前項において読み替へて準用する同条第三項の規定に違反して少年院若しくは刑事施設又は指定された場所に出頭しないときは、一年以下の懲役に処する。

(少年院法の一部改正)

第二十五条 施行日前に前条の規定による改正前の少年院法第十七條の六第一項において準用する旧監獄法第二十二條第一項の規定により解放された少年院収容受刑者の出頭については、なお従前の例による。

(犯罪者予防更生法の一部改正)

第二十六条 犯罪者予防更生法の一部を次のように改正する。

目次中「仮釈放」を「仮釈放、仮出場及び仮退院」に改める。

第一条第一項中「仮釈放」を「仮釈放、仮出場及び仮退院」に改める。

第十二條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第一号中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同項第二号中「受け終つた」を「受け終わった」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 仮釈放、仮出場及び仮退院

第二十八條中「監獄」を「刑事施設」に改め、「第四十八條の三」の下に、「第五十四條」を加え、「第五十八條に掲げる」を「第五十八條第一項に規定する」に、「並びに第四十七條及び第五

十五條の二」を「及び第四十七條」に改める。

第二十九條の見出し中「仮釈放」を「仮釈放等」に改め、同条第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第二項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

「を」刑事訴訟法第四百八十四條から第四百八十九條までの「に」、「仮出獄」を「仮釈放」に、「収監について」を「収容について」に改める。

第三十條の見出し中「仮釈放」を「仮釈放等」に改め、同条第一項中「在監在院中」を「刑事施設、労役場又は少年院に収容されている間」に、「入監入院を」を「その収容」に改め、同条第二項中「仮出獄又は仮退院に」を「仮釈放又は仮退院に」に、「みづから」を「自ら」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

第四十八條第一項中「言渡」を「言渡し」に、「仮出獄」を「仮釈放」に、「受け終つた」を「受け終わった」に改め、同条第二項中「在監者少年院収容受刑者を含む」を「第五十四條及び第五十五條の二において同じ。」を「受刑者」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第三項及び第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十一條の見出し中「仮釈放」を「仮釈放等」に改め、同条第一項及び第二項中「もとづき、仮出獄」を「基づき、仮釈放」に改め、同条第三項中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

第五十條第一項中「監獄」を「刑事施設」に改め、「(以下「収容施設」という。))」を削り、「収容施設」を「刑事施設又は少年院の」に改め、同条第二項及び第三項中「収容施設」を「刑事施設又は少年院」に改める。

第三十二條中「監獄」を「刑事施設」に、「仮出獄」を「仮釈放」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に改め、同条第三十三條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第三号中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

第五十二條の見出し中「在監者及び在院者の」を「社会復帰のための」に改め、同条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第四十四條の見出しを「(仮釈放の取消し)」に改め、同条第一項中「仮出獄の取消」を「仮釈放の取消し」に改め、同条第二項中「仮出獄の取消」を「仮釈放の取消し」に、「且つ」を「かつ」に改め、同条第三項中「刑事訴訟法中収監に関する

第五十四條第二項中「在監者」を「刑事施設又は労役場に収容されている者」に、「およびやす」を「脅かす」に改める。

第五十五條の二第三項中「在監者又は在院者」を「刑事施設、労役場又は少年院に収容されて

第六一

いる者」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第五十七条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第五十八条第一項中「なした」を「した」に、「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

(刑事補償法の一部改正)

第二十七条 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「収監状」を「収容状」に改める。

(公職選挙法の一部改正)

第二十八条 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第一項第三号中「監獄」を「刑事施設、労役場、監置場」に改める。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

第二十九条 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二十五条の二第一項中「に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「仮出獄を許されている」を「仮釈放中の」に改める。

第六十二条第三項中「(支所及び分院の長を含む。以下同じ。)」を削り、「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第四項中「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

(逃亡犯罪人引渡法の一部改正)

第三十条 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「人違」を「人違い」に、「監獄」を「刑事施設」に、「すみやかに且つ」を「速やかに、かつ」に改める。

第十五条の見出し中「引渡」を「引渡し」に改め、同条本文中「引渡」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「引渡」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に、「取消」を「取消し」に改める。

第十七条第一項中「監獄」を「刑事施設」に、「引渡」を「引渡し」に改め、同条第五項中「監獄」を「刑事施設」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「引渡」を「引渡し」に改める。

第二十条第一項中「引渡」を「引渡し」に、「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に、「引渡」を「引渡し」に、「求」を「求め」に改める。

第二十二條第四項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同条第五項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第六項中「取消」を「取消し」に、「監獄」を「刑事施設」に、「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第二十七条第二項及び第二十九条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(執行猶予者保護観察法の一部改正)

第三十一条 執行猶予者保護観察法(昭和二十九年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改める。

(売春防止法の一部改正)

第三十二条 売春防止法(昭和三十一年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第三項中「婦人補導院若しくは監獄」を「婦人補導院の長若しくはその指名する婦人補導院の職員若しくは刑事施設の長若しくはその指名する刑事施設」に改める。

第二十八條第二項中「同法」を「予防更生法」に、「第五十条第一項」を「第五十条」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十一条中「第四十八條の三第二項」を「予防更生法第四十八條の三第二項」に、「監獄」を「刑事施設」に、「仮出獄」を「仮釈放」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第三十三條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五十三号の二中「特定刑行施設」を「特定刑事施設」に改める。

(國際搜查共助等に関する法律の一部改正)

第三十四條 國際搜查共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十九條第三項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第二十條第四項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十二條を次のように改める。

第二十二條 第二十條第四項の規定による国内受刑者の要請国の官憲への引渡しは、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)第二十九條、第三十條、第六十二條第一項、第七十七條第一項、第二項及び第四項、第七十九條第四項、第九

十九條第三項及び第四項、第百十九條第一項(第百二十條第三項において準用する場合を含む。)、第百二十一條第三項(第百二十二條第四項及び第百二十三條第四項において準用する場合を含む。))並びに第二編第十三章の規定の適用については、釈放でないものとみなす。

2 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律第三十一条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十二条、第七十七條第五項(第一号に係る部分に限る。)、第七十八條及び第百二十九條の規定は、第二十條第四項の規定により要請国の官憲に引き渡した国内受刑者が逃走し、又は死亡した場合におけるその者に係る遺留物又は作業報奨金について準用する。

(国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十五條 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十八條第十項及び第三十二條第十一項中「とあるのは」を「とあるのは」に、「読み替える」を「」同項第二号中「監獄」とあるのは「刑事施設」と読み替える」に改める。

(民事訴訟法の一部改正)

第三十六條 民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第百二條第三項中「在監者」を「刑事施設に収容されている者」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

(少年法等の一部を改正する法律の一部改正)

第三十七条 少年法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第四百十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第五項中「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

(国際受刑者移送法の一部改正)

第三十八条 国際受刑者移送法の一部を次のように改正する。

第十五条第二項及び第十六条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第十九条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「受入収監状」を「受入収容状」に改め、同条第三項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄官吏」を「刑事施設の長又はその指名する刑事施設の職員」に改め、同条第四項中「受入収監状」を「受入収容状」に、「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十一条中、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条、第三条から第七条まで、第十一から第十六条まで、第十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条から第六十六条まで、第六十八から第七十条まで及び第七十三から第七十五条まで」を削り、「犯罪者予防更生法」を「並びに犯罪者予防更生法」に改め、「並びに構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第十一条及び第十二条の二」を削る。

第二十二条の見出し中「仮出獄を」「仮釈放」に改め、同条中「には」を「については」に、「仮出獄を許す」を「仮釈放をする」に改める。

第二十三条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第二十四条の見出しを「(仮釈放期間の終了の特則)」に改め、同条第一項中「につき仮出獄を許された」を「についての仮釈放に改め、同条第二項中「につき仮出獄を許された」を「についての仮釈放」に、「仮出獄前」を「仮釈放前」に改める。

第二十九条中「監獄」を「刑事施設」に、「在監する」を「収容されている」に、「収監された」を「刑事施設に収容された」に改める。

第三十一条第一項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改め、同条第二項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十二条第一項中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第三十四条第二項中「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第三十九条第一項中「仮出獄」を「仮釈放」に、「在監する監獄」を「収容されている刑事施設」に改める。

第四十二条中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(構造改革特別区域法の一部改正)
第三十九条 構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条の前の見出し中「監獄法等」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律等」に改め、同条第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第一条第一項に規定する監獄」を「刑事施設(刑事施設ニ於ケル刑事被告人ノ収容等ニ関スル法律(明治四十一年法律第二十八号)第二条の規定により代用されるものを除く。次条において同じ。)」に、「同法」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第号)」に、「付設された」を「附置された」に改め、同項第四号中「監房」を「居室」に改め、同項第八号を次のように改める。

八 被収容者が収容の際に所持する現金及び物品その他の金品について領置その他の措置を行うために必要な検査の実施

第十一条第四項及び第五項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

第十一条の二第一項中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に、「監獄法第一条第一項に規定する監獄」を「刑事施設」に、「付設された」を「附置された」に改める。

別表第一号及び第一号の二中「特定行刑施設」を「特定刑事施設」に改める。

(法務省設置法の一部改正)
第四十条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「仮出獄を」「仮釈放」に改め、同条第十五号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第八条第二項中「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第号)」に、「監獄として」を「刑事施設として」に改める。

第九条第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に、「附設する」を「附置する」に改める。

理由
刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、刑事施設の基本及びその管理運営に関する事項を定めるとともに、受刑者等の権利及び義務の範囲、その生活及び行動を制限する場合の要件及び手続、受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力を育成するために効果的な処遇方法等を定めるほか、受刑者等による不服申立ての制度を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、現行の監獄法が、被収容者の権利義務関係や職員の権限が明確ではなく、受刑者処遇の内容についても十分な規定が設けられていないなど、今日では極めて不十分なものとなっており、他方で、治安情勢の悪化を受けて、国民が安心して暮らせる安全な社会の実現が強く求められていることから、受刑者の処遇に当たる行刑の役割は一層重要なものとなつていくことにかんがみ、刑事施設の適正な管理運営を図るとともに、刑事施設に収容されている受刑者等について、その人権を尊重しつつ、適切な処遇を行うため、所要の法整備を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 刑事施設の基本及びその管理運営
刑事施設に収容される被収容者の種類と相互の分離、刑事施設視察委員会の設置、組織

及び権限、職員の職務権限の範囲と限界、その他刑事施設の適正な管理運営を図るための規定等を整備すること。

2 受刑者の処遇

(一) 受刑者の権利及び義務の範囲を明らかにするとともに、その生活及び行動に制限を加える必要がある場合につき、その根拠及び限界を定めること。

(二) 受刑者に対して、衣食住その他の適正な生活条件の保障を図るとともに、医療、運動等その健康の維持のために適切な措置を講ずること。

(三) 受刑者ごとに作成する処遇要領に基づく矯正処遇、自発性及び自律性を涵養するための生活や行動の制限の緩和、改善更生の意欲を喚起するための優遇措置その他の受刑者の改善更生の意欲を喚起し、社会生活に適応する能力の育成を図るための処遇方法を定めること。

四 面会、信書の発受等の外部交通についての規定を整備すること。

(五) 一定の刑事施設の長の措置についての審査の申請、身体に対する違法な有形力の行使等についての事実の申告等の不服申立制度を整備すること。

3 労役場留置者の処遇等

労役場留置者の処遇、刑事施設に代用される警察留置場に係る規定の整備その他所要の措置を講ずること。

4 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案及び同報告書 保険業法等の一部を改正する法律案及び同報告書

び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修及び訓練を行うものとする。

附 則

(法務省設置法の一部改正)

第四十条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「仮出獄」を「仮釈放」に改め、同条第十五号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第八条第二項中「監獄法(明治四十一年法律第二十八号)」を「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律(平成十七年法律第 号)」に、「監獄として」を「刑事施設として」に改める。

第九条第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に、「附設する」を「附置する」に改める。

第十一条第一項第二号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

(検討)

第四十一条 政府は、施行日から五年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(別紙)

刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 刑事施設における過剰収容状況を早期に解消し、単独室原則を考慮した居室環境や一日一時間間を目標とした運動環境の検討を含め、被収容者の生活環境の一層の改善を図るとともに、刑事施設職員の苛酷な執務環境を改善するため、必要かつ十分な予算を確保し、刑事施設の人的・物的整備に努めること。

二 刑事施設における十分な医師等を確保し、地域医療との連携を更に強化し、矯正医療体制の充実を努めること。また、医療上の措置を必要とする受刑者に対しては、できるだけ受刑者本人の診療希望に配慮すること。

三 外部通勤及び外出・外泊制度等については、本制度が導入された趣旨を踏まえ、対象者の選定などにおいて、適切な運用に努めること。

四 刑事施設視察委員会は、幅広く各階各層から委員を選任することとし、委員会が刑事施設の長に述べた意見は、本制度が導入された趣旨にかんがみ、十分尊重すること。

五 薬物犯罪者や性犯罪者を含む受刑者の再犯を防止するため、適切な処遇プログラムの策定、専門的知識を有する民間人の活用、社会の支援体制の強化など、矯正処遇及び社会内処遇を強化する施策を講ずること。

六 受刑者の生活及び行動に対する制限については、隔離、保護室への収容、懲罰の執行中の行動制限などが合理的な限度を超えることがないよう、適切な運用に努めること。

七 代用監獄制度のあり方を含め、未決拘禁者等の処遇等については、日本弁護士連合会との協議を迅速に進め、早期の法整備の実現に努めること。

右 保険業法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

平成十七年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

保険業法等の一部を改正する法律

(保険業法の一部改正)

第一条 保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二百七十一条の二の四」を「第二百七十一条の二の三」に、「第十章の二」を「第十一章」

に、「第十一章 雑則(第二百七十二条―第二百七十四条)」を

「第十二章 少額短期保険業者の特例」
第一節 通則(第二百七十二条―第二百七十四条)
第二節 業務等(第二百七十二条の二)
第三節 経理(第二百七十二条の三)
第四節 監督(第二百七十二条の四)
第五節 保険契約の包括移転等(第二百七十二条の五)
第六節 株主
第一款 少額短期保険主要株主
第二款 少額短期保険持株会社
第三款 雑則(第二百七十二条の六)
第十三章 雑則(第二百七十三条―第二百七十四条)

「第二章 生命保険募集人及び損害保険募集人及び所属保険会社」
第一節 生命保険募集人及び損害保険募集人(第二百七十六条―第二百七十八条)
第二節 所属保険会社等(第二百八十一条―第二百八十五条)

二百七十二条の十)
十一―第二百七十二条の十四)
五―第二百七十二条の十八)
九―第二百七十二条の二十八)
二百七十二条の二十九・第二百七十二条の三十)
(第二百七十二条の三十一―第二百七十二条の三十四)
(第二百七十二条の三十五―第二百七十二条の四十)
四十―第二百七十二条の四十三)
二百七十二条の四十二)

代理店並びに所属保険会社
代理店(第二百七十六條) 第二百八十二条を
三条―第二百八十五条を

八十二条)に改める。
二百八十五条)

第二条第一項中、「不特定の者を相手方として」を削り、「他の法律に特別の規定のあるもの」を「次に掲げるもの」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 他の法律に特別の規定のあるもの
- 二 次に掲げるもの
- イ 地方公共団体がその住民を相手方として行うもの
- ロ 一の会社等(会社(外国会社を含む。以下

下この号において同じ。)その他の事業者(政令で定める者を除く。)をいう。又はその役員若しくは使用人(役員又は使用人であった者を含む。以下この号において同じ。)が構成する団体がその役員若しくは使用人又はこれらの者の親族(政令で定める者に限る。以下この号において同じ。)を相手方として行うもの

ハ 一の労働組合がその組合員(組合員で

あつた者を含む。)又はその親族を相手方として行うもの

二 会社が同一の会社の集団(一の会社及び当該会社の子会社の集団をいう。)に属する他の会社を相手方として行うもの

ホ 一の学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)又はその学生が構成する団体がその学生又は生徒を相手方として行うもの

ヘ 一の地縁による団体(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体であつて、同条第二項各号に掲げる要件に該当するものをいう。)がその構成員を相手方として行うもの

ト イからハまでに掲げるものに準ずるものとして政令で定めるもの

三 政令で定める人数以下の者を相手方とするもの(政令で定めるものを除く。)

第二編第十一章中「第二章及び」を

「第二編第十一章及び第二章並びに」に改め、

同条第二十二項を同条第二十六項とし、同条第二十一項中「及び損害保険募集人」を「損害保

險募集人及び少額短期保険募集人」に、「所属保

險会社」を「所属保険会社等」に改め、同項を同

条第二十五項とし、同条第二十項中「所属保

險会社」を「所属保険会社等」に、「又は損害保

險募集人」を「損害保険募集人又は少額短期保

險募集人」に改め、「外国保険会社等を含む。」の下

に「又は少額短期保険業者」を加え、同項を同条

第二十四項とし、同条第十九項を同条第二十一

項とし、同項の次に次の二項を加える。

22 この法律において「少額短期保険募集人」とは、少額短期保険業者の役員若しくは使用人又は少額短期保険業者の委託を受けた者(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)若しくはその者の役員若しくは使用人で、その少額短期保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行うものをいう。

23 この法律において「保険募集人」とは、生命保険募集人、損害保険募集人又は少額短期保険募集人をいう。
第二条中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項の次に次の二項を加える。

17 この法律において「少額短期保険業」とは、保険業のうち、保険期間が二年以内の政令で定める期間以内であつて、保険金額が千万円を超えない範囲内において政令で定める金額以下の保険(政令で定めるものを除く。)のみの引受けを行う事業をいう。

18 この法律において「少額短期保険業者」とは、第二百七十二条第一項の登録を受けて少額短期保険業を行う者をいう。
第二条の二第一項各号列記以外の部分中「保険会社」を「保険会社等(保険会社又は少額短期保険業者をいう。以下同じ。)」に、「第十章の二第一節及び第二節並びに第十一章」を「第十一章第一節及び第二節、第十二章並びに第十三章」に改め、同項第一号から第三号まで及び第五号から第七号までの規定中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

(名義貸しの禁止)

第七条の二 保険会社は、自己の名義をもつて、他人に保険業を行わせてはならない。

第九条第一項中「第百十三条後段」の下に「第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。次条において同じ。」を加える。

第十五条第一項中「第百十三条前段」の下に「(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十一条第一項中「相互保険会社登記簿」を「相互会社登記簿」に改める。

第二十五条第二項第六号及び第二十七条第二項第六号中「第百十三条後段」の下に「(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第二十九条第二項中「第三条第一項の免許」の下に「又は第二百七十二条第一項の登録」を加える。

第三十八条第一項中「千名以上の社員」の下に「(少額短期保険業者である相互会社のうち政令で定めるもの(以下「特定相互会社」という。))にあっては、政令で定める数以上の社員」を加える。

第三十九条第一項中「三千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員)」を加える。

第四十条第一項及び第四十五条第一項中「千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加える。

第四十六条第一項中「三千名以上の社員」の下

に「(特定相互会社にあつては、第三十九条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加える。

第四十七条第一項中「千名以上の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第三十八条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加える。

第五十条第一項中「相当する数の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、政令で定める数以上の社員)」を加える。

第五十一条第二項中「又八三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社(保険業法第三十八条第一項二規定スル特定相互会社ヲ謂フ以下同ジ)ニ於テハ同法第三十九条第一項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を、「若ハ三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ同項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を、「千分ノ三以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加える。

第五十二条の二第二項中「次に」を「大会社又はみなし大会社であつて、次に」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の「大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する商法特例法第一条の二第一項に規定する相互会社をいい、前項の「みなし大会社」とは第五十九条第一項において読み替えて準用する商法特例法第二条第二項の定款の定めがある相互会社をいう。

第五十二条の三第一項中「委員会等設置相互

会社」とはの下に、「前条第二項に規定する大会社又はみなし大会社であつて」を加える。

第五十三条第二項中「及び第二百七十三条から第二百七十九条ノ二まで」を「並びに第二百七十三条から第二百七十九条ノ二まで及び第二百八十条第二項」に改め、「又八三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を、「若ハ三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ同項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を、「千分ノ三以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項二規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加える。

第五十五条第二項中「第百十三条前段」の下に「(第二百七十二条の十八において準用する場合を含む。)」を加える。

第五十九条第一項中「作成及び監査」の下に「第二百八十一条ノ二(計算書類及び附属明細書の監査役への提出、第二百八十一条ノ三(監査報告書)」を加え、「第二百八十三条第一項から第三項まで(計算書類の報告及び承認)」を「第二百八十三条第一項から第五項まで(計算書類の報告、承認及び公開)」に、「第二条第一項」を「第二条(に、第十九条第一項(を第十九条(に、第十九条の二(連結計算書類)並びに第十九条の三(監査役による連結子会社の調査等)」を「並びに第十九条の二から第二十一条まで(連結計算書類、監査役による連結子会社の調査等、大会社又はみなし大会社に該当しなくなる場合の経過措置、新たに大会社又はみなし大会社となる場合の経過措置)」に改め、「剰余

金」との下に、「同法第二百八十一条ノ二第一項中「定時総会」とあるのは「定時社員総会(総代会ヲ設ケタル場合ニ於テハ定時総代会)」と、同法第二百八十一条ノ三第一項中「第二百八十一条第一項各号」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項各号」と、同条第二項第六号中「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第七号及び第八号中「利益」とあるのは「剰余金」と、同項第九号中「第二百八十一条第一項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第一項」と、「営業報告書」とあるのは「事業報告書」と、同項第十一号中「第二百七十四条ノ三第一項」とあるのは「保険業法第五十三条第二項ニ於テ準用スル第二百七十四条ノ三第一項」と、同条第三項中「第二百八十一条第三項」とあるのは「保険業法第五十九条第一項ニ於テ準用スル第二百八十一条第三項」と、同条第二項中「資本」とあるのは「基金(保険業法第五十六条の基金償却積立金を含む。の総額」と、「株式会社」とあるのは「相互会社」と、商法特例法第三条第一項に、「同法第三百三十条第三項」とあるのは「保険業法第四十八条第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」とを「電子公告(同法第六十六条第六項の電子公告をいう。以下同じ。に準ずるものとして法務省令」とあるの

は「電磁的方法(保険業法第四十八條第二項の電磁的方法をいう。)であつて内閣府令」と、に改め、「第百八十三條第一項において準用する商法」との下に、「同條第二項中「商法第二百八十三條第二項、第二百八十一條ノ二」とあるのは「保險業法第五十三條第二項において準用する商法第二百八十三條第二項並びに保險業法第五十九條第一項において準用する商法第二百八十一條ノ二」と、「第二百八十三條第四項、第五項及び第七項」とあるのは「第二百八十三條第四項及び第五項」とを加え、「読み替える」を、「商法特例法第二十条中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同條第二項第二号中「資本の額」とあるのは「基金(保險業法第五十六條の基金償却積立金を含む。)の総額」と、商法特例法第二十一条中「株式会社」とあるのは「相互会社」と、「定時総会」とあるのは「定時社員総会」と、同條第五項中「資本の額」とあるのは「基金(保險業法第五十六條の基金償却積立金を含む。)の総額」と、「株主總會」とあるのは「社員總會」と読み替える」に改め、同條第二項中「附屬明細書」の下に、「前項において準用する同法第二百八十三條第五項の貸借対照表の要旨」を加える。

第六十四條中「相互保險会社登記簿」を「相互会社登記簿」に改める。

第六十八條第一項中「保險業を営む」を「保險会社である」に改め、「変更して」の下に「保險会社である」を加え、同條第五項中「第三項を」第四項に改め、同項を同條第六項とし、同條第四項を同條第五項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第二項中「前項」を「前二項」に、

「第六條第一項の政令で定める額」を、「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第一項の組織変更 第六條第一項の政令で定める額

二 前項の組織変更 第二百七十二條の四第一項第二号の政令で定める額

第六十八條第二項を同條第三項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 少額短期保險業者である株式会社は、その組織を変更して少額短期保險業者である相互会社とすることができる。

第六十九條第四項第二号中「前條第三項」を「前條第四項」に、「同條第五項」を「同條第六項」に改める。

第七十條第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第一項又は第二項」に改める。

第七十九條第二項第一号及び第三号中「保險会社」を「保險会社等」に改める。

第八十五條中「相互会社」を「保險会社である相互会社」に、「保險業を営む」を「保險会社である」に改め、同條に次の一項を加える。

2 少額短期保險業者である相互会社は、その組織を変更して少額短期保險業者である株式會社とすることができる。

第八十六條第七項中「第百十四條第一項」の下に「第二百七十二條の十八において準用する場合を含む。」を加える。

第八十七條第二項中「第六十八條第一項」を「第六十八條第一項又は第二項」に改める。

第九十三條第二項第一号及び第四号中「保險会社」を「保險会社等」に改める。

第九十八條第一項第一号中「含む。」の下に「少額短期保險業者、船主相互保險組合(船主相互保險組合法昭和二十五年法律第百七十七号)第二條第一項(定義)に規定する船主相互保險組合をいう。）」を加える。

第九十九條第八項の表第十一條第十項の項中「第二百七十二條」を「第二百七十三條」に改める。

第百條の二中「説明」の下に、「その業務に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱い、その業務を第三者に委託する場合における当該業務の的確な遂行」を加える。

第百六條第一項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 少額短期保險業者

第百六條第一項第十二号中「又はその子會社の営む業務を」その子會社(第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第七項において同じ。)その他これらに類する者として内閣府令で定めるものの営む業務」に改め、同條第二項第一号中「前項第三号」を「前項第二号の二」に改め、同條第七項中「若しくはその子會社」を「その子會社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同條第八項中「規定は、」の下に「保險会社である」を加える。

第百十四條第一項中「保險業を営む」を「保險会社である」に改める。

第百十八條第一項を次のように改める。

保險会社は、運用実績連動型保險契約(その保險料として收受した金銭を運用した結果に基づいて保險金、返戻金その他の給付金を支払うことを保險契約者に約した保險契約を

いう。)その他の内閣府令で定める保險契約について、当該保險契約に基づいて運用する財産をその他の財産と區別して經理するための特別の勘定(以下この條において「特別勘定」という。)を設けなければならない。

第百十八條第二項第二号中「財産」の下に「当該」を加え、同條に次の一項を加える。

3 特別勘定に属する財産の管理の方法その他特別勘定に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第百二十八條第二項中「子會社」を「子法人等(子會社その他保險会社がその經營を支配している法人として内閣府令で定めるもの)をいう。次項並びに次條第二項及び第三項において同じ。又は当該保險会社から業務の委託を受けた者」に改め、同條第三項中「子會社」を「子法人等又は当該保險会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第百二十九條第二項中「子會社」を「子法人等若しくは当該保險会社から業務の委託を受けた者」に改め、同條第三項中「子會社」を「子法人等又は当該保險会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第百五十一條中「三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互會社ニ於テハ保險業法第三十九條第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加える。

第百五十二條第三項中「保險会社」を「保險会社等」に改め、同項第二号中「免許」を「第三條第一項の免許又は第二百七十二條第一項の登録」に改める。

第百五十三條第一項第一号中「保險会社」を

「保険会社等」に改め、同条第二項第一号中「当該決議を」を「当該決議による認可の申請にあつては、当該決議」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第百五十四条中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第百五十五条第一号中「第百三十五条第一項」の下に「(第百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第百三十七条第一項」の下に「(第百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第百三十七条第二項」の下に「(第百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四項に改め、「場合」の下に「及び第百七十二条の二十九において準用する場合」を加える。

第百五十七条第二項中「千分の五以上に相当する数の社員」の下に「(特定相互会社にあつては、第五十条第一項に規定する政令で定める数以上の社員)」を加え、同条第五項中「千分ノ五以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第五十条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加え、「保険業法第百五十七条第二項」を「同法第百五十七条第二項」に改める。

第百六十二条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第二項中「第六十八条第五項」を「第六十八条第六項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に、「第三項」を「第四項」に改める。

第百六十三条第一項、第百六十四条第一項、

第百六十五条第一項、第百六十五条の二第一項並びに第百六十六条第一項及び第三項から第五項までの規定中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第百六十七条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第二項第二号中「当該合併」を「保険会社による認可の申請にあつては、当該合併」に改め、同条第三号中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社と少額短期保険業者との合併に係るものであるときは、合併後存続する会社又は合併により設立される会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

第百六十八条の見出しを「(みなし免許等)」に改め、同条第一項中「時に、」の下に「保険会社を当事者とする合併にあつては」を、「免許」の下に「を受けたものとみなし、保険会社を当事者」とし合併にあつては第百七十二条第一項の登録を加える。

第百六十九条中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第百七十三条の六第二項第二号中「当該分割」を「保険会社による認可の申請にあつては、当該分割」に改め、同条に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の認可の申請が保険会社の保険契約を承継させる分割に係るものであるときは、当該保険契約を承継する会社が保険会社でなければ、同項の認可をしてはならない。

第百七十四条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社が免許」

を「保険会社等が第三項第一項の免許又は第百七十二条第一項の登録」に改め、同条第六項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第九項中「に係る保険会社」を「に係る保険会社等」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第百七十五条第一項及び第百七十六条中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第百七十七条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第三項中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第百七十九条第一項中「保険会社」を「保険会社等」に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改め、同条第二項中「及び第百二十九条第一項」を、「第百二十九条第一項、第百七十二条の二十二第一項及び第百七十二条の二十三第一項に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第百八十三条第一項中「又ハ三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を、「若ハ三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ同項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加える。

第百八十四条中「三千名以上ノ社員」の下に「(特定相互会社ニ於テハ保険業法第三十九条第一項ニ規定スル政令ニ定ムル数以上ノ社員)」を加える。

第百九十条第九項中「国債」を「国債証券、地方債証券」に改め、「第百二十三条第十項」の下に「第百七十二条の五第九項」を加え、同条第十項第二号中「第百七十二条」を「第百

七十三条」に改める。
第百九十九条中「共同行為について」の下に「第七條の二」を加え、「同法第百七十二条」を「同法第百七十三条」に、「設ける」を「設けなければならない」に改める。

第百九十条第二項中「同じ。」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者(前項の保険の引受けの代理をする者を除く。次項において同じ。)」を加え、同条第三項中「特殊関係者」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者」を加える。

第百九十一条第二項中「特殊関係者」の下に「若しくは当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者」を加え、同条第三項中「特殊関係者」の下に「又は当該外国保険会社等から日本における業務の委託を受けた者」を加える。

第百九十二条第一項第二号中「第百七十二条」を「第百七十三条」に改め、同条第六項中「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。
第百九十四条及び第百九十五条中「外国相互保険会社登記簿」を「外国相互会社登記簿」に改める。

第百九十三条第十項中「国債」を「国債証券、地方債証券」に改める。

第百九十六条に次の二項を加える。
2 内閣総理大臣は、引受社員の日本における業務の健全かつ適切な運営を確保し、日本における保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該引受社員の属する免許特定法人

又は当該引受社員から日本における業務の委託を受けた者(当該引受社員及び総代理店を除く。次項並びに次条第二項及び第三項において「免許特定法人等から業務の委託を受けた者」という。)に対し、当該免許特定法人又は引受社員の日本における業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

第二百二十七条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、免許特定法人等から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、その免許特定法人若しくは引受社員に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 免許特定法人等から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

第二百三十五条第六項中「第二百二十六条及び第二百二十七条を」第二百二十六条第一項及び第二百二十七条第一項に、「清算保険会社」を「清算保険会社等」に改める。

第二百四十条第一項第一号中「第二百七十二条」を「第二百七十三条」に改め、同項第三号中「第一百十條第一項及び第三項」を「第七條の二、

第一百十條第一項及び第三項」に改める。

第二百四十条の二第二項中「第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章を」及び第二百四十条の六を除き、以下この節」に改める。

第二百四十一条第一項中「保険会社の業務」を「保険会社等若しくは外国保険会社等の業務」に、「当該保険会社に対し」を「当該保険会社等又は外国保険会社等に対し」に、「当該保険会社の株式の他の保険会社」を「当該保険会社等若しくは外国保険会社等の株式の他の保険会社等、外国保険会社等」に改め、同条第二項第三号中「前二号」を「前各号」に、「(保険会社)を」(「保険会社等及び外国保険会社等」に、「保険会社を」(「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等を」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 株式を取得することにより少額短期保険業者を子会社とする持株会社となることについて第二百七十二条の三十五第一項の承認を受けた会社

第二百四十一条第二項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社

第二百四十一条第三項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第二百四十二条第一項中「(保険会社)」を「(保険会社等又は外国保険会社等)」に改める。

第二百四十三条第一項及び第二項中「(保険会社)を「(保険会社等)」に改める。

第二百四十五条を次のように改める。

(業務の停止)

第二百四十五条 管理を命ずる処分があつたときは、被管理会社は、次に掲げる業務を除き、その業務を停止しなければならない。ただし、保険管理人の申出により、その業務の一部を停止しないことについて内閣総理大臣が必要があると認めた場合の当該業務の一部については、この限りでない。

一 第二百六十六条第一項に規定する加入機構と第二百七十条の六の七第三項の規定による契約を締結した場合において、第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約(以下この条において「補償対象契約」という。)に係る保険金請求権その他の法令で定める権利に係る債権者の請求に基づき、当該補償対象契約の保険金その他の給付金(当該補償対象契約の保険金その他の給付金の額に、当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して内閣府令・財務省令で定める率を乗じて得た額に限る。以下「補償対象保険金」という。)の支払を行う業務(以下「補償対象保険金支払業務」という。)

二 内閣府令・財務省令で定める期間内における特定補償対象契約(補償対象契約のうち保険契約者等の保護のためその存続を図る必要性が低いものとして内閣府令・財務省令で定めるものをいう。以下同じ。)の解約に係る業務(解約返戻金その他これに類する給付金の支払に係るものを除く。以下「特定補償対象契約解約関連業務」という。)

第二百四十七条第一項中「図ること」の下に「又は特定補償対象契約の解約に係る業務その他の業務が円滑に行われること」を加える。

第二百四十九条の三第一項中「第三百三十六条」の下に「(第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。次項において同じ。)」を加え、同条第六項中「第十六条の二第一項、第三十六条の二第一項」の下に「(第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)」を加える。

第二百五十条第一項中「(保険会社)を「(保険会社等又は外国保険会社等)」に改め、「第二百十條第一項」の下に「及び第二百七十二条の二十九」を、「当該軽微な変更」の下に、「特定補償対象契約以外の補償対象契約(第二百七十条の三第二項第一号に規定する補償対象契約をいう。)」について第三項第一号に規定する公告等の時以後に収受した保険料により積み立てるべき責任準備金を減額する変更及び特定補償対象契約について同号に規定する公告等の時以後に発生する解約返戻金その他これに類するものとして内閣府令・財務省令で定める給付金に関しこれら以外の当該特定補償対象契約に係る保険金その他の給付金に比して不利な内容を定める変更」を加え、同条第二項中「(保険会社)を「(保険会社等又は外国保険会社等)」に改め、「(係る保険契約)の下に「(特定補償対象契約解約関連業務に係る保険契約を含む。)」を加え、同条第四項中「第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の

会社であるときは「第一項の場合において、保険会社等にあつては」に改め、「第百三十六条第一項」の下に「第百七十二条の二十九において準用する場合を含む。」を加え、「外国保険会社等であるときは」を「外国保険会社等にあつては」に改め、同条第五項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十一条から第二百五十三条までの規定中「第百十條第一項」の下に「及び第百七十二條の二十九」を加える。

第二百五十四條第一項中「保険会社は」を「保険会社等」に、「当該保険会社」を「当該保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、同条第四項中「保険会社」を「保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十五條第一項及び第三項中「保険会社」を「保険会社等」に改める。

第二百五十五條の二第二項各号列記以外の部分中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同項第一号及び第二号中「保険会社」を「保険会社等、外国保険会社等」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約関連業務」を加える。

第二百五十六條第一項中「保険会社」の下に「(外国保険会社等を含む。第百六十條第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第百

七十条の六を除き、以下この章において同じ。)」を加える。
第二百五十八條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同条ただし書中「保険管理人」とあるのは、「当該破綻保険会社」と読み替えるものとする。

第百六十五條の二十八第二項第三号中「清算保険会社」の下に「清算に係る保険会社をいう。第百七十条の八の二及び第百七十条の八の三において同じ。」を加える。

第百六十七條第一項中「見込みがなく保険契約の移転等を行うことが困難な場合」を「見込みがないことその他の理由により保険契約の移転等を行うことが困難な場合として内閣府令・財務省令で定める場合」に改め、同条第二項中「資料」の下に「その他の内閣府令・財務省令で定める資料」を加える。

第百七十条の三第二項第一号中「額に、」の下に「補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して」を加え、同条第三項中「事項」の下に「として内閣府令・財務省令で定めるもの」を加える。

第百七十条の四第九項中「第百五十五條第一号中「第百三十五條第一項」の下に「第百七十二條の二十九において準用する場合を含む。」を加え、「契約」とあるのは「第百七十条の四第八項の契約」を「契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。）」とあるのは「第百七十条の四第八項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。）」に改め、「(第百二十條第一項)の下に「及

び第百七十二條の二十九」を加える。

第百七十条の五第二項第一号中「額に、」の下に「当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容等を勘案して」を加える。

第百七十条の六第二項第一号中「第百七十四條」を「第百七十四條の二」に改め、同項第三号中「保険業を営む」を「保険会社である」に改める。

第百七十条の六の八第二項中「額に」の下に「当該補償対象契約の種類、予定利率その他の内容、当該請求に係る保険事故が発生した時期等を勘案して」を加える。

第百七十条の八の二第二項中「(第百七十四條第九項に規定する清算保険会社をいう。以下この条及び次条において同じ。)」を削る。

第百七十一条第一項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同条第三項中「及び第百二十七條」を「第百二十七條第一項及び第百七十二條の二十三第一項」に改める。

第百七十一条の二の四を削る。

第百七十一条の四第一項中「五日以内」の下に「(保有する議決権の数に増加がない場合その他の内閣府令で定める場合にあつては、内閣府令で定める日以内)」を加える。

第百七十一条の二十一第一項中「次条第一項第三号」を「次条第一項第二号の二」に改める。

第百七十一条の二十二第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 少額短期保険業者
第百七十一条の二十二第二項第十二号中

「又はその子会社」を「その子会社第一号、第二号及び第八号に掲げる者に限る。第五項において同じ。」その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第五項中「又はその子会社」を「その子会社その他これらに類する者として内閣府令で定めるもの」に改め、同条第六項中「この項」の下に「及び第百七十二條の三十九第六項」を加える。

第百七十一条の二十四の見出し中「業務報告書」を「業務報告書等」に改め、同条第一項中「記載した」の下に「中間業務報告書及び」を加え、同条第二項中「業務報告書の記載事項」を「中間業務報告書及び業務報告書の記載事項」に改め、「その他」の下に「中間業務報告書及び」を加える。

第百七十一条の二十七第一項中「又は当該保険持株会社の子会社当該保険会社と取引するものに限る。次項において同じ。」を「当該保険持株会社の子法人等(子会社その他当該保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第四項において同じ。又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第二項中「子会社」を「子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第百七十一条の二十八第二項中「子会社(当該保険会社と取引するものに限る。第四項において同じ。)」を「子法人等若しくは当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改め、同条第四項中「子会社」を「子法人等又は当該保険持株会社から業務の委託を受けた者」に改める。

第二百七十四条中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加え、同条を第二編第十一章中第二百七十四条の二とする。

第二百七十三条第一号中「又は第二百四十一条第一項を」と、第二百四十一条第一項又は第二百七十二条の二十六第一項に改め、同条第二号中「又は第二百六条を」と、第二百六条、第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七に、「又は第百八十五条第一項の免許」を若しくは第百八十五条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録に改め、同条を第二百七十四条とする。

第二百七十二条の見出し中「免許」を「免許又は登録」に改め、同条第一項中「第二百七十四条において同じ。」を「第二百七十四条の二において同じ。」又は「少額短期保険業者」に、「又は第百八十五条第一項の内閣総理大臣の免許」を「若しくは第百八十五条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改め、同項第五号中「免許」を「免許又は登録」に改め、同条に次の一項を加える。

3 少額短期保険業者が第三条第一項の免許を受けたときは、第二百七十二条第一項の登録は、その効力を失う。

第二百七十二条を第二百七十三条とする。

第二編中第十一章を第十三章とし、第十章の二を第十一章とし、同章の次に次の一章を加える。

第十二章 少額短期保険業者の特例

第一節 通則

第二百七十二条 内閣総理大臣の登録を受けた

者は、第三条第一項の規定にかかわらず、少額短期保険業を行うことができる。

2 少額短期保険業者は、小規模事業者（その収受する保険料が政令で定める基準を超えないものをいう。第二百七十二条の二十六第一項第三号において同じ。）でなければならぬ。

（登録申請手続）

第二百七十二条の二 前条第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 商号又は名称
 - 二 資本の額又は基金の総額
 - 三 取締役及び監査役（委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役の氏名
 - 四 少額短期保険業以外の業務を行うときは、その業務の内容
 - 五 本店その他の事務所の所在地
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。
- 一 定款
 - 二 事業方法書
 - 三 普通保険約款
 - 四 保険料及び責任準備金の算出方法書
- 3 第四条第三項の規定は、前項の規定による同項第一号の定款の添付について準用する。
- 4 第二項第二号から第四号までに掲げる書類には、内閣府令で定める事項を記載しなければならない。

（登録簿への登録）

第二百七十二条の三 内閣総理大臣は、第二百七十二条第一項の登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、次に掲げる事項を少額短期保険業者登録簿に登録しなければならない。

- 一 前条第一項各号に掲げる事項
- 二 登録年月日及び登録番号

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者登録簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（登録の拒否）

第二百七十二条の四 内閣総理大臣は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第二百七十二条の二第一項の登録申請書若しくは同条第二項の添付書類のうちに虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- 一 株式会社又は相互会社（資本の額又は基金（第五十六条の基金償却積立金を含む。次号において同じ。）の総額が政令で定める額以上の会社（商法特例法第一条の二第一項（定義）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）に規定する大会社を除く。）にあつては、商法特例法第二条第二項（会計監査人の監査）（第五十九条第一項において準用する場合を含む。）の定款の定めがあるものに限る。）でない者
- 二 資本の額又は基金の総額が保険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額に満たない株式会社又は相互会社（以下この項において「株式会社等」という。）

いう。）

三 純資産額が前号に規定する政令で定める額に満たない株式会社等

四 定款の規定が法令に適合しない株式会社等

五 第二百七十二条の二第二項第二号及び第三号に掲げる書類に記載された事項が次に掲げる基準に適合しない株式会社等

イ 保険契約の内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること。

ロ 保険契約の内容に関し、特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

ハ 保険契約の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること。

ニ 保険契約の内容が、当該株式会社等の支払能力に照らし、過大な危険の引受けを行うものでないこと。

ホ 保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が、保険契約者等にとつて明確かつ平易に定められたものであること。

六 第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に記載された保険料及び責任準備金の算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであることについて、保険計理人による確認が行われていない株式会社等

七 第百三十三条若しくは第百三十四条の規定により第三條第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第

二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない株式会社等

八 この法律、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和二十九年法律第九十五号)又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない株式会社等

九 他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う業務がその少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがあると認められる株式会社等

十 取締役、執行役又は監査役のうちに次のいずれかに該当する者のある株式会社等

イ 外国の法令上成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者と同様に扱われてい

ロ 禁錮以上の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その

刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百二十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内にその会社の取締役、執行役若しくは監査役又は日本における代表者であった者(これらに類する役職にあつた者を含む。)でその取消しの日から五年を経過しない者

二 第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録(当該登録に類する許可その他の行政処分を含む。)

む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ホ 第三百三十三条の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役、第二百五条若しくは第二百三十一条の規定により解任を命ぜられた日本における代表者、第二百七十二条の二十六第二項の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役又はこの法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役若しくは監査役若しくは日本における代表者(これらに類する役職にあつた者を含む。)で、その処分を受けた日から五年を経過しない者

ヘ 第八号に規定する法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)の規定若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

十一 少額短期保険業を的確に遂行するに足る人的構成を有しない株式会社等

十二 保険会社

2 前項第三号の純資産額は、内閣府令で定めるところにより計算する。

(供託)

第二百七十二条の五 少額短期保険業者は、保

険契約者等の保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める額の金銭を本店又は主たる事務所の最寄りの供託所に供託しなければならない。

2 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者に対し、その少額短期保険業を開始する前に、前項の政令で定める額のほか、相当と認める額の金銭の供託を命ずることができ

3 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、当該少額短期保険業者のために所要の供託金が内閣総理大臣の命令に応じて供託される旨の契約を締結し、その旨を内閣総理大臣に届け出たときは、当該契約の効力の存する間、当該契約において供託されることとなつてゐる金額(以下この条において「契約金額」という。)につき前二項の規定により供託する供託金の全部又は一部を供託しないことができる。

4 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、少額短期保険業者と前項の契約を締結した者又は当該少額短期保険業者に対し、契約金額に相当する金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができ

5 少額短期保険業者は、第一項の規定により供託する供託金第二項の規定により同項の金銭の供託を命ぜられた場合には、その供託金(含む。)につき供託又は第三項の契約の締結を行い、その旨を内閣総理大臣に届け出た

後でなければ、少額短期保険業を開始してはならない。 6 保険契約に係る保険契約者、被保険者又は保険金額を受け取るべき者は、保険契約により生じた債権に関し、当該少額短期保険業者に係る供託金について、他の債権者に先立ち弁済を受ける権利を有する。 7 前項の権利の実行に関し必要な事項は、政令で定める。 8 少額短期保険業者は、第六項の権利の実行その他の理由により、供託金の額(契約金額を含む。)が第一項の政令で定める額に不足することとなったときは、内閣府令で定める日から二週間以内にその不足額につき供託又は第三項の契約の締結(第三百九条第八号において単に「供託」という。)を行い、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 9 第一項、第二項又は前項の規定により供託する供託金は、国債証券、地方債証券その他の内閣府令で定める有価証券をもってこれに充てることができる。 10 第一項、第二項、第四項又は第八項の規定により供託した供託金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、政令で定めるところにより、取り戻すことができる。 一 第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録が取り消されたとき。 二 第二百七十二条第一項の登録が第二百七十三条第二項又は第三項の規定によりその効力を失ったとき。	11 前各項に定めるもののほか、供託金に関し必要な事項は、内閣府令・法務省令で定める。 (少額短期保険業者責任保険契約) 第二百七十二条の六 少額短期保険業者は、政令で定めるところにより、少額短期保険業者責任保険契約を締結し、内閣総理大臣の承認を受けたときは、当該契約の効力の存する間、当該契約の保険金の額に応じて前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金の一部の供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができる。 2 内閣総理大臣は、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、前項の少額短期保険業者責任保険契約を締結した少額短期保険業者に対し、前条第一項、第二項又は第八項の規定により供託する供託金につき供託又は同条第三項の契約の締結をしないことができるのとされた金額の全部又は一部を供託すべき旨を命ずることができる。 3 前二項に定めるもののほか、少額短期保険業者責任保険契約に関し必要な事項は、内閣府令で定める。 (変更の届出) 第二百七十二条の七 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第一項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から二週間以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の届出を受理したときは、その旨を少額短期保険業者登録簿に登録しなければならない。	(標識の掲示等) 第二百七十二条の八 少額短期保険業者は、事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、内閣府令で定める様式の標識を掲示しなければならない。 2 少額短期保険業者以外の者は、前項の標識又はこれに類似する標識を掲示してはならない。 3 少額短期保険業者に対する第七条第二項の規定の適用については、同項中「誤認されるおそれのある文字」とあるのは、「誤認されるおそれのある文字(少額短期保険業者であることを示す文字として内閣府令で定めるものを除く。)」とする。 (名義貸しの禁止) 第二百七十二条の九 少額短期保険業者は、自己の名義をもって他人に少額短期保険業を行わせてはならない。 (取締役等の兼職制限) 第二百七十二条の十 少額短期保険業者の常務に従事する取締役(委員会等設置会社等にあっては、執行役)は、他の会社の常務に従事する場合には、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。 2 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る事項が当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を妨げるおそれがあると認める場合を除き、これを承認しなければならない。 第二節 業務等 (業務の範囲) 第二百七十二条の十一 少額短期保険業者は、	少額短期保険業及びこれに付随する業務を行うことができる。 2 少額短期保険業者は、前項の規定により行う業務のほか、他の業務を行うことができる。ただし、少額短期保険業に関連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が少額短期保険業を適正かつ確実に行うにつき支障を及ぼすおそれがないと認められるものについて、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。 3 第二百七十二条第一項の登録の申請書に申請者が第一項の規定により行う業務以外の業務を行う旨の記載がある場合において、当該申請者がその登録を受けたときには、当該業務を行うことにつき前項ただし書の承認を受けたものとみなす。 (運用の方法) 第二百七十二条の十二 少額短期保険業者は、保険料として收受した金銭その他の資産の運用を行うには、次に掲げる方法によらなければならない。 一 内閣府令で定める銀行その他の金融機関への預金 二 国債その他これに準ずるものとして内閣府令で定める有価証券の取得 三 前二号に掲げる方法に準ずるものとして内閣府令で定める方法 (一の保険契約者に係る保険金額等) 第二百七十二条の十三 少額短期保険業者は、一の保険契約者について、その保険金額の合計額が政令で定める金額を超えることとなる
--	--	--	---

保険の引受けを行つてはならない。

2 第百条の二及び第百条の三の規定は、少額短期保険業者について準用する。この場合において、同条中「保険主要株主」とあるのは「第二百七十二条の三十四第一項に規定する少額短期保険主要株主」と、「保険持株会社」とあるのは「第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社」と読み替えるものとする。

(少額短期保険業者の子会社の範囲等)

第二百七十二条の十四 少額短期保険業者は、その行う業務に従属し、又は付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社以外の会社を子会社としてはならない。

2 少額短期保険業者は、前項に規定する内閣府令で定める業務を専ら営む会社を子会社としようとするときは、第二百七十二条の三十四第一項において準用する第百四十二条の規定又は第百六十七条第一項若しくは第百七十三条の六第一項の規定により事業の譲受け、合併又は分割の認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

3 商法第二百四十四条第六項(親会社の株主の株主総会議事録閲覧権)、第二百六十条ノ四第六項(親会社の株主の取締役会議事録閲覧権)、第二百六十三条第七項(親会社の株主の定款等閲覧権)、第二百八十二条第三項(親会社の株主の計算書類等閲覧権)及び第四百二十条第六項(親会社の株主の計算書類等閲覧権)の規定は、少額短期保険業者である相

互会社の社員(総代会を設けているときは、総代)について準用する。

第三節 経理

(事業年度)

第二百七十二条の十五 少額短期保険業者の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。

(業務報告書等)

第二百七十二条の十六 少額短期保険業者は、事業年度ごとに、業務及び財産の状況を記載した業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 資本の額又は基金(第五十六条の基金償却積立金を含む。)の総額が第二百七十二条の四第一項第一号に規定する政令で定める額以上の会社である少額短期保険業者(次項及び次条において「特定少額短期保険業者」という。)は、前項の業務報告書のほか、中間業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 第百十条第二項の規定は特定少額短期保険業者が子会社その他の当該特定少額短期保険業者と内閣府令で定める特殊の関係のある者(次条及び第二百七十二条の二十五第一項において「子会社等」という。)を有する場合について、第百十条第三項の規定は少額短期保険業者について、それぞれ準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「第二百七十二条の十六第一項及び第二項並びに前項」と読み替えるものとする。

(業務及び財産の状況に関する説明書類)
第二百七十二条の十七 第百十一条第一項、第

三項及び第四項の規定は少額短期保険業者について、同条第二項の規定は特定少額短期保険業者が子会社等を有する場合について、それぞれ準用する。

(事業費等の償却等に関する規定の準用)

第二百七十二条の十八 第百十三条、第百十五条、第百十六条第一項及び第三項、第百十七条並びに第百二十条から第百二十二条までの規定は少額短期保険業者について、第百十四条の規定は少額短期保険業者である株式会社について、それぞれ準用する。この場合において、第百十六条第三項中「前二項」とあるのは「第一項」と、第百二十一条第一項第一号中「内閣府令で定める保険契約に係る責任準備金が健全な保険数理に基づいて」とあるのは「保険料が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により算出されているかどうか、責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により」と読み替えるものとする。

第四節 監督

(事業方法書等に定めた事項の変更)

第二百七十二条の十九 少額短期保険業者は、第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項を変更しようとする場合は、あらかじめ当該変更しようとする旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 少額短期保険業者は、前項の規定による届出が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項の変更である場合には、当該書類に定めた保険料及び責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当

なものであると認められることについて、保険計理人が確認した結果を記載した意見書を提出しなければならない。

3 前項の意見書に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

(事業方法書等に定めた事項の変更の届出等)

第二百七十二条の二十 前条の規定による届出があった場合は、内閣総理大臣が当該届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過した日(当該届出が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項のみの変更に係るものである場合は、当該届出を受理した日の翌日)に、当該届出に係る変更があつたものとする。

2 内閣総理大臣は、前条の規定による届出(第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項のみの変更に係る届出を除く。以下この条において同じ。)に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合していると認めるときは、前項に規定する期間を相当と認める期間に短縮することができる。この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該期間の短縮を通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前条の規定による届出に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合するかどうかについて審査するため相当の期間を要し、当該審査期間が第一項に規定する期間内に終了しないと認める相当の理由があるときは、当該期間を相当と認める期間に延長することができる。

この場合において、内閣総理大臣は、当該届出をした者に対し、遅滞なく、当該延長後の期間及び当該延長の理由を通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前条の規定による届出に係る事項が第二百七十二条の四第一項第五号に規定する基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日の翌日から起算して六十日を経過するまでの期間（前項の規定により当該期間が延長された場合にあつては、当該延長後の期間）内に限り、当該届出をした者に対し、期限を付して当該届出に係る事項について変更を命じ、又は当該届出の撤回を命ずることができる。

（届出事項）

第二百七十二条の二十一 少額短期保険業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 少額短期保険業を開始したとき。
- 二 その子会社の子会社でなくなったとき（第二百七十二条の三十一項において準用する第四百二十二条又は第四百七十三条の六第一項の規定による認可を受けて事業の譲渡又は分割をした場合を除く。）。
- 三 資本の額又は基金の総額を増額しようとするとき。
- 四 定款の変更をしたとき。
- 五 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることがなつたとき。
- 六 その他内閣府令（金融破綻^{たん}処理制度及び

金融危機管理に係るものについては、内閣府令（財務省令）で定める場合に該当するとき。

2 第二条第十五項の規定は、前項第五号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた少額短期保険業者の議決権について準用する。

（報告又は資料の提出）

第二百七十二条の二十二 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があるとき、少額短期保険業者に対し、その業務又は財産の状況に関し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該少額短期保険業者の子法人等（子会社その他少額短期保険業者がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。次項並びに次条第二項及び第三項において同じ。）又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者に対し、当該少額短期保険業者の業務又は財産の状況に関し参考となるべき報告又は資料の提出を求めることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による報告又は資料の提出を拒むことができる。

（立入検査）

第二百七十二条の二十三 内閣総理大臣は、少

額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があるとき、当該職員に、少額短期保険業者の営業所、事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に、少額短期保険業者の子法人等若しくは当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該少額短期保険業者に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 少額短期保険業者の子法人等又は当該少額短期保険業者から業務の委託を受けた者は、正当な理由があるときは、前項の規定による質問及び検査を拒むことができる。

（事業方法書等に定めた事項の変更命令）

第二百七十二条の二十四 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、期限を付して同号に掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

一 保険料の算出方法が、保険金等割合（毎決算期において、その事業年度に保険契約に基づいて支払義務が発生した保険金その他の給付金（これに準ずるものとして内閣

府令で定めるものを含む。）を、当該保険契約により收受した保険料として内閣府令で定めるもので除して得た割合をいう。）その他の収支の状況に照らして、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。

二 責任準備金の算出方法が、保険数理に基づき合理的かつ妥当なものであると認められないとき。

2 内閣総理大臣は、前項に規定する場合のほか、少額短期保険業者の業務若しくは財産の状況に照らして、又は事情の変更により、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、その必要の限度において、第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項の変更を命ずることができる。

（業務改善命令）

第二百七十二条の二十五 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務若しくは財産又は少額短期保険業者及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、当該少額短期保険業者に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、又は提出された改善計画の変更を命じ、その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令であつて、少額短期

保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、少額短期保険業者の保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分に応じ内閣府令・財務省令で定めるものでなければならない。
(登録の取消し等)

第二百七十二条の二十六 内閣総理大臣は、少額短期保険業者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、期限を付して当該少額短期保険業者の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。

一 第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十一号に該当したとき。

二 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けたとき。

三 小規模事業者でなくなつたとき、その他法令の規定に違反したとき。

四 法令に基づく内閣総理大臣の処分又は第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類に定めた事項のうち特に重要なものに違反したとき。

五 公益を害する行為をしたとき。

2 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の取締役、執行役又は監査役が第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、法令の規定に違反する行為をしたとき、又は前項第四号若しくは第五号に該当する行為をしたときは、当該少額短期保険業者に対し当該取締役、執行役又は監査役の解任を命ずることができる。

第二百七十二条の二十七 内閣総理大臣は、少額短期保険業者の財産の状況が著しく悪化し、少額短期保険業を継続することが保険契約者等の保護の見地から適当でないと認めるときは、当該少額短期保険業者の第二百七十二条第一項の登録を取り消すことができる。
(健全性の基準に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十八 第三百三十条の規定は、少額短期保険業者について準用する。

第五節 保険契約の包括移転等
(保険契約の包括移転に関する規定の準用)

第二百七十二条の二十九 第七章第一節の規定は、少額短期保険業者の保険契約の移転について準用する。この場合において、第三百三十五条第一項中「外国保険会社等」とあるのは、「外国保険会社等及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

(事業の譲渡又は譲受け並びに業務及び財産の管理の委託に関する規定の準用)

第二百七十二条の三十 第四百二十二条の規定は、少額短期保険業者を全部又は一部の当事者とする事業の譲渡又は譲受けについて準用する。

2 第七章第三節の規定は、少額短期保険業者がその業務及び財産の管理の委託をする場合について準用する。この場合において、第四百四十四条第一項中「外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。）」とあるのは、「外国保険会社等(内閣府令で定めるものを除く。）」及び少額短期保険業者」と読み替えるものとする。

第六節 株主

第一款 少額短期保険主要株主
(少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者に係る承認等)

第二百七十二条の三十一 次に掲げる取引若しくは行為により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になろうとする者又は少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である会社その他の法人の設立をしようとする者(第二百七十一条の十第一項に規定する国等、第二百七十二条の三十五第一項に規定する持株会社になろうとする会社、同項に規定する者及び少額短期保険業者を子会社としようとする第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を除く。))は、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 当該議決権の保有者になろうとする者による少額短期保険業者の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該議決権の保有者になろうとする者がその主要株主基準値以上の数の議決権を保有している会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為

三 その他政令で定める取引又は行為

2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により一の少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者(第二百七十一条の十第一項に規定する国等、第二百七十二条の三十五第二項に規定する特定

少額短期持株会社及び第二百七十二条の三十七第二項に規定する少額短期保険持株会社を除く。以下この条及び第三百三十三条において「特定少額短期主要株主」という。))は、当該事由の生じた日の属する当該少額短期保険業者の営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第四項において「猶予期限日」という。))までに少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定少額短期主要株主が、猶予期限日後も引き続き少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

3 特定少額短期主要株主は、前項の規定による措置により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたときも、同様とする。

4 内閣総理大臣は、第一項の承認を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者になつた者若しくは少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者として設立された会社その他の法人又は第二項ただし書の承認を受けることなく猶予期限日後も少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である者に

対し、当該少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

5 第二条第十五項の規定は、前各項の場合において、少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

(承認申請手続)

第二百七十二条の三十二 前条第一項又は第二項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合(当該承認を受けようとする者の保有する当該承認に係る少額短期保険業者の議決権の数を、当該少額短期保険業者の総株主の議決権で除して得た割合をいう。第二百七十二条の三十六第一項及び第二百七十二条の四十二第一項において同じ。)に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の少額短期保険業者の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号、名称又は氏名及び住所

三 法人である場合においては、その資本又は出資の額及びその代表者の氏名

四 事業を行っているときは、営業所の名称及び所在地並びにその事業の種類

2 前項の承認申請書には、次条第一項第一号ハ及び第二号ハに該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書面を添付しなければならない。

3 第二条第十五項の規定は、第一項の場合において、承認申請書を提出する者が保有する議決権について準用する。

第二百七十二条の三十三 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした者(以下この条において「申請者」という。)が会社その他の法人である場合又は当該承認を受けて会社その他の法人が設立される場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者又は当該承認を受けて設立される会社その他の法人(以下この号において「法人申請者等」という。)による少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ロ 法人申請者等及びその子会社(子会社となる会社を含む。)の財産及び収支の状況に照らして、当該法人申請者等がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損

なうおそれがあること。

ハ 法人申請者等が、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 第三百三十三条若しくは第三百三十四条の規定により第三条第一項の免許を取り消され、第二百五条若しくは第二百六条の規定により第八十五条第一項の免許を取り消され、第二百三十一条若しくは第二百三十二条の規定により第二百十九条第一項の免許を取り消され、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定により第二百七十二条第一項の登録を取り消され、若しくは第三百七条第一項の規定により第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消された場合又はこの法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の免許若しくは登録(当該免許又は登録に類する許可その他の行政処分を含む。)を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

(2) 第二百七十二条の四第一項第八号に規定する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。)に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

(3) 役員のうち第十二条第一項におい

て読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二各号(取締役の欠格事由)に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからハまでのいずれかに該当する者のある者

二 前号に掲げる場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

イ 取得資金に関する事項、保有の目的その他の当該申請者による少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有に関する事項に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ロ 当該申請者の財産の状況(当該申請者が事業を行う者である場合においては、収支の状況を含む。)に照らして、当該申請者がその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であり、又はその主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

ハ 当該申請者が、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これと同様に扱われている者であつて、その法定代理人が第十二条第一項において読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二各号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一

項第十号イからへまでのいずれかに該当する者であるもの

(2) 第十二条第一項において読み替えて適用する商法第二百五十四条ノ二各号に掲げる者又は第二百七十二条の四第一項第十号イからへまでのいずれかに該当する者

2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において、申請者が保有する議決権について準用する。

(監督に関する規定の準用)

第二百七十二条の三十四 第二百七十一条の十二から第二百七十一条の十四まで及び第二百七十一条の十六の規定は、少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者である少額短期保険主要株主(第二百七十二条の三十一第一項各号に掲げる取引若しくは行為について保有者となる承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第二項ただし書の承認を受けている者をいう。以下同じ。)について準用する。この場合において、第二百七十一条の十二中「第二百二十八条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十二第一項」と、第二百七十一条の十三中「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十三第一項」と、第二百七十一条の十四中「第二百七十一条の十一各号」とあるのは「第二百七十二条の三十三第一項各号」と、「第二百七十二条の三十三第一項又は第二項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認」と、第二百七十一条の十六第一項中「第二百七十一条の十第

一項若しくは第二項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書の承認」と、「同条第一項の認可」とあるのは「同条第一項の承認」と、「当該認可」とあるのは「当該承認」と、同条第二項中「第二百七十一条の十第一項又は第二項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十一第一項又は第二項ただし書の承認」と読み替えるものとする。

2 第二条第十五項の規定は、前項の場合において、少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者が保有する議決権について準用する。

第二款 少額短期保険持株会社
(少額短期保険持株会社に係る承認等)

第二百七十二条の三十五 次に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になろうとする会社又は少額短期保険業者を子会社とする持株会社の設立をしようとする者は、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 当該会社又はその子会社による少額短期保険業者の議決権の取得(担保権の実行による株式の取得その他の内閣府令で定める事由によるものを除く。)

二 当該会社の子会社による第二百七十二条第一項の登録を受ける行為

三 その他政令で定める取引又は行為
2 前項各号に掲げる取引又は行為以外の事由により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった会社(以下「特定少額短期持株会社」という。)は、当該事由の生じた日の属す

る営業年度終了後三月以内に、当該会社が少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった旨その他の内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 特定少額短期持株会社は、前項の事由の生じた日の属する営業年度の終了の日から一年を経過する日(以下この項及び第五項において「猶予期限日」という。)までに少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。ただし、当該特定少額短期持株会社が、猶予期限日後も引き続き少額短期保険業者を子会社とする持株会社であることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合は、この限りでない。

4 特定少額短期持株会社は、前項の規定による措置により少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなったときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。当該措置によることなく少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなったときも、同様とする。

5 内閣総理大臣は、第一項の承認を受けずに同項各号に掲げる取引若しくは行為により少額短期保険業者を子会社とする持株会社になった会社若しくは少額短期保険業者を子会社とする持株会社として設立された会社又は第三項ただし書の承認を受けることなく猶予期限日後も少額短期保険業者を子会社とする持株会社である会社に対し、少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講ずることを命ずることができる。

る。

第二百七十二条の三十六 前条第一項又は第三項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 議決権保有割合に関する事項、取得資金に関する事項、保有の目的その他の少額短期保険業者の議決権の保有に関する重要な事項として内閣府令で定める事項

二 商号

三 資本の額

四 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあっては、取締役及び執行役)の氏名

五 本店その他の営業所の名称及び所在地

2 前項の承認申請書には、定款、貸借対照表、損益計算書、次条第一項第三号に該当しないことを誓約する書面その他内閣府令で定める書類を添付しなければならない。

第二百七十二条の三十七 内閣総理大臣は、第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の承認の申請があつたときは、次のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該承認の申請をした会社又は当該承認を受けて設立される会社(以下この条において「申請者等」という。)及びその子会社(子会社となる会社を含む。第四号において同じ。)の財産及び収支の状況に照らして、当該申請者等がその子会社であり、又はその子会社となる少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を損なうおそれがあること。

二 申請者等が、その人的構成等に照らして、その子会社であり、又はその子会社となる少額短期保険業者の経営管理を的確かつ公正に遂行することができる知識及び経験を有しない者であること。

三 申請者等が第二百七十二条の三十三第一項第一号ハに該当する者であること。

四 申請者等の子会社の業務の内容が第二百七十二条の三十九第三項各号のいずれかに該当するものであること。

2 少額短期保険持株会社（少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて、第二百七十二条の三十五第一項各号に掲げる取引若しくは行為について保有者となる承認を受け、同項の承認を受けて設立され、又は同条第三項ただし書の承認を受けているものをいう。以下同じ。）は、外国の法令に準拠して設立されたものを除き、株式会社でなければならない。

（少額短期保険持株会社の業務範囲等）

第二百七十二条の三十八 少額短期保険持株会社は、次条第一項各号に掲げる会社及びこれらの会社以外の会社で同項又は同条第四項ただし書の規定による内閣総理大臣の承認を受けて子会社とした会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 少額短期保険持株会社は、その業務を営むに当たっては、その子会社である少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営の確保に努めなければならない。

（少額短期保険持株会社の子会社の範囲等）

第二百七十二条の三十九 少額短期保険持株会社は、次に掲げる会社以外の子会社を子会社としようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

一 少額短期保険業者

二 少額短期保険業者の行う業務に従属し、又は付随し、若しくは関連する業務として内閣府令で定める業務を専ら営む会社

2 前項の承認を受けようとする少額短期保険持株会社は、当該承認の申請に係る会社の業務の内容、資本の額、人的構成その他の内閣府令で定める事項を記載した申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の承認の申請があつたときは、当該申請に係る会社が行い、又は行おうとする業務の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを承認しなければならない。

一 当該業務の内容が、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあること。

二 当該業務の内容が、当該申請に係る会社の資本の額、人的構成等に照らして、当該申請に係る会社の経営の健全性を損なう危険性が大きく、かつ、その経営の健全性が損なわれた場合には、当該申請をした少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者の経営の健全性が損なわれることとなるおそれがあること。

4 第一項の規定は、同項各号に掲げる会社以外の会社が、少額短期保険持株会社又はその子会社の担保権の実行による株式又は持分の

取得その他の内閣府令で定める事由により当該少額短期保険持株会社の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該少額短期保険持株会社は、その子会社となつた当該会社を引き続き子会社とすることについて内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、当該会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

5 少額短期保険持株会社が、保険会社を子会社とすることにより保険持株会社になるうとする場合又は保険持株会社である場合には、前条第一項の規定及び前各項の規定を適用せず、第二百七十一条の二十二の規定の定めるところによる。

6 少額短期保険持株会社が、銀行若しくは長期信用銀行を子会社とすることにより銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社になるうとする場合又は銀行持株会社若しくは長期信用銀行持株会社である場合には、前条第一項の規定及び第一項から第四項までの規定を適用せず、銀行法又は長期信用銀行法の相当規定の定めるところによる。

（経理、監督等に関する規定の準用）

第二百七十二条の四十 第二百七十一条の二十三の規定は少額短期保険持株会社の営業年度について、第二百七十一条の二十四の規定は少額短期保険持株会社及びその子会社その他の当該少額短期保険持株会社と内閣府令で定める特殊の関係のある会社（以下この条において「子会社等」という。）の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報告書及び業

務報告書について、第二百七十一条の二十五第一項及び第二項の規定は少額短期保険持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として内閣府令で定めるものを当該少額短期保険持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類について、同条第三項の規定は少額短期保険持株会社について、第二百七十一条の二十六の規定は少額短期保険持株会社の営業報告書及び附属明細書の記載事項について、それぞれ準用する。

2 第二百七十一条の二十七の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社、当該少額短期保険持株会社の子法人等（子会社その他当該少額短期保険持株会社がその経営を支配している法人として内閣府令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、第二百七十一条の二十八第一項の規定は少額短期保険業者を子会社とする少額短期保険持株会社について、同条第二項及び第四項の規定は少額短期保険持株会社の子法人等又は当該少額短期保険持株会社から業務の委託を受けた者について、同条第三項の規定はこれらの規定による立入り、質問又は検査をする職員について、第二百七十一条の二十九第一項の規定は少額短期保険持株会社について、同条第二項の規定は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保険業者について、第二百七十一条の三十の規定は少額短期保険持株会社又は少額短期保険持株会社の子会社である少額短期保

險業者について、それぞれ準用する。この場合において、第二百七十一条の二十七第一項中「第二百八条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十二第一項」と、第二百七十一条の二十八第一項及び第二項中「第二百二十九条第一項」とあるのは「第二百七十二条の二十三第一項」と、第二百七十一条の三十第一項中「第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の認可」と、「同条第一項の認可」とあるのは「同条第一項の承認」と、「当該認可」とあるのは「当該承認」と、同条第二項中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の承認」と、同条第三項中「第二百七十一条の十第二項」とあるのは「第二百七十二条の三十一第二項」と、同条第四項第一号及び第二号中「第二百七十一条の十八第一項の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項の承認」と、同項第三号中「第二百七十一条の十八第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第三項ただし書の承認」と、同項第四号中「第二百七十一条の十八第一項又は第三項ただし書の認可」とあるのは「第二百七十二条の三十五第一項又は第三項ただし書の承認」と読み替えるものとする。

第三款 雑則

(外国少額短期保険主要株主又は外国少額短期保険持株会社に対する法律の適用関係)
第二百七十二条の四十一 少額短期保険業者の

主要株主基準値以上の数の議決権の保有者であつて外国人若しくは外国法人であるもの又は少額短期保険業者を子会社とする持株会社であつて外国の法令に準拠して設立されたもの(以下この条において「外国少額短期保険主要株主等」という。)に対しこの法律を適用する場合における特例及び技術的読替えその他外国少額短期保険主要株主等に対するこの法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(届出事項)

第二百七十二条の四十二 少額短期保険主要株主少額短期保険主要株主であつた者を含む。は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

- 一 第二百七十二条の三十一第一項の承認に係る少額短期保険主要株主になつたとき、又は当該承認に係る少額短期保険主要株主として設立されたとき。
- 二 第二百七十二条の三十二第一項各号に掲げる事項に変更があつたとき(議決権保有割合に変更があつたときを除く。)
- 三 少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者となつたとき。
- 四 少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者でなくなつたとき(第六号の場合を除く。)
- 五 少額短期保険業者の総株主の議決権の百分の五十を超える議決権の保有者でなくなつたとき(前号及び次号の場合を除く。)

く。)

六 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により少額短期保険業者の主要株主基準値以上の数の議決権の保有者となる会社その他の法人を設立する場合に限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したときを含む。)

七 その総株主の議決権の百分の五十を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

2 少額短期保険持株会社(少額短期保険持株会社であつた会社を含む。))は、次の各号のいずれかに該当するときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

一 第二百七十二条の三十五第一項の承認に係る少額短期保険持株会社になつたとき、又は当該承認に係る少額短期保険持株会社として設立されたとき。

二 少額短期保険業者を子会社とする持株会社でなくなつたとき(第五号の場合を除く。)

三 第二百七十二条の三十九第一項各号に掲げる会社を子会社しようとするとき。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき(第二号の場合を除く。)

五 解散したとき(設立、株式移転、合併(当該合併により少額短期保険業者を子会社とする持株会社を設立するものに限る。))又は新設分割を無効とする判決が確定したとき

を含む。)

六 資本の額を変更しようとするとき。

七 その総株主の議決権の百分の五を超える議決権が一の株主により取得又は保有されることとなつたとき。

八 その他内閣府令で定める場合に該当するとき。

3 第二条第十五項の規定は、第一項第七号及び前項第七号に規定する一の株主が取得し、又は保有することとなつた少額短期保険主要株主又は少額短期保険持株会社の議決権について準用する。

(承認の失効)

第二百七十二条の四十三 第二百七十一条の十三第一項の規定は少額短期保険主要株主に係る第二百七十二条の三十一第一項の承認又は同条第二項ただし書の承認について、第二百七十一条の三十三第二項の規定は少額短期保険持株会社に係る第二百七十二条の三十五第一項の承認又は同条第三項ただし書の承認について、それぞれ準用する。

第二百七十五条第一項第一号中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に、「金融機関」を「者」に改め、同項第二号中「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同項第三号中「及び損害保険募集人」を「損害保険募集人及び少額短期保険募集人」に、「所属保険会社」を「所属保険会社等」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 特定少額短期保険募集人(少額短期保険募集人のうち、第三条第五項第一号に掲げる保険その他内閣府令で定める保険のみに

じ。」を加え、「当該保険持株会社の子会社（保険会社を除く。）及び」を「及び少額短期保険持株会社（以下この条及び第三百一条の二において「保険持株会社等」という。）」。当該保険持株会社等の子会社（保険会社等及び外国保険会社等を除く。）並びにに改め、同条第二項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等が」

に、「(外国保険会社等の場合)にあっては、第八十七条第三項各号」を、「第八十七条第三項各号又は第二百七十二条の二第二項各号」に改める。

第三百一条中「保険会社は」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第三百一条の二各号列記以外の部分中「保険持株会社」を「保険持株会社等」に、「保険会社」を「保険会社等及び外国保険会社等」に、「保険会社が」を「保険会社等若しくは外国保険会社等が」に、「当該保険会社に」を「当該保険会社等若しくは外国保険会社等に」に改め、同条第一号及び第二号中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第三百二条中「損害保険代理店」の下に、「少額短期保険募集人」を、「又は使用人」の下に「(少額短期保険募集人の役員又は使用人)にあつては、特定少額短期保険募集人に限る。」を加える。

第三百五条及び第三百六条中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改める。

第三百七条第一項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同項第一号中「生命保険募集人若しくは損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第二項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改める。

第三百八条第一項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第二項中「生命保険募集人又は損害保険代理店」を「特定保険募集人」に、「所属保険会社」を「所

属保険会社等」に改める。

第三百九条第一項中「保険会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)」を「保険会社等若しくは外国保険会社等」に改め、同項第六号中「保険会社、生命保険募集人、損害保険代理店」を「保険会社等、外国保険会社等、特定保険募集人」に改め、同条第二項、第五項及び第六項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改め、同条第七項中「生命保険募集人、損害保険代理店」を「特定保険募集人」に改め、同条第八項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める。

第三百十一条第一項中「並びに第二百七十一条の二の四の規定により読み替えて適用する場合を削り、「第二百七十一条の十三」の下に「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二百七十一条の二十八」の下に「(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)、第二百七十二条の二十三(第二百七十九条第二項及び第二百七十一条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百十一条の二第一項中、「保険会社」を「保険会社等」に改め、同項第一号中「又は第二百七十一条の三十一第一項若しくは第四項」を「第二百七十一条の三十一第一項若しくは第四項(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。又は第二百七十二条の二十六第一項に改め、同項第三号中「又は第二百三十二条」を「第二百三十二条、第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七」に、「又は第二百三十九条第一項の免許」を「若し

くは第二百三十九条第一項の免許又は第二百七十二条第一項の登録」に改める。

第三百十一条の三第一項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「免許」の下に「又は第二百七十二条第一項の規定による登録を加え、同項第二号中「第二百三十九条第一項」の下に「(第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。)」を、「第二百四十二条」の下に「(第二百七十二条の三十一第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は第二百七十一条の三十一第一項から第三項までの規定による認可」を、「第二百七十一条の三十一第一項から第三項まで、第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書又は第二百七十二条の三十五第一項若しくは第三項ただし書の規定による認可又は承認」に改め、同項第三号中「第二百七十一条の十四」及び「第二百七十一条の十六第一項」の下に「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「若しくは第四項」の下に「(これら

の規定を第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)、第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二項、第二百七十二条の三十一第四項又は第二百七十二条の三十五第五項」を加え、同項第四号中「又は」を「若しくは」に改め、「取消し」の下に「又は第二百七十二条の二十六第一項若しくは第二百七十二条の二十七の規定による第二百七十二条第一項の登録の取消し」を加え、同項第五号中「又は第二百七十一条の三十一第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し」を

「第二百七十一条の三十一第一項の規定による第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項ただし書の認可の取消し、第二百七十二条の三十四第一項において準用する第二百七十一条の十六第一項の規定による第二百七十二条の三十一第一項若しくは第二項ただし書の承認の取消し又は第二百七十二条の四十第二項において準用する第二百七十一条の三十一第一項の規定による第二百七十二条の三十五第五項若しくは第三項ただし書の承認の取消し」に改め、同条第二項中「第一号」の下に「及び第四号」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第二百七十二条の二十一第一項(第六号に係る部分に限る。)

第三百十一条の四第二項中、「保険会社」を「保険会社等」に改め、「保険持株会社」の下に「少額短期保険主要株主、少額短期保険持株会社」を加える。

第三百十五条を次のように改める。

第三百十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条第一項の規定に違反して、内閣総理大臣の免許を受けずに保険業を行った者

二 第七条の二(第九十九条において準用する場合を含む。の規定に違反して、他人に保険業を行わせた者

三 不正の手段により第二百七十二条第一項の登録を受けた者

四 第二百七十二条の九の規定に違反して、他人に少額短期保険業を行わせた者

め、「第五十四号」の下に「及び第五十九号」を、
二、保険主要株主の下に「若しくは少額短期保

会社を子会社としたとき」を加え、同項第二十七号及び第二十九号中「第百九十九条」の下に「及び第二百七十二条の十八」を加え、同項第三十号中「第百九十九条」の下に「及び第二百七十二条の十八」を加え、「若しくは第二百五十八条第一項を」、「第二百五十八条第一項若しくは第二百七十二条の五第四項」に、「若しくは第二百四十一条第一項若しくは第二百七十二条の二十五第一項」に改め、同項第三十三号中「含む。」の下に「又は第二百五十二条の二十四第四項」を加え、同項第三十四号中「又は第二百七十一条の三十二第一項若しくは第二項を」、「第二百七十一条の三十二第一項若しくは第二項、第二百七十二条の二十一第一項又は第二百七十二条の四十二第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十五号中「第二百七十一条の十四」及び「第二百七十一条の十六第一項」の下に「(第二百七十二条の三十四第一項において準用する場合を含む。)」を、「第二百七十一条の二十九」の下に「(第二百七十二条の四十第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三十六号中「又は第二百二十九条」を、「第二百二十九条又は第二百七十二条の二十四第一項若しくは第二項」に改め、同項第三十七号及び第三十八号中「及び第二百七十条の四第九項を」、「第二百七十条の四第九項及び第二百七十二条の二十九」に改め、同項第五十三号中「又は第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項を」、「第二百七十一条の十八第二項若しくは第四項、第二百七十二条の三十一第三項又は第二百七十二条の三十五第二項若しくは第四項」に改め、同項第五十八号を同項第六十三

六十二 第二百七十二条の三十九第一項の規定による内閣総理大臣の承認を受けないで、同項各号に掲げる会社以外の会社を子会社としたとき。

第三百三十五条に次の三号を加える。

三 第二百七十二条の八第一項の規定に違反した者

四 第二百七十二条の八第二項の規定に違反して、同条第一項の規定による標識又はこれに類似する標識を掲示した者

五 第二百七十二条の三十二第一項の承認申請書又は同条第二項の書類に虚偽の記載をして提出した者

附則第一条の二の三中「第百七十四条第九項」を「第二百六十五条の二十八第二項第三号」に改める。

附則第一条の二の十三の見出しを「(特定会員又は特別会員に係る資金援助等に係る政府の補助)」に改め、同条第一項中「及び次条において」を「次条及び附則第一条の二の十五において」に、「次条第一項を「附則第一条の二の十五第一項」に改め、同条第二項中「次条第二項」を「附則第一条の二の十五第二項」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

附則第一条の二の十四第一項中「前条第一項」を「附則第一条の二の十三第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「附則第一条の二の十三第二項」に改め、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 生命保険契約者保護機構は、毎事業年度、特例会員に係る特定業務により生じた利益金として政令で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、前条第一項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、国庫に納付しなければならない。

附則第一条の二の十四を附則第一条の二の十五とし、附則第一条の二の十三の次に次の一条を加える。

(特例会員に係る資金援助等に係る政府の補助)

第一条の二の十四 政府は、生命保険契約者保護機構がその会員(平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に第二百四十二条第一項に規定する管理を命ずる処分を受けたものその他政令で定めるものに限る。次条第三項において「特例会員」という。)に係る資金援助その他の業務に要した費用を第二百六十五条の三十三第一項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合(政令で定める日における当該生命保険契約者保護機構の借入残高に、当該生命保険契約者保護機構が当該費用を借入れにより賄うとした場合の当該借入の額として政令で定める額を加えた額が当

該生命保険契約者保護機構の長期的な収支を勘案して政令で定める額を超える場合に限る。)には、予算で定める金額の範囲内において、当該生命保険契約者保護機構に対し、当該費用(特定業務に要したものに限り。)の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

2 前項の規定の実施に関し必要な手続は、政令で定める。

(船主相互保険組合法の一部改正)

第二条 船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条を次のように改める。

(業務の制限)

第四条 小型船相互保険組合は、第二条第二項に規定する損害保険事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について収受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について収受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社(保険業法(平成七年法律第五号)第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社をいう。)その他の内閣府令で定める者(次項第一号において「損害保険会社等」という。)の業務の代理又は事務の代行(内閣府令で定めるものに限る。次項第一号において同じ。)

二 第二条第二項に規定する損害保険事業の対象となる木船(その運航に伴つて生ずる

費用及び責任を目的とする保険契約が当該小型船相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。)に出資その他の内閣府令で定める行為(次項第二号において「出資等」という。)をしている者(当該小型船相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。)の当該木船の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任(内閣府令で定めるものに限る。次項第二号において同じ。)に関する損害保険事業

2 船主責任相互保険組合は、第二条第三項に規定する損害保険事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。ただし、一事業年度における第二号に掲げる損害保険事業について収受した保険料の総額は、当該保険料の総額及び当該事業年度における同項に規定する損害保険事業について収受した保険料の総額の合計額の百分の二十を超えてはならない。

一 組合員のために行う損害保険会社等の業務の代理又は事務の代行

二 第二条第三項に規定する損害保険事業の対象となる木船以外の船舶(その運航に伴つて生ずる費用及び責任を目的とする保険契約が当該船主責任相互保険組合とその組合員との間に成立しているものに限る。)に出資等をしている者(当該船主責任相互保険組合の組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。)の当該木船以外の船舶の運航に伴つて生ずる自己の費用及び責任に関する損害保険事業

3 組合は、前二項各号に掲げる事業を行おうとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の承認の申請があつたときは、当該組合が行おうとする事業が健全に行われ、公益に反しないものであるかどうかを審査しなければならない。

5 小型船相互保険組合は第一項各号及び第二条第二項に規定する事業以外の事業を、船主責任相互保険組合は第二項各号及び同条第三項に規定する事業以外の事業を行うことができる。

第七条中「定款」を「内閣府令」に改める。

第八条中「定める」を「規定する」に改め、「(平成七年法律第五号)」を削る。

第五十九条第二号を次のように改める。

二 第四条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき、同条第三項の規定に違反して承認を受けないで同条第一項各号若しくは第二項各号に掲げる事業を行つたとき、又は同条第五項の規定に違反したとき。

(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)

第三条 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第九項第一号中「及び保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者(保険業法第二十八条第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。以下同じ。)」に改める。

第七十二条中「(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。第一条の第二

項に規定する大会社に該当する場合における同条第四項及び「(昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。)第一条の二第四項」を削る。

第九十七條第一項第三号中「第三百三十五條第一項」の下に「(同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百一一条第一項中「及び第三百三十七條」の下に「(これらの規定を同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項中「第三百三十八條」の下に「(同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「同条」を「同法第三百三十八條」に改める。

第三百五十八條の表第四十五條第一項第四号の項中「第三百三十五條第一項」の下に「(同法第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百七十七條第一項中「及び保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改め、同条第三項中「保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改める。

第四百四十條第一項中「補償対象契約」の下に「第四百四十五條第二項及び第四項並びに」を加え、「第二百四十五條」を「第二百四十五條第一号」に改める。

第四百四十五條第二項中「その他これに類する給付金に係る債権」を「及び保険業法第二百五十條第一項に規定する内閣府令・財務省令で定める給付金に係る債権(同法第二百四十五條第二号に規定する特定補償対象契約(第四項において「特定補償対象契約」という。))以外の補償対

象契約に係るものに限る。)」に改め、同条第三項中「保険契約に係る債権のうち保険会社(生命保険会社及び外国生命保険会社等に限る。)」を「保険契約(特定補償対象契約以外の補償対象契約に限る。以下この項において同じ。))に係る債権のうち保険会社」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第二百六十條第一項又は会社更生法第六十八條第一項の規定は、更生計画において、運用実績連動型保険契約(保険業法第一百八十八條第一項に規定する運用実績連動型保険契約をいう。))に係る債権について、その他の保険契約に係る債権に比して有利な条件を定めることを妨げるものと解してはならない。

第四百九十條第一項中「及び保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改め、同条第二項中「保険会社」を「保険会社及び少額短期保険業者」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。))から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中保険業法第五十九條第一項の改正規定(「同法第三百三十條第三項」とあるのは「保険業法第四十八條第二項」と、「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、を「電子公告(同法第六十六條第六項の電子公告をいう。以下同じ。))に準ずるものとして法務省令」とあるのは「電磁的方法(保険業法第四十八條第二

項の電磁的方法をいう。))であつて内閣府令」と、に改める部分に限る。)、同法第二百五十八條第二項の改正規定、同法第二百七十一條の四第九項の改正規定(「第五百五十五條第一号中「第三百三十五條第一項」の下に「(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加える部分及び「(第二百三十條第一項」の下に「及び第二百七十二條の二十九を加える部分を除く。))及び同法第二百七十一條の四第一項の改正規定並びに同法附則第一条の二の十三の改正規定(同条に一項を加える部分に限る。)) 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中保険業法第六十八條の改正規定、同法第九十九條の改正規定(「設ける」を「設けなければならない」に改める部分に限る。)、同法第二百四十五條の改正規定、同法第二百四十七條第一項の改正規定、同法第二百五十條の改正規定(同条第一項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める部分及び「第二百十條第一項」の下に「及び第二百七十二條の二十九」を加える部分、同条第二項中「保険会社」を「保険会社等又は外国保険会社等」に改める部分、同条第四項中「第一項の保険会社は、外国保険会社等以外の会社であるときは」を「第一項の場合において、保険会社等にあつては」に改める部分、「第三百三十六條第一項」の下に「(第二百七十二條の二十九において準用する場合を含む。)」を加える部分及び「外国保険会社等であるときは」を「外国保険会社等にあつては」に改める部分並びに同条第五項中「保険会社」を

「保険会社等又は外国保険会社等」に改める部分を除く。)、同法第二百五十四條の改正規定(同条第四項中「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約連業務」を加える部分に限る。)、同法第二百五十五條の二の改正規定(同条第三項中「補償対象保険金支払業務」の下に「及び特定補償対象契約解約連業務」を加える部分に限る。)、同法第二百六十七條の改正規定、同法第二百七十條の三の改正規定、同法第二百七十條の五第二項第一号の改正規定及び同法第二百七十條の六の八第二項の改正規定並びに同法附則第一条の二の十三の改正規定(同条に一項を加える部分を除く。)、同法附則第一条の二の十四の改正規定及び同条を同法附則第一条の二の十五とし、同法附則第一条の二の十三の次に一項を加える改正規定並びに第三条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四百四十條の改正規定及び同法第四百四十五條の改正規定 平成十八年四月一日

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特定保険業(第一条の規定による改正後の保険業法(以下「新保険業法」という。))第二条第一項に規定する保険業であつて、第一条の規定による改正前の保険業法(以下「旧保険業法」という。))第二条第一項に規定する保険業に該当しないものをいう。以下同じ。))を行っている者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

一 附則第四条第一項の規定により読み替えて

適用する新保険業法第二百七十二条の二十六
第一項又は第二百七十二条の二十七の規定に
より特定保険業の廃止を命ぜられた場合 当
該廃止を命ぜられた日

二 施行日から起算して二年以内に新保険業法
第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七
十二条第一項の登録の申請をした場合(前号
に該当する場合を除く。) 当該免許又は登録
の拒否の処分がある日

三 当該特定保険業を行う者から保険契約の移
転を受け、又は保険契約を承継することを約
する者(施行日から起算して二年以内に附則
第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二
項の規定による当該保険契約の移転又は承継
の認可の申請をした者に限る。)が当該二年以
内に新保険業法第三条第一項の免許又は新保
險業法第二百七十二条第一項の登録の申請を
した場合(前二号に該当する場合を除く。)

四 前三号のいずれにも該当しない場合 施行
日から起算して二年を経過する日

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行つて
いる者のうち施行日前に引き受けた保険契約に
係る業務及び財産の管理のみを行う者(新保険
業法第三条第一項の免許及び新保険業法第二百
七十二条第一項の登録の拒否の処分を受けた者
を除く。)については、前項の規定にかかわら
ず、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現に特定保険業を行つて
いる者(前項に規定する者及び新保険業法第三
条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二
条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特

定保険業者」という。)は、第一項各号に掲げる
場合に依り、当該各号に定める日後において
は、当該各号に定める日から起算して一年を経
過する日までの間に、その業務及び財産の管理
を行う保険契約について、保険会社(外国保険
会社等を含む。以下この項において同じ。)若し
くは少額短期保険業者との契約により当該保険
契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期
保険業者との契約により当該保険契約に係る業
務及び財産の管理の委託を行わなければならない。
い。

4 特定保険業者は、前項に規定する一年を経過
する日までの間(同項の保険契約の移転並びに
保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行
うことができないことについて内閣総理大臣が
やむを得ない事由があると認めるときは、内閣
総理大臣の指定する日までの間)は、新保険業
法第三条第一項の規定にかかわらず、第一項各
号に掲げる場合に依り、当該各号に定める日以
前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の
管理を行うことができる。

(特定保険業者の届出)

第三条 前条第一項又は第四項の規定により引き
続き特定保険業を行う特定保険業者(特定保険
業者になろうとする同条第二項に規定する者を
含む)は、施行日から起算して六月を経過する
日(同日後に施行日後初めて保険の引受けを行
う場合には、当該引受けを行う日。以下この項
において同じ。)までに、次に掲げる事項を記載
した届出書を内閣総理大臣に提出しなければな
らない。ただし、当該六月を経過する日までに
新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法

第二百七十二条第一項の登録の申請をした者に
ついては、この限りでない。

一 氏名、商号又は名称
二 法人であるときは、資本若しくは出資の額
又は基金の総額
三 法人(法人でない社団又は財団で代表者又
は管理人の定めのあるものを含む。)であると
きは、その役員(法人でない社団又は財団の
代表者又は管理人を含む。)の氏名

四 本店その他の事務所の所在地
五 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付し
なければならない。

一 保険約款(これに相当するものを含む。)
二 保険契約者に関する事項、特定保険業者の
ために保険契約の締結の代理又は媒介を行う
者に関する事項その他の業務の内容及び方法
として内閣府令で定める事項を記載した書類
三 財産目録、貸借対照表、収支計算書、損益
計算書その他の財産及び業務の状況を明らかに
する書類

四 その他内閣府令で定める書類
3 前条第一項又は第四項の規定により引き続き
特定保険業を行う特定保険業者が次の各号のい
ずれかに該当することとなったときは、当該各
号に定める者は、その日から三十日以内に、そ
の旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。
い。

一 特定保険業を廃止したとき。その特定保
險業者
二 合併により消滅したとき。その特定保険
業者を代表する役員であつた者
三 破産手続開始の決定により解散したと

き。その破産管財人
四 合併及び破産手続開始の決定以外の理由に
より解散したとき。その清算人
五 すべての保険契約を移転し、又は事業の全
部を承継させ、若しくは譲渡したとき。そ
の特定保険業者
(特定保険業者に対する新保険業法の規定の適
用)

第四条 附則第二条第一項又は第四項の規定によ
り特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場
合においては、当該特定保険業者を少額短期保
險業者とみなして、新保険業法第二百七十二
条の二及び第百条の三の規定、新保険業法第百
条の二及び第百条の三の規定、新保険業法第百
七十二条の十六第一項及び第二百七十二条の
二十二から第二百七十二条の二十四までの規定
並びに新保険業法第二百七十二条の二十五第一
項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二
条の二十七の規定(これらの規定に係る罰則を
含む。)を適用する。この場合において、新保険
業法第二百七十二条の十三第二項において準用
する新保険業法第百条の二「確保するための措
置」とあるのは「確保するための措置(内閣府
令で定めるものに限る。)」と、新保険業法第
二百七十二条の十三第二項において準用する新保
險業法第百条の三「取引又は行為をしてはな
らない。ただし、当該取引又は行為をすること
につき内閣府令で定めるやむを得ない理由があ
る場合において、内閣総理大臣の承認を受けた
ときは、この限りでない」とあるのは「取引又は
行為(内閣府令で定めるものに限る。)」をしては
ならない」と、新保険業法第二百七十二条の二

十四第一項中「第二百七十二条の二第二項第四号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険料の算出方法又は責任準備金の算出方法として定めた事項」と、「同号に掲げる書類に定めた事項」とあるのは「当該事項」と、同条第二項中「第二百七十二条の二第二項第二号から第四号までに掲げる書類に定めた事項」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）又は保険料の算出方法若しくは責任準備金の算出方法として定めた事項」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第七号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなつたとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなつたとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）とする。」

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。）である特定保険業者が前項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた特定保険業者を新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により新保険業法第二百七十二条第一項の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定による新保険業法第二百七十二条第一項の登録の取消しの日とみなす。

3 個人である特定保険業者が第一項の規定により読み替えて適用する新保険業法第二百七十二条の二十六第一項又は第二百七十二条の二十七の規定により特定保険業の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項及び第二百七十二条の三十七第一項の規定の適用については、その者が当該廃止を命ぜられた日から起算して五年を経過する日までの間は、その者を新保険業法第二百七十二条の四第一項第十号ハに該当する者とみなす。

4 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の業務報告書の記載事項、提出期日その他業務報告書に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

5 第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の規定は、施行日から起算して六月を経過する日以後に終了する事業年度から適用する。

6 内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、第一項において適用する新保険業法第二百七十二条の十六第一項の業務報告書のうち、保険契約者等の秘密を害するおそれのある事項及び第一項の規定により少額短期保険業者とみなされる特定保険業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き、保険契約者等の保護に必要と認められる部分を公衆の縦覧に供しなければならない。

7 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が保険契約の移転を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第二編第七章第一節の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、同条において準用する新保険業法第三百三十六条第一項及び第三項中「移転先会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十六条の二第二項中「取締役（委員会等設置会社等にあつては、執行役）」とあるのは「役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）」と、「前条第一項の株主総会等の会日の二週間前」とあるのは「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書（以下この節において「移転契約書」という。）の作成日」と、「第三百三十五条第一項の契約に係る契約書その

他の」とあるのは「移転契約書その他の」と、同条第二項中「移転先会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第三百三十八条中「第三百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは「発起人、役員（法人でない社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）とする。」

8 附則第二条第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十三第一項において準用する新保険業法第四百二十二条の規定を適用する。

9 附則第二条第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者がその業務及び財産の管理の委託を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の三十三第二項において準用する新保険業法第四百四十四條、第四百四十五條、第四百四十六條第一項及び第四百四十七條から第四百四十九條までの規定並びに新保険業法第五百十條第一項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の三十三第二項において準用する新保険業法第四百四十四條第二項中「当該管理の委託をする保険会社（以下この節において「委託会社」という。）及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二條の三十三第二項において準用する新保険業

法第四百六条第一項中「公告し、かつ、当該管理の委託をした旨並びに受託会社の商号、名称又は氏名及びその本店若しくは主たる事務所又は日本における主たる店舗(第百八十七条第一項第四号に規定する日本における主たる店舗をいう。)を登記しなければならない」とあるのは「公告しなければならない」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第四百九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10 新保険業法第二編第二章第一節及び第八章の規定は、附則第二條第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者については、適用しない。

11 附則第二條第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第六十七條第一項及び第二項の規定を適用する。

12 附則第二條第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、新保険業法第六十七條の六第一項及び第二項の規定を適用する。

13 附則第二條第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者は、特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならない。

14 附則第二條第一項又は第四項の規定により引き続き特定保険業を行う特定保険業者が第七項又は第九項において適用する新保険業法の規定により行う公告は、時事に関する事項を掲載する

る日刊新聞紙に掲載しなければならない。

15 附則第二條第一項又は第四項の規定により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合においては、当該特定保険業者を保険会社等又は所屬保険会社等と、当該特定保険業者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条、第二百九十四条、第三百条第一項第一号から第四号まで、第六号、第七号及び第九号に係る部分に限る。、第三百五条、第三百六条、第三百七条第一項及び第三百九条これらの規定に係る罰則を含む。の規定を適用する。この場合において、新保険業法第三百七条第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号又は第三号」と、「第二百七十六条若しくは第二百八十六条の登録を取り消し」とあるのは「業務の廃止を命じ」とする。

16 前項の規定により読み替えて適用する新保険業法第三百七条第一項の規定により業務の廃止を命ぜられた場合における新保険業法第二百七十二条の四第一項及び第二百七十九条第一項の規定の適用については、当該廃止を命ぜられた者を新保険業法第二百七十六条の登録を取り消された者と、当該廃止を命ぜられた日を新保険業法第三百七条第一項の規定による新保険業法第二百七十六条の登録の取消しの日とみなす。(公益法人等に関する経過措置)

第五條 この法律の施行の際現に特定保険業を行つてゐる民法明治二十九年法律第八十九号第三十四条の規定により設立された法人は、当分の間、新保険業法第三條第一項の規定にかか

わらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行つてゐる商工会議所、商工会又は商工会連合会は、当分の間、新保険業法第三條第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所屬保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条及び第三百条第一項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

4 第一項の規定により引き続き特定保険業を行う場合における民法第六十七条、第八十四条及び第八十四条の二の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「法人の業務」とあるのは「法人の業務(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第二條第一項に規定する特定保険業を含む。 第三項において同じ。)と、同条第二項中「監督上必要な命令」とあるのは「監督上必要な命令(平成十七年法律第五号)第三條第一項第一号から第三号までに係る部分に限る。)の規定を遵守させるための命令を含む。)と、同法第八十四条及び第八十四条の二第二項中「この章」とあるのは「この章(保険業法等の一部を改正する法律附則第五條第四項の規定により読み替えて適用する第六十七條を含む。)とする。

(免許審査基準に関する経過措置等)

第六條 新保険業法第六條第一項の規定は、新保険業法第三條第一項の免許を申請した特定保険業者(当該免許の申請のときに資本の額が五億円を上回り、新保険業法第六條第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

2 新保険業法第六條第一項の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継することを約する新保険業法第三條第一項の免許の申請者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四條第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び当該免許の申請を行う者であつて、当該免許の申請のときに資本の額又は基金の総額が五億円を上回り、新保険業法第六條第一項の政令で定める額に満たない者に限る。)については、施行日から起算して五年を経過する日までの間は、適用しない。

3 前項の規定の適用を受ける者が相互会社であるときは、同項の五年を経過する日までの間において、基金(新保険業法第五十六條の基金償却積立金(次項の規定により当該基金償却積立金として積み立てられたものとみなされるものを含む。)を含む。)の総額が新保険業法第六條第一項の政令で定める額に達するまでは、新保険業法第五十五條第二項に定める基金の償却又は剰余金の分配に充てることのできる金額の全部又は一部を積立金として積み立てることができる。

4 前項の規定により積み立てられた積立金は、新保険業法第五十六条の基金償却積立金として積み立てられたものとみなす。

5 内閣総理大臣は、第一項に規定する特定保険業者又は第二項に規定する免許の申請者に対する免許について、当該免許に、引受けを行う保険契約の相手方、保険契約の内容その他の事項に關し、新保険業法第五十二条の規定により必要な条件を付すことができる。

(登記簿に關する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に登記所に備えられている相互保険会社登記簿は、新保険業法第六十四条の相互会社登記簿とみなす。

2 この法律の施行の際現に登記所に備えられている外国相互保険会社登記簿は、新保険業法第二百四十四条の外国相互会社登記簿とみなす。

(特定保険業者であつた保険会社等に関する経過措置)

第八条 新保険業法第一百三十三条の規定は、附則第六条第二項の規定の適用を受けて新保険業法第三十一条の免許の申請を行い、同項の免許を受けた保険会社については、適用しない。

2 特定保険業者であつた保険会社又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した保険会社(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第三十一条の免許の申請をした者に限る。)は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第一百六条

第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

(業務の停止及び計画の承認に關する経過措置)

第九条 新保険業法第二百四十五条(新保険業法第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)及び第二百四十七条第一項の規定は、平成十八年四月一日以後にされる新保険業法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分について適用し、同日前にされた旧保険業法第二百四十一条第一項の規定による保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分については、なお従前の例による。

(保険契約の移転等における契約条件の変更に関する経過措置)

第十条 新保険業法第二百五十条(新保険業法第二百七十条の四第九項において準用する場合を含む。)第二百五十四条又は第二百五十五条の二の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百四十一条第一項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされる場合又は保険会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)が新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当することとなる場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更について適用し、同日前に旧保険業法第二百四十一条第一項の規定による合併等の協議の命令若しくは保険管理人による業務及び財産の管理を命ずる処分がされた場合又は保険会社が旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当す

ることとなつた場合における保険契約の移転、合併契約又は株式の取得における契約条件の変更については、なお従前の例による。

(資金援助等に関する経過措置)

第十一条 新保険業法第二編第十章第四節第二款的規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する者に係る保険契約者保護機構の行う新保険業法第二百六十五条の三十に規定する資金援助等業務について適用し、同日前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当した者に係る保険契約者保護機構の行う旧保険業法第二百六十五条の三十に規定する資金援助等業務については、なお従前の例による。

(保険金請求権の買取りに関する経過措置)

第十二条 新保険業法第二百七十条の六の八第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に新保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当する者に係る新保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについて適用し、同日前に旧保険業法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社に該当した者に係る旧保険業法第二百七十条の六の八第一項に規定する保険金請求権等の買取りについては、なお従前の例による。

(保険議決権保有届出書に關する変更報告書の提出に關する経過措置)

第十三条 新保険業法第二百七十一条の四第一項の規定は、附則第一条第一号に定める日以後に新保険業法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合の新保険業法第二

百七十一条の四第一項に規定する変更報告書の提出について適用し、同日前に旧保険業法第二百七十一条の三第一項各号に掲げる事項の変更があつた場合の旧保険業法第二百七十一条の四第一項に規定する変更報告書の提出については、なお従前の例による。

(保険持株会社に係る業務報告書等に関する経過措置)

第十四条 新保険業法第二百七十一条の二十四の規定は、施行日以後に開始する営業年度に係る同条第一項に規定する中間業務報告書及び業務報告書について適用し、施行日前に開始した営業年度に係る旧保険業法第二百七十一条の二十四第一項に規定する業務報告書については、なお従前の例による。

(特定保険業を行う法人に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている法人(株式会社を除く。以下この条において同じ。)が新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした場合においては、新保険業法第二百七十二条の四第一項第一号の規定は適用しない。

2 前項の法人に対する新保険業法第二百七十二条の二第一項及び第二百七十二条の四第一項の規定の適用については、新保険業法第二百七十二条の二第一項第二号中「資本の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、同項第三号中「取締役及び監査役(委員会等設置会社等にあつては、取締役及び執行役)」とあるのは「役員」と、新保険業法第二百七十二条の四第一項第二号中「資本の額又は基金の総額」とあるのは「出資の額又は基金の総額」と、「株

株式会社又は相互会社(以下この項において「株式会社等」という。)とあるのは「法人」と、同項第三号から第八号までの規定中「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第九号中「他に行う業務が第二百七十二条の十一第二項ただし書に規定する内閣府令で定める業務以外の業務である株式会社等又は当該他に行う」とあるのは「他に行う」と、「認められる株式会社等」とあるのは「認められる法人」と、同項第十号中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」と、「株式会社等」とあるのは「法人」と、同項第十一号中「株式会社等」とあるのは「法人」とする。

3 第一項の法人で新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けた少額短期保険業者(以下この条において「特定少額短期保険業者」という。)の出資の額又は基金の総額の減少は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

4 他の法律の規定により特定少額短期保険業者に対し会計帳簿及び会計の書類の閲覧を請求できる権利を有する者(「行政庁その他政令で定める者を除く。’)は、内閣総理大臣の承認を受けなければ、当該権利を行使することができない。

5 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二百七十二条の十一第二項及び第二百七十二条の二十六の規定の適用については、同項中「少額短期保険業に關連する業務として内閣府令で定める業務で、当該少額短期保険業者が」とあるのは「当該少額短期保険業者が」と、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法

律平成十七年法律第 号)附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二百七十二条の四第一項第二号から第四号まで」と、同条第二項中「取締役、執行役又は監査役」とあるのは「役員」とする。

6 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の二十九の規定にかかわらず、同条において準用する新保険業法第百三十五条第一項に規定する移転先会社となることができな

7 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十五条第三項に規定する移転会社である場合においては、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十六

第一項及び第三項中「移転会社及び移転先会社」とあるのは「移転先会社」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十六条の二第二項中「取締役(委員会等設置会社等にあつては、執行役)」とあるのは「役員」と、「前条第一項の株主總會等の会日の二週間前」とあるのは「第百三十五条第一項の契約に係る契約書(以下この節において「移転契約書」という。)の作成日」と、「第百三十五条第一項の契約に係る契約書その他の」とあるのは「移転契約書その他の他の」と、同条第二項中「移転会社の株主又は保険契約者」とあるのは「移転対象契約者」と、新保険業法第二百七十二条の二十九において準用する新保険業法第百三十八条中「第百三十六条第一項の決議があつた時」とあるのは「移転契約書を作成した時」とする。

8 特定少額短期保険業者は、新保険業法第二百七十二条の三十第二項の規定にかかわらず、同

項において準用する新保険業法第百四十四条第一項に規定する受託会社となることができな

9 特定少額短期保険業者が新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十四条第二項に規定する委託会社である場合においては、同項中「当該管理の委託をする保険会社(以下この節において「委託会社」という。及び受託会社」とあるのは「受託会社」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十六条第三項中「商業登記法第十八条、第十九条(申請書の添付書面)及び第七十九条(株式会社の添付書面の通則)(これらの規定を第六十五条において準用する場合を含む。に定める書類のほか、次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類」と、新保険業法第二百七十二条の三十第二項において準用する新保険業法第百四十九条第一項中「委託会社及び受託会社」とあるのは「受託会社」とする。

10 特定少額短期保険業者は、他の法律の規定にかかわらず、定款に解散の事由を定めてはならない。

11 特定少額短期保険業者は、解散又は特定保険業を廃止しようとするときは、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

12 新保険業法第百五十三条第二項の規定は前項の認可の申請について、同条第三項の規定は前項の認可の申請をした特定少額短期保険業者について、新保険業法第百五十四条の規定は同項の認可を受けた特定少額短期保険業者について、それぞれ準用する。

13 特定少額短期保険業者の合併は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

14 新保険業法第百六十七条第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

15 第十三項の認可を受けて合併により設立される法人は、当該設立の時に、新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けたものとみなす。

16 特定少額短期保険業者の分割は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

17 新保険業法第百七十三条の六第二項の規定は、前項の認可の申請について準用する。

18 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第二編第十章第二節の規定の適用については、新保険業法第百五十条第四項中「第一項の場合において、保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等(保険業法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第 号)附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を除く。）」と、「外国保険会社等」とあるのは「外国保険会社等(同法附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者を含む。）」と、新保険業法第百五十四条第三項中「第一項の保険会社等」とあるのは「第一項の場合において、保険会社等(特定少額短期保険業者(保険業法等の一部を改正する法律附則第十五条第三項に規定する特定少額短期保険業者をいう。以下この項において同じ。)を除く。))にあつては」と、「目的となつている旨を」とあるのは「目的となつている旨を、特定少額短期保険業者にあつては合併契約書の作成日において、当該契

約条件の変更を含む合併契約書が作成された旨を、それぞれ」と、新保険業法第二百五十五条の三第一項中「変更会社の取締役委員会等設置会社等にあつては、執行役」とあるのは「変更会社の役員」とする。

19 特定少額短期保険業者に対する新保険業法第三百三十三条の規定の適用については、同条第一項中「発起人、取締役、執行役、監査役」とあるのは、「発起人、役員」とする。

(特定保険業者であつた少額短期保険業者等に關する経過措置)

第十六条 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者(施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四条第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。)は、施行日から起算して七年を経過する日までの間は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超え、政令で定める金額以下である保険の引受けを行うことができる。

2 少額短期保険業者は、前項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社(外国保険会社等を含む。以下この条において同じ。)に付さなければならない。

3 少額短期保険業者は、第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、あらかじめ、再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名、再保険の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

4 少額短期保険業者は、第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行うときは、あらかじめ、顧客に対して、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一 再保険に付す保険会社の商号、名称又は氏名

二 再保険に付す再保険金額その他の再保険の内容

三 その他内閣府令で定める事項

5 第一項の規定により保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険の引受けを行う場合において、その保険に係る再保険を外国保険業者に付すことが次に掲げる場合に該当するものとして内閣総理大臣の承認を受けた少額短期保険業者については、第二項の規定は適用しない。この場合において、当該少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、当該超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を当該外国保険業者に付さなければならない。

一 再保険の内容が法令に違反し、又は不公平なものでないこと。

二 当該再保険に代えて、当該再保険と同等又は有利な条件の再保険を保険会社に付すこと

が困難であること。

三 当該再保険を付すことにより、被保険者その他の関係者の利益が不当に侵害されるおそれがないこと。

6 前項の規定により再保険を外国保険業者に付す場合においては、第四項第一号中「保険会社の商号、名称又は氏名」とあるのは、「外国保険業者の商号、名称又は氏名」とする。

7 内閣総理大臣は、第五項の承認を行う場合において、同項第二号に掲げる場合に該当するかどうかについて保険会社に確認することができる。

8 内閣総理大臣は、第五項の承認を行った場合において、再保険を当該外国保険業者に付すことが同項各号に掲げる場合に該当しなくなったときは、同項の承認を取り消すことができる。

この場合において、同項の少額短期保険業者は、遅滞なく、同項後段の超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を他の保険会社又は外国保険業者に付さなければならない。

9 特定保険業者は、新保険業法第二百七十二條第一項の登録を受けた場合には、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該登録前に引き受けた保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を超える保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

10 少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、特定保険業者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険金額が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める金額を

超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

11 第九項又は前項の場合においては、少額短期保険業者は、内閣府令で定めるところにより、第九項又は前項の超える金額以上の金額を再保険金額とする再保険を保険会社又は外国保険業者に付さなければならない。

12 少額短期保険業者は、前項の規定により再保険を保険会社又は外国保険業者に付したときは、遅滞なく、当該保険会社又は外国保険業者の商号、名称又は氏名、再保険の内容その他の内閣府令で定める事項を記載した届出書を内閣総理大臣に届け出なければならない。

13 特定保険業者は、新保険業法第二百七十二條第一項の登録を受けた場合には、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該登録前に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定する政令で定める期間を超える保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

14 特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継することを約する少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させることを約する者又は当該保険契約の移転をし、若しくは保険契約を承継させた者が施行日前又は附則第二条第一項の規定により特定保険業を行う間に引き受けた保険期間が新保険業法第二条第十七項に規定す

る政令で定める期間を超える保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継して、当該保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

15 第一項、第五項、第九項、第十項、第十三項又は前項の場合においては、新保険業法第二條第十八項中「少額短期保険業を行う者」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第 号）附則第十六條第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。）を行う者」と、新保険業法第二百七十二條第一項中「少額短期保険業」とあるのは「少額短期保険業（保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第一項、第九項、第十項、第十三項又は第十四項の規定により行う保険業を含む。次條第一項第四号、第二百七十二條の四第一項第九号及び第十一号、第二百七十二條の五第二項及び第五項、第二百七十二條の九、第二百七十二條の十一第一項及び第二項、第二百七十二條の二十一第一項第一号、第二百七十二條の二十七並びに第三百十五條第四号において同じ。）」と、新保険業法第二百七十二條の二十六第一項第一号中「第十一号」とあるのは「保険業法等の一部を改正する法律附則第十六條第十五項において読み替えて適用する第二百七十二條の四第一項第十一号とする。

16 第十三項又は第十四項の場合において、少額短期保険業者が行う新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百六條第一項に規定する責任準備金の積立てに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

17 新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百三條の規定は、特定保険業者から保険契約の移転を受け、又は保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四條第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。）については、適用しない。

18 特定保険業者であつた少額短期保険業者又は特定保険業者から保険契約の移転を受け、若しくは保険契約を承継した少額短期保険業者（施行日から起算して二年を経過する日までの間に附則第四條第七項、第八項、第十一項又は第十二項の規定による当該保険契約の移転又は承継の認可の申請及び新保険業法第二百七十二條第一項の登録の申請をした者に限る。）は、内閣総理大臣に届け出て、施行日から起算して五年を経過する日までの間に終了する決算期において、新保険業法第二百七十二條の十八において準用する新保険業法第一百六條第一項に規定する責任準備金のうち内閣府令で定めるものを積み立てないことができる。

（標識の掲示に関する経過措置）
第十七條 新保険業法第二百七十二條の八第二項の規定は、この法律の施行の際現に同條第一項に規定する標識又はこれに類似する標識を掲示している者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
（保険会社の更生計画に関する経過措置）
第十八條 第三條の規定による改正後の金融機関

等の更生手続の特例等に関する法律（以下「新更生特例法」という。）第四百四十五條の規定は、平成十八年四月一日以後に保険会社（新更生特例法第二條第五項に規定する保険会社をいう。以下この条において同じ。）について更生手続開始の申立てがあつた事件について適用し、同日前に保険会社について更生手続開始の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。（罰則）

第十九條 附則第三條第一項の規定による届出書及び同條第二項の規定により添付すべき書類を提出せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出した者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正）
第二十條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第十條第二項ただし書中「保険業を営む会社が」を「保険業を営む会社（保険業を営む会社にあつては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次條第一項及び第二項において同じ。）

が」に改める。
（農業協同組合法の一部改正）
第二十一條 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。
第十一條の四十九第一項第二号中「第十二條第二項第三号二において同じ」を削り、同号の次に次の一号を加える。
二の二 少額短期保険業者（保険業法第二條第十八項に規定する少額短期保険業者をいう。）
第十一條の四十九第二項第一号中「若しくは第二号」を「から第二号の二まで」に改める。
第十一條の五十第一項中「前條第一項第一号」の下に「及び第二号の二」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第十二條第二項第三号二中「保険会社及び保険業を行う外国の」を「第十一條の四十九第一項第一号から第二号の二までに掲げる」に改める。
（中小企業等協同組合法の一部改正）
第二十二條 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九條の七の五第二項中「第二百七十五條第一項（第一号及び第三号を除く。）を」第二百七十五條第一項第二号に、「所屬保險会社」を「所屬保險会社等」に、「権限の明示」を「顧客に対する説明」に、「第三百七條第一項（第一号及び第二号を除く。）を」第三百七條第一項第三号に改める。
（協同組合による金融事業に関する法律の一部改正）
第二十三條 協同組合による金融事業に関する法

律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

第四条の四第二項第七号イ及びハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

(相続税法の一部改正)

第二十四条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「保険会社」の下に「保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者及び」を加える。

(信用金庫法の一部改正)

第二十五条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十四条の十七第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

第五十四条の十七第二項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を、「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

(長期信用銀行法の一部改正)

第二十六条 長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二第一項第五号の次に次の一号を

加える。

五の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。)

第十三条の二第四項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を、「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

第十六条の四第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 少額短期保険業者

第十六条の四第一項第十号ロ中「及び保険業を営む外国の会社」を、「少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社」に改める。

(労働金庫法の一部改正)

第二十七条 労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十八條の五第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(次項第七号において「少額短期保険業者」という。)

第五十八條の五第二項第七号イ及びハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

(登録免許税法の一部改正)

第二十八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十四号中(ロ)を(カ)とし、(ハ)を(イ)とし、(九)を(ト)とし、(ハ)を(イ)とし、(ト)の次に次のように加える。

(ハ) 保険業法第二百七十二条第一項(登録)の少額短期保険業者(登録件数) 一件につき十五万円

(銀行法の一部改正)

第二十九条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二 保険業法第二条第十八項(定義)に規定する少額短期保険業者(以下「少額短期保険業者」という。)

第十六条の二第二項第七号イ中「又は保険業を営む外国の会社」を、「少額短期保険業者又は保険業を営む外国の会社」に改め、同号ハ中「保険会社」の下に「又は少額短期保険業者」を加える。

第五十二条の二十三第一項第四号の次に次の一号を加える。

四の二 少額短期保険業者

第五十二条の二十三第一項第十号ロ中「及び保険業を営む外国の会社」を、「少額短期保険業者及び保険業を営む外国の会社」に改める。

(地価税法の一部改正)

第三十条 地価税法(平成三年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号イ中「外国相互会社」の下に「政令で定めるもの」を加える。

(金融庁設置法の一部改正)

第三十一条 金融庁設置法(平成十年法律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第四条第三号ホ中「生命保険業又は損害保険業を営む」を「保険業を行う」に改める。

(日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律の一部改正)

第三十二条 日本郵政公社による原動機付自転車等責任保険募集の取扱いに関する法律(平成十二年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「同法第二条第二十項に規定する所屬保険会社」を「同法第二条第二十四項に規定する所屬保険会社等」に改める。

(金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律の一部改正)

第三十三条 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律(平成十四年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者

(内閣府令への委任)

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この附則の規定による認可又は承認に関する申請の手続、書類の提出その他この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第三十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(権限の委任)

第三十六条 内閣総理大臣は、この附則による権限(政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

2 前項の規定により金融庁長官に委任された権限については、政令で定めるところにより、その一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三十八条 政府は、この法律の施行後三年以内に、生命保険契約者保護機構に対する政府の補助及び生命保険契約者保護機構による資金援助等の保険契約者等の保護のための特別の措置等に係る制度等の実施状況、生命保険契約者保護機構の財務の状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案し、生命保険契約者保護機構の資金援助等に要する費用に係る負担の在り方、政府の補助に係る規定の継続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年以内に、再保険を保険会社に付して行う業務その他の少額短期保険業者の業務の状況、保険会社が引き受ける保険の多様化の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、この法律に規定する保険業に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

理 由

経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図るため、保険業法の適用範囲及び保険契約者保護制度の見直しを行うとともに、少額短期保険業者の特例の創設、特別勘定で経理された保険契約の更生手続における取扱いの見直し、保険会社の子会社規制の緩和を行う等、所要の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

保険業法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業について、他の法律に特別の規定のあるもの、又は、会社、労働組合等がその役員、構成員等を相手方とするもの等を除き、保険業法の規制の対象とするともに、少額短期保険業者の特例制度を創設することとする。

2 保険会社が破綻した場合のセーフティネットの仕組みについて、自動車保険等の損害保険契約に関し、破綻保険会社から他の保険会社への乗換えを促す手続を導入するなど、保険契約の特性に応じた見直しを行うこととし、また、平成十八年度から二十年度までの生命保険会社の破綻に係る資金援助等について

て政府の補助を可能とする特例措置を講ずることとする。

3 損害保険会社が船主相互保険組合の業務代理等を行うことを認めるなど、所要の措置を講ずることとする。

4 この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。

二 議案の可決理由

本案は、経済社会情勢の変化を踏まえ、金融資本市場の構造改革を促進し、保険契約者等の保護の一層の充実を図ろうとするもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

平成十七年四月十三日

財務金融委員長 金田 英行

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院会議録第十二号中正誤

ページ 段 行 誤
四三 末二 法人

邦人 正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
東京一〇五―八四四五番地虎ノ門二丁目二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
本体	本号一部
三三〇円	三四五円